

2011（平成23）年度版

人権が尊重される三重をつくる行動プラン

年次報告

平成23年10月

三重県

行動プラン「年次報告」

《 目 次 》

- I 年次報告の考え方
- II 平成22年度をふりかえって

＜平成23年度版年次報告＞		頁 数
●施策分野1 「人権が尊重されるまちづくりのための施策」		
人権施策 101	人権が尊重されるまちづくり	1
人権施策 102	人権尊重の視点に立った行政の推進	6
●施策分野2 「人権意識の高揚のための施策」		
人権施策 201	人権啓発の推進	10
人権施策 202	人権教育の推進	21
●施策分野3 「人権擁護と救済のための施策」		
人権施策 301	相談体制の充実	27
人権施策 302	さまざまな人権侵害への対応	32
●施策分野4 「人権課題のための施策」		
人権施策 401	同和問題	36
人権施策 402	子ども	42
人権施策 403	女性	47
人権施策 404	障がい者	52
人権施策 405	高齢者	58
人権施策 406	外国人	62
人権施策 407	患者等（患者の権利、HIV感染者・エイズ患者、ハンセン病元患者、難病患者等）	68
人権施策 408	犯罪被害者等	72
人権施策 409	インターネットによる人権侵害	76
人権施策 410	さまざまな人権課題（アイヌの人びと、刑を終えた人・保護観察中の人等、性的マイノリティの人びと、ホームレス等）	81

2011（平成23）年度版

「人権が尊重される三重をつくる行動プラン」年次報告

I 年次報告の考え方

1 年次報告について

「人権が尊重される三重をつくる行動プラン」（以下「第一次行動プラン」という。）は、「人権が尊重される三重をつくる条例（平成9年10月施行）」に基づき改定した「三重県人権施策基本方針（平成18年3月改定）」を多様な主体で着実に推進していくため策定しました。

人権施策の進捗管理については、行動プランに基づく取組状況を「年次報告」としてまとめ、次年度に向けた方向性の検討などに活用することとしています。

行動プランの計画期間は、2007(平成19)年度～2010(平成22)年度の4か年ですが、今回の年次報告は、4年目（最終年度）にあたる平成22年度の取組状況について取りまとめました。

なお、これまでの取組の成果と課題等を踏まえ、県民等から幅広く意見を聞き、「第二次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」（第二次行動プラン）を策定しました。

2 施策の体系と推進の考え方

「三重県人権施策基本方針」では、人権施策を目的に応じた4つの施策分野に体系づけ推進することとしています。

1つめの施策分野は、人権尊重社会を実現するために基本となる豊かな人権文化が創造される地域社会と行政の推進についての「人権が尊重されるまちづくりのための施策」です。

2つめの施策分野は、一人ひとりの人権意識を高め、人権尊重のまちづくりの主体形成につなげる「人権意識の高揚のための施策」です。

3つめの施策分野は、人権に関する相談及び偏見や差別意識が生む人権侵害に対する救済のための「人権擁護と救済のための施策」です。

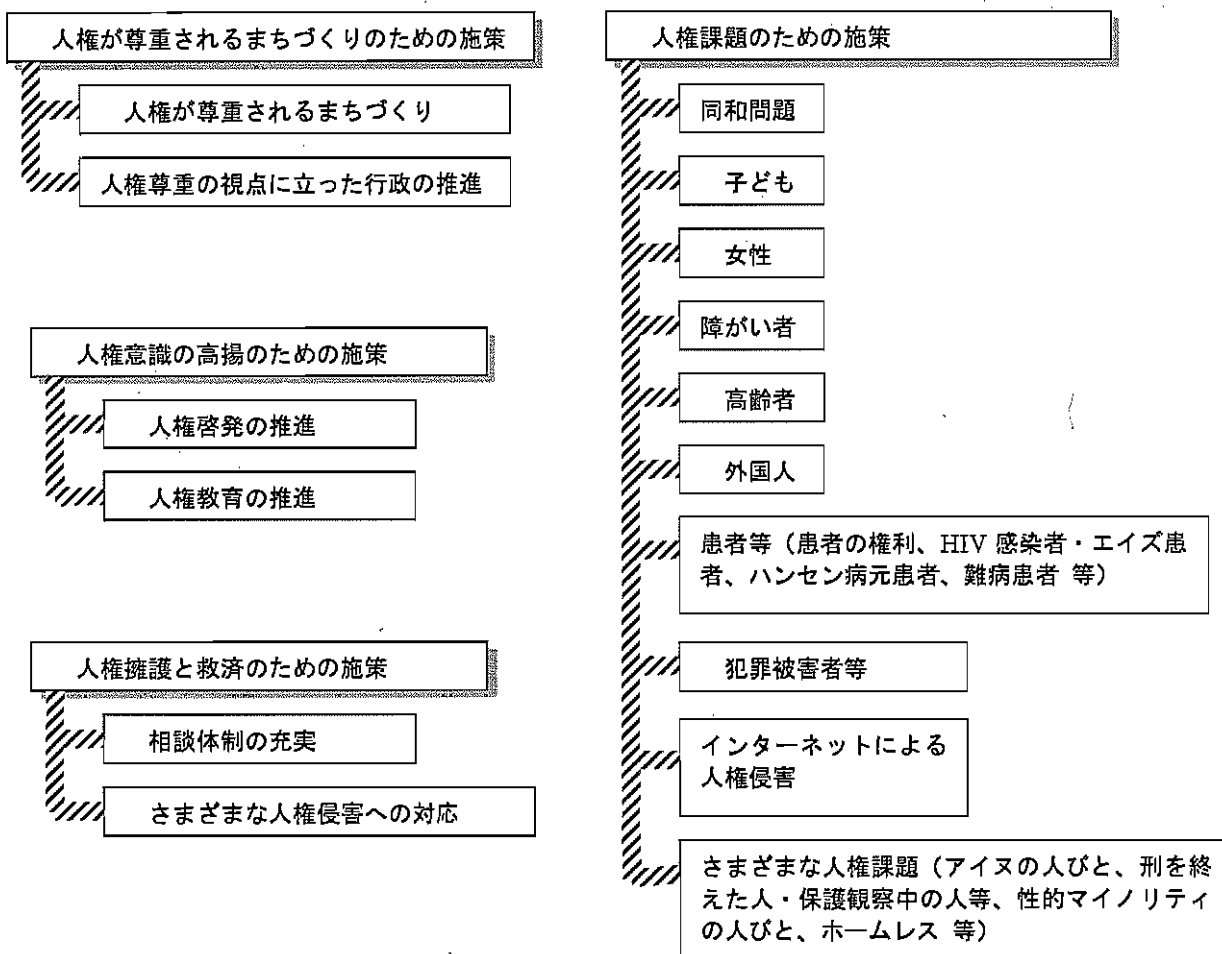
4つめの施策分野は、前述の3つの施策分野をベース（基礎）にして、個別の課題に対応していく「人権課題のための施策」です。

県では、人権尊重社会の実現の“めざす姿”として、「県民一人ひとりが、さまざまな文化や多様性を認め合い、人権に対する理解と認識を深めるとともに、県民、NPO、地域の団体、企業、市町、県など多様な主体が、協働しながら、人権が尊重される社会の実現に向けて主体的に活動しています。また、さまざまな人権相談に迅速かつ的確に対応できる相談体制やネットワークが整備されているなど、一人ひとりのものの見方・考え方、社会の制度やしくみなどにおいて、人権尊重の視点が定着した社会が築か

れています」(県民しあわせプラン第二次戦略計画)としています。

このような社会の実現をはかるため、一人ひとりの身近な暮らしや、地域での活動の中に人権の視点が行き渡り、住民のあらゆる活動のベース(基礎)に人権の視点が根付くような「人権が尊重されるまちづくりのための施策」を施策推進の基本に据えながら、「人権意識の高揚のための施策」、「人権擁護と救済のための施策」、「人権課題のための施策」を展開しています。

【施策体系図】



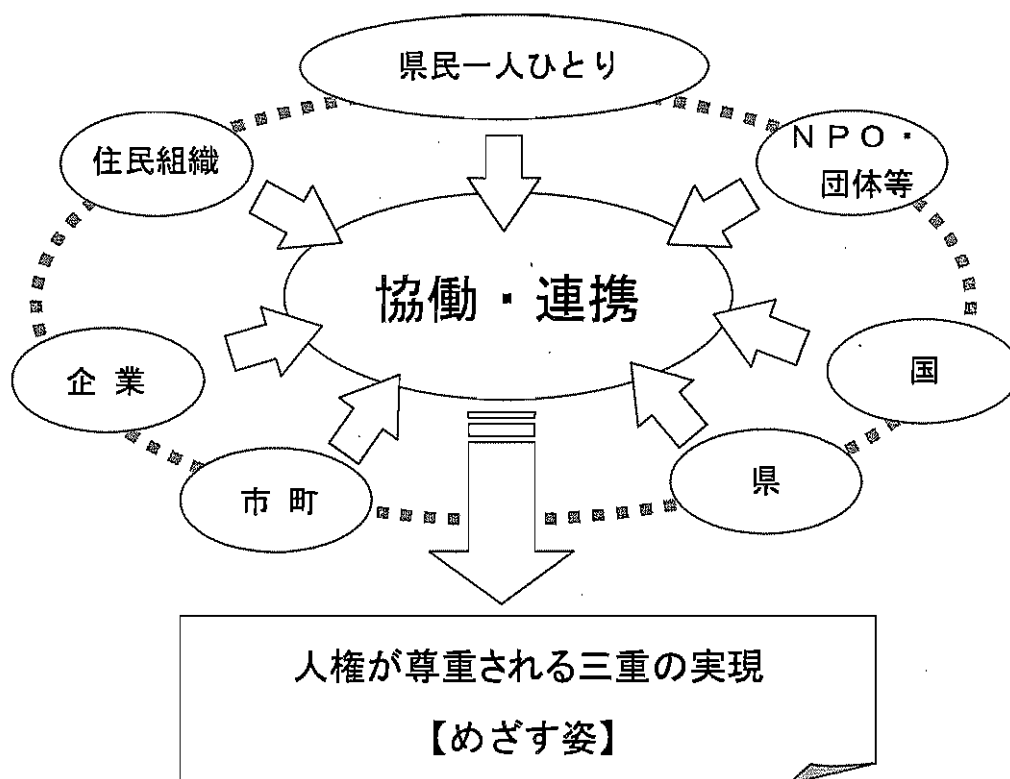
3 多様な主体による取組（取組の進め方）

人権施策を推進するためには、社会全体で取り組むことが必要です。県民一人ひとり、住民組織、NPO・団体等、企業、行政など多様な主体が一体となって、まず身近な地域社会において、「人権の世紀」にふさわしい人権が尊重される社会を築いていくことが大切です。

このため、この年次報告では、単に県が行った取組の内容を報告するだけでなく、国連や国、他の都道府県における動きや現状をレポートするとともに、市町や民間の具体的な取組事例を紹介しています。これらの事例を参考として、県内各地で多様な主体が連携した取組を進められていくことを期待しています。

今後も、住民組織、NPO・団体等、企業、市町、県など多様な主体が各々の活動の充実をはかりながら、さらに活動のテーマや課題にそって各主体間で連携・協力しあって行動していける環境づくりを進めることが重要であり、引き続き「第二次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」に基づく取組を推進していくため、この年次報告の活用をはかっていきます。

【連携イメージ】



Ⅱ 平成22年度をふりかえって

行動プランに掲げた施策の推進にあたっては、前述の「年次報告の考え方」にあるように、「人権が尊重されるまちづくり」を基本に据えて取り組みました。さらに、施策の推進にあたっては、「多様な主体が連携・協働」していくことを重視し、人権尊重社会の実現をめざしました。

《人権が尊重されるまちづくりのための施策》

「人権が尊重されるまちづくり」の考え方にふさわしい、人権尊重の視点に立った「まちづくり」の取組が、多様な主体により行われています。

住民組織やNPO等では、「障がい者の居場所づくりや社会活動の支援」または「高齢者の生きがいづくりや見守り」などといった身近な地域課題を解決していく中で、人権の視点を活かしたまちづくりに取り組んでいます。

学校においては、保護者や地域住民等とともに、人権について学んだり、人権イベントを開催するなどの人権意識を高める活動が広がっています。

また、企業等においては、「企業等の社会的責任（CSR）」に基づいた、人権尊重にかかる取組や環境活動などの地域社会への貢献などの取組が広がりつつあります。その国際規格であるISO26000も発行され、さらなる活動の広がりが期待されます。

このような中で、行政も、「人権が尊重されるまちづくり」に取り組む主体のひとつとして、行政相互の連携を強めるとともに、多様な主体との協働や支援を通して、地域における課題の解決に向けたまちづくりに取り組んでいます。

県では、こうした多様な主体による「人権が尊重されるまちづくり」を進めるため、まちづくりの手法などを紹介したテキスト「人権のまちづくりのすすめ」を使った「人権のまちづくり研修会」を開催し、リーダー養成と住民啓発を進めました。また、地域が人権のまちづくりに取り組む中で見えてきた課題の解決に向けアドバイザー等を派遣し、地域のニーズに応じた取組支援を行いました。

企業においても、CSRの一環として、人権啓発等の主体的な取組が広がりつつあることから、県としても、企業のCSRに関する取組の動向把握やガイドランスの策定に向けた情報収集・分析に取り組むとともに、企業内研修への支援や、人権の視点でのCSRの取組の重要性・意義等の啓発を行っています。

「人権が尊重される社会」の実現には、こうした多様な主体による具体的な取組が一層拡大し、かつ充実していくことが必要です。

年次報告においては、県の取組だけでなく、地域における取組や多様な主体が連携しつつ取り組んでいる事例を紹介し、次の取組につなげていけるよう県全体としての取組のステップ・アップをめざしていきます。

《人権意識の高揚のための施策》

「人権が尊重されるまちづくり」においては、「県民一人ひとりが主体的に人権について考え、さまざまな文化や多様性を認め合いながら行動していける」という意識を定着させていくことが重要です。そのために、多様な主体が人権意識の高揚をはかるための取組を進めています。

県では、県広報紙、テレビ・ラジオなどの各種広報媒体を活用した啓発活動を継続して実施するとともに、「差別をなくす強調月間」においては、国や市町、人権擁護委員などと連携して、県内各所で街頭啓発を展開するなど、重点的な啓発活動等に取り組んでいます。

特に、県人権センターでは、人権啓発の拠点施設として、企画パネル展・人権フォーラム等の開催や、人権フォトコンテスト・ポスター・メッセージの募集等参加型の啓発活動、スポーツ組織と連携した取組など、人権を身近に感じてもらうためのさまざまな啓発事業を展開しています。

市町では、住民に親しみやすくかつ参加しやすい人権啓発をめざして、人権啓発講演会や研修会、街頭啓発などの取組が行われたり、国、人権擁護委員連合会地域協議会とで構成する「人権啓発活動地域ネットワーク協議会」において、連携・協働し、県内各地域でさまざまな啓発活動が行われています。

県としては、人権啓発の推進について、多様な主体と連携をはかり、さまざまな人権課題に対し、多様な手段と機会を通じて、より一層の啓発活動の推進に努めていきます。

人権教育の取組では、「三重県人権教育基本方針」の具体化に向け、指導内容や指導方法の充実が図られるよう、指導上の観点や取組のポイントを具体的に記載した「人権教育ガイドライン」を公立小・中学校および県立学校に配付し、その周知を図るとともに、実践事例集の作成を通して、その活用の促進を図りました。

日々の教育実践に活かせるよう、「人権教育ガイドライン」を踏まえ、人権学習教材の活用の促進や開発、カリキュラムの研究、実践内容の共有などの取組を進めるとともに、実習・演習型の研修など、より具体的な教職員研修を実施していく必要があります。

《人権擁護と救済のための施策》

「人権が尊重されるまちづくり」においては、児童や高齢者への虐待やDVなどの人権侵害や差別事象の発生に対し、相談体制の確立などの「人権擁護と救済のための施策」を進めていくことも重要です。

国では、法務省の人権擁護機関（法務局）が、人権侵犯事件の被害者等からの申告を受けて、調査をはじめとした救済手続を行うとともに、人権擁護委員による相談活動を行っています。

市町においても人権擁護委員などによる「人権相談」が実施されているほか、隣保館においても、地域住民に対する人権相談や生活相談、健康相談等を実施しています。また、NPO・団体等においても、さまざまな相談窓口が開設されています。

県人権センターでは、多様化・複雑化する相談内容に人権感覚を持って対応できるよう、各種機関の相談員を対象とした「相談員スキルアップ講座」を開催し、相談技能の向上をはかりました。

また、相談者への必要な情報を提供するために、人権相談ネットワークを構築し、的確かつ迅速な相談に取り組んでいます。さらに、関係機関の連携による相談事例の共有や、各種相談機関との連携による相談体制の充実をはかる必要があります。

《人権課題のための施策》

県では、同和問題、子ども、女性、障がい者などの個別課題に対し、「人権が尊重されるまちづくりのための施策」、「人権意識の高揚のための施策」、「人権擁護と救済のための施策」をベースとして取組を進めています。

平成22年度における県の特徴的な取組としては、「こども局」において、子どもの意見表明の機会の充実、子どもの主体的な活動への支援などを行う「みえのこども応援プロジェクト」を推進するとともに、子どもをはじめ地域の多様な主体が参加し、子どもの権利が尊重される社会の実現をめざす「三重県子ども条例」を制定しました。

県内で重篤な児童虐待事件が発生したことを受けて、三重県児童虐待重篤事例検証委員会により事件の検証を行い、児童相談所職員の専門性の向上、市町等との更なる連携強化等が課題であることが明らかになりました。そのため改善に向けた取り組みに着手しました。また、児童虐待防止に対する理解を深めるため、「子どもを虐待から守る条例」に基づく県民への普及啓発活動やオレンジボンキャンペーンを実施しました。

障がい者の社会参加を推進するため、障がい者社会参加推進センターを設置し、様々な障がい者団体と連携して、相談事業や各種生活訓練、要約筆記奉仕員・手話通訳者の養成と派遣、スポーツ教室の開催などを行いました。

認知症高齢者対策として、認知症サポート医養成研修、かかりつけ医研修、認知症介護実践者研修等を開催するとともに、地域社会全体で認知症高齢者とその家族を支えられるよう、モデル地域を設置し、認知症高齢者等を支える関係者のネットワークづくり等の支援を行いました。また三重県社会福祉士会や三重弁護士会と協力して「高齢者虐待防止チーム」を地域ごとに設置し、専門的な相談に応じるなど市町・地域包括支援センターの支援を行いました。

インターネットによる人権侵害に対しては、ネットモラルやメディア・リテラシーの啓発を行うとともに、「ネットモニターボランティア養成講座」を開催し、ネットモニター等の活動を行う人材を養成しました。

また、子どもや若者を守る立場にある大人を対象に、インターネットの安全な使用方法について啓発を行ったり、ネット研究の専門家を招いた講演会を開催しました。

公立の全小中学校、県立学校を対象として、学校非公式サイトの現状把握や、ネットに依存する児童生徒の課題分析などを進めました。また、保護者による「ネット啓発チーム」を養成し、県内各地でネット啓発講座を開催するなど、学校・家庭・地域が協働して子どもを見守る体制の構築に努めました。

しかしながら、人権が尊重される社会づくりに向け、多様な主体によるさまざまな取組が進みつつあるものの、いまだ偏見等による差別や児童虐待・DV等の人権侵害、インターネット上の差別的な書き込みやプライバシー侵害などの人権侵害が発生しています。また、ニート・ひきこもりの問題や貧困の問題など、人権と密接に関わる社会問題も発生しています。

このため、引き続き、「人権が尊重されるまちづくり」の視点を重視しながら、国や市町をはじめ、県民、NPO・団体、企業など多様な主体と連携・協働しながら一人ひとりが、主体的に人権問題について考え、人権意識を高め活動していくことをめざし、人権啓発・教育をはじめとする総合的な取組を一層推進していく必要があります。

《今後の取組方向》

「人権が尊重されるまちづくり」を進めるには、県民一人ひとりが多様性を認め合い、人権に対する理解と認識を深めるとともに、県民、NPO・団体、企業、市町、県など多様な主体が連携しながら、より身近な地域社会において、それぞれが主体的に活動していくことが大切です。

このため県では、引き続き、啓発リーフレット「人権まちづくり活動ガイド」や研修テキスト「人権のまちづくりのすすめ」などを活用した研修会や参加型学習などを県内のできるだけ多くの地域で実施するとともに、人権のまちづくりが進んでいる地域では地域のニーズに応じた人権課題の解決に向けアドバイザーを派遣するなど住民本位の取組支援を進めます。

また、人権が尊重されるまちづくりをすすめていくには、地域の一員としての企業や団体などの活動が重要であることから、人権の研修支援や、取組のガイダンス試案の策定を通して、企業等における人権の視点による活動が広がるよう支援に取り組みます。

人権啓発については、地域や職場などにおける参加型学習への支援や、人権センターが実施する人権に関するフォトコンテストやポスター募集など、児童から大人まで各年齢層に応じた多様な手法による参画型の啓発活動や感性に訴える啓発活動など効果的な啓発事業を進めます。

また、市町、国、人権擁護委員連合会などと連携・協働し県内各地域において開催される人権イベントなど、地域特性を生かした啓発活動を進めていきます。

人権教育については、「人権教育基本方針」に基づき、家庭や地域など多様な主体と連携しながら、教育活動全体を通じて、「自分の人権を守り、他者の人権を守るための実践行動ができる力」を育む取組を進めます。

また「人権教育ガイドライン」を踏まえ、人権学習教材の活用の促進や開発、カリキュラムの研究、実践内容の共有を行うとともに、実習・演習型の研修など、より具体的な教職員研修を実施していきます。

相談体制の充実については、今日的な課題であるインターネット上の人権侵害や、多様化・複雑化する人権相談への対応として、差別事象のモニタリングへの取組や、多様な主体と協働した人権相談ネットワークの拡充、相談員のスキルアップに取り組みます。

「三重県子ども条例」に基づき、子どもたちの意見表明や参加機会の充実、子どもの主体的な活動への支援などに取り組みます。また、子どもと大人が適切に関わることで子どもが自らの力を発揮して、いきいきと育つことのできる地域社会づくりを進めます。

児童虐待については、依然として深刻な事案があることから、未然防止、早期発見・対応等における児童相談所職員の法的対応力の向上等、より専門性の高い職員を育成するとともに、各市町の状況を十分に把握し、市町の実情に応じた組織的な支援を行うことにより、市町や要保護児童対策地域協議会等の対応力向上を図っていきます。

障がい者社会参加推進センターに相談事業や生活訓練、要約筆記や手話通訳のボランティア養成等の様々な事業を総合的に行い、障がい者の社会参加を促進します。

高齢者を様々な形で支援できるよう、地域包括支援センターが地域ケア体制づくりの中核機関として、地域包括支援センター連絡会議の開催、ネットワーク形成力の向上や介護予防に関する研修を開催します。また、認知症対策として、予防から医療、介護、見守り相談といった総合的な支援体制を一層強化するとともに、地域における支援体制の整備を促進します。

インターネットや携帯電話の安全な使用方法について、保護者や住民に幅広く啓発を行うため、市町の関係機関や育成団体等参加対象者を広げた市町単位での研修会を実施します。また、居住地域を中心に、ボランティアとして啓発活動等を行う人材の育成を図る講座を実施し、ネット被害から子どもや若者を守る取り組みを進めます。

児童生徒に関わるサイトのネット検索・監視等を継続し、学校における教育・啓発を支援するための資料や体制を整えるとともに、「ネット啓発チーム」に大学生ボランティアを加えて、活動をより充実させ、学校・家庭・地域が協働して子どもを見守る体制の構築をめざします。

人権啓発の取組や、さまざまな人権課題に応じた教育の推進、人権相談などの人権擁護の取組について、多様な主体が連携・協働し、互いに共通認識を育てつつ、一体的に進めることで、「人権が尊重されるまちづくり」につなげていくことが重要であり、このことをベースにしながら、より効果的な施策展開をはかります。

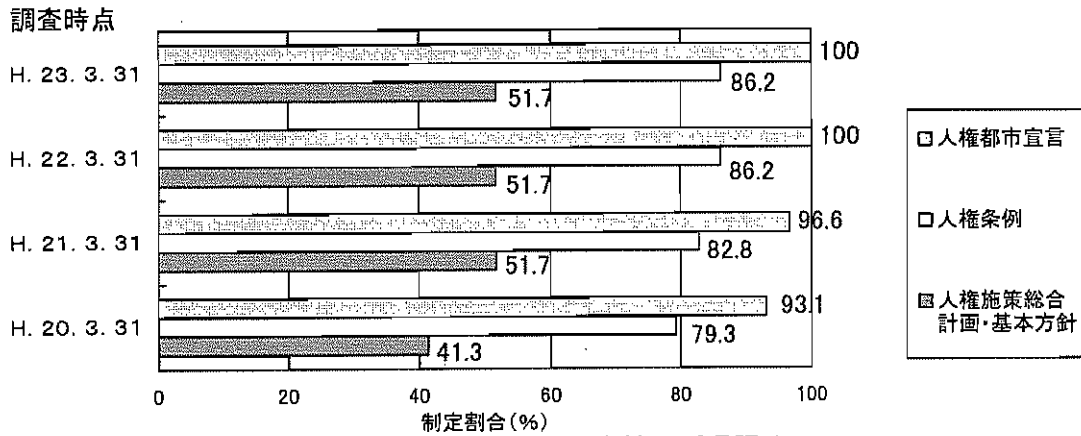
なお、平成22年度末に、これまでの取組の成果と課題等を踏まえ、「第二次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」(第二次行動プラン)を策定していますが、第二次行動プランでは、進捗管理のしくみをより客観的に行うため、人権施策全体の成果を計る「数値目標」を設定するとともに計画期間終了までの「目標値」を掲げて、計画的に取り組むこととします。また、多様な主体と目標を共有するため、重点的な取組を設定しています

(施策分野1) 人権が尊重されるまちづくりのための施策

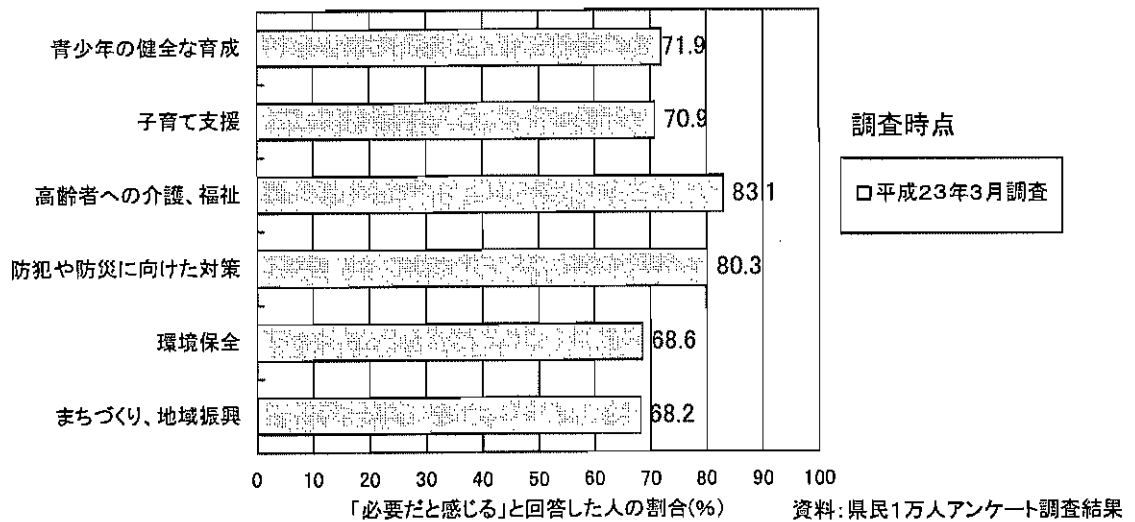
人権が尊重されるまちづくり

■ データからみた状況

【関連データ1】市町の人権条例等の制定状況（三重県）



【関連データ2】地域の人が中心となって積極的に取り組むことの必要性



データに関するコメント

【関連データ1】平成23年4月1日現在で、全市町において「人権都市宣言」が制定されています。また、「人権条例」が制定されている市町は25市町で86.2%となっています。

【関連データ2】地域の人が中心となって積極的に取り組むことが「必要だと感じる」と答えた人は、「高齢者への介護、福祉」、「防犯や防災に向けた対策」が8割を超えているほか、「青少年の健全な育成」や「子育て支援」などが7割を超えています。

【関係法令等の動き】

- 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」の制定（平成18年12月施行）
- 「三重県地域福祉推進計画」の策定（平成16年4月）
- 「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」の改正（平成19年4月施行）
- 「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画」の策定（平成19年7月）
- 「第2次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画」の策定（平成23年3月）

■ 現状と課題

【国連、国、他の都道府県の状況】

（※全体的な動向、注目すべき取組、法令・条例改正など）

- 国連において1994(平成6)年に採択された「人権教育のための国連10年行動計画」の中で、「人権という普遍的な文化」を創造することの重要性が示されました。これを契機に「人権文化」という概念が使われるようになりました。
- このような国連の動き等を前提としながら、人権尊重の考え方をベースにしたまちづくりを推進していこうという機運が高まり、全国の自治体で「人権条例」が制定され、それに基づいた各地域の特色ある取組が進められています。
- 例えば、和歌山県では、平成18年度に「わかやま人権パートナーシップ事業」を立ち上げ、県内の企業に広く参加をつのり企業内人権研修や実践交流会等を実施する中でネットワークづくりを進めています。
- 企業の社会的責任（CSR）に基づいた取組について、平成22年11月に、人権を含む企業等の社会的責任に関する国際規格であるISO26000が発行されました。

【三重県の状況】（平成22年度の取組状況）

1. 県の主な取組状況

（※行動プラン取組方向ごとに主な取組を記載。詳細は「県事業体系表進捗まとめ」を参照。）

（1）住民、企業、NPO等の団体などが人権の視点で活動をするための取組の推進

- ① 人権尊重の気運を盛り上げるため、人権・福祉・国際交流の関係団体や県民と協働による人権フォーラムの開催を始め、人権問題への正しい理解と人権尊重の思想を広く定着させるため、街頭啓発の実施、企画パネル展示、人権フォトコンテスト・ラッピングバスの運行・スポーツ組織と連携した啓発事業を実施しました。また、各県民センターでは、市町や地域の多様な主体と連携した独自啓発活動やミニ人権大学などの事

業を実施しました。

今後、効果的で幅広い啓発につなげるためには、市町、教育関係者を始めとする多様な主体との一層の連携が必要です。〔人権啓発事業／生活・文化部人権センター・各県民センター〕

- ② 県内企業に対して人権研修の支援を実施するとともに、CSRの一環として、人権の視点での取組の重要性や意義等の啓発を行いました。また、企業が人権の視点での取組を自己検証するためのガイダンス試行案を策定しました。

今後は、ガイダンスを策定するとともに、その普及・啓発に取り組みます。〔企業等における人権の視点による活動促進支援事業／生活・文化部人権室〕

(2) 県民、企業、団体、行政の協働による人権尊重のまちづくりの推進

- ① 人権研修テキスト「人権のまちづくりのすすめ」を使った「人権のまちづくり研修会」を今年度は地域を拡大して、県内の9地域で延べ18回開催し、リーダー養成と住民啓発を進めました。今後も本研修会が県内の様々な地域、住民組織等で開催されるよう支援をしていきます。〔トライ人権のまちづくりネットワーク事業／生活・文化部人権室〕

- ② 地域が人権のまちづくりに取り組む中で見えてきた課題の解決に向けアドバイザー等を派遣し、県内の5地域で延べ20回の地域のニーズに応じた取組支援を行いました。例えば、ある地域でまちづくりをおこなう中で出てきた課題の聞き取りや意見交換をおこなった後、大学教授を招いて今後の展望について指導や助言を提案してもらうなどの活動の支援をおこないました。

〔地域のニーズに応じた人権のまちづくり推進支援事業／生活・文化部人権室〕

- ③ 多様な主体が一体となって、人権文化の定着した地域社会を実現していくため、県内の企業、住民組織、NPO・団体等から60団体を選出し、活動状況を把握しました。把握したデータは行動プランの進捗管理に活用するとともに今後の施策推進に生かします。〔人権文化に溢れたまちづくりパートナー等活動把握事業【再掲】／生活・文化部人権室〕

(3) ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

- ① 地域におけるユニバーサルデザインの啓発でリーダー的役割を担う「ユニバーサルデザインアドバイザー」の養成講座を1回実施し、21人養成（累計1,043人）しました。今後は、アドバイザーを活用し、次世代を担う子どもたちへの普及啓発を推進する必要があります。〔ユニバーサルデザインのまちづくり展開事業／健康福祉部健康福祉総務室〕
- ② 「ユニバーサルデザインのまちづくり推進協議会」、「同推進本部幹事会」での協議・意見交換のほか、県民の皆さんのご意見等をお聴きしながら、平成23年度からを計画期間とする第2次推進計画を策定しました。今後、これまでの取組を検証した上で、第2次推進計画を着実に推

進していきます。〔ユニバーサルデザインのまちづくり推進事業／健康福祉部健康福祉総務室〕

- ③ 「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」に基づき、県立学校の多機能トイレ、洋式トイレ、スロープ、エレベーターの設置について数値目標を設定して取り組んでいます。平成22年度はエレベーターを1校に整備しました。

なお、スロープ及び多機能トイレについては、耐震補強とあわせて順次整備する予定です。〔学校施設のバリアフリー化／教育委員会学校施設室〕

2. 県以外の多様な主体による取組状況（事例）

（※市町や、企業・団体等の地域の取組状況について、把握できるものの中から抽出しその中の事例を紹介。ある団体等の固有事例の紹介であり全体傾向ではありません。）

（1）民間の取組事例（取組事例の紹介）

○【企業】

（事例1）視覚障害者用ATM、SPコード読取機、筆談機やコミュニケーションボードの設置など障がい配慮した窓口対応を心がけている企業があります。

（事例2）ブラジル人が経営する企業では、CSRの一環として南米出身の外国人住民向けの多文化共生セミナーを開催し、外国人住民の自立に向けた啓発を実施しています。

（事例3）車いす利用者のために駐車場から玄関まで屋根を設けて雨の日の通院に配慮した病院や各階のフロアに多機能トイレを配備したショッピングセンターなどが、ユニバーサルデザインのまちづくり賞を受賞するなど、企業による取り組みも進んでいます。

○【住民組織】

（事例1）小学生から社会人にいたるまでが参加し、それぞれが展開してきた学習や文化活動等を発表する「市民人権フェスティバル」を開催し、互いに信頼できる関係づくりを進めている地域があります。

（事例2）大学よりアドバイザーを招いて、「人権のまちづくり」についてこれまでの課題や今後の展望などについて話し合いをおこなっている地域があります。

○【NPO・団体等】

（事例1）特定非営利活動法人市民社会研究所では、まちづくりの推進をはかる活動や人権の擁護をはかる活動など、市民自らが主体となる市民社会の発展に関する調査研究や、学習・討論・研修の場の提供等の事業を行っています。

（事例2）人権を考える自主的組織や地域人権リーダーの育成に取り組むとともに、地域の企業を訪問して、企業同和研修の参加を依頼するなどの取り組みをおこなっている団体があります。

(事例3) 地域住民の学習会や意見交流会、講演会など活発な活動をおこない、「まちづくり協議会」と連携を図りながら近隣の地区をまきこんだ「人権のまちづくり」を進めている団体があります。

(事例4) だれもが参加しやすいイベントを目指し、ユニバーサルデザインイベントマニュアルを作成した団体があります。

(2) 市町の取組事例(取組事例の紹介)

- 桑名市は、市内の郵便事業桑名支店と毎日、朝日、読売、中日の各新聞販売店の代表者らと協定を締結し、配達の際、郵便物や新聞などが玄関などに放置されたままになっていないか、安否確認をすることで、高齢者が安心して暮らせる地域づくりに取り組んでいます。
- 鈴鹿市では市内の各地区において、「人との出会い」や「障害者との共生」、「携帯電話と子ども」などをテーマにした、計13回の人権尊重のまちづくりに関する講演会を実施しました。
- いなべ市では市民主体の人権機関と連携しながら、「愛・ふれあい お楽しみ交流会」と題する交流会を開催し、地元の小学生や障がい者グループの発表などを通して、地域住民やさまざまな団体との交流活動を展開しています。
- 御浜町では高齢者や障がい者など、地震や風水害等の災害時に自力で避難することが困難な災害時要援護者の名簿を作成して、地域全体で支援する体制を整えています。

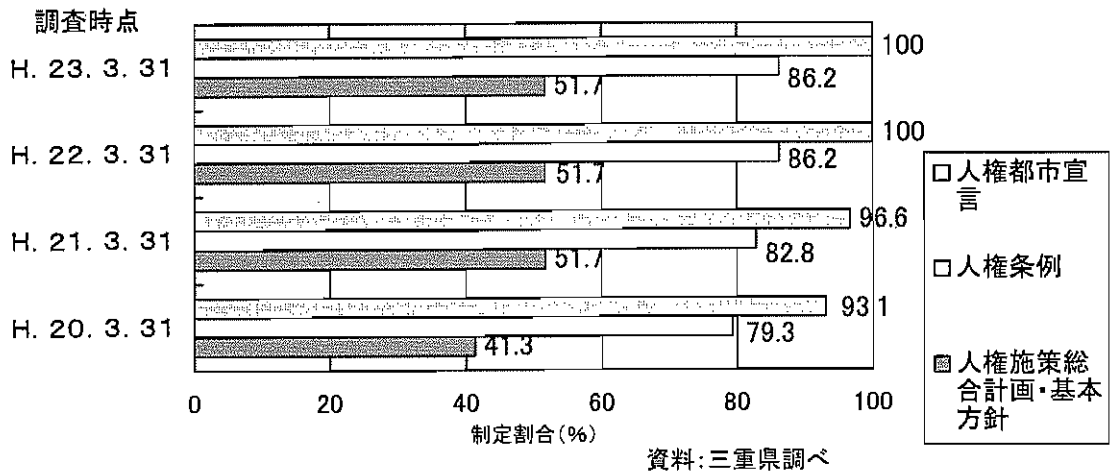
■ 今後の取組方向(平成23年度以降の取組方向)

- 人権が尊重されるまちづくりの実現をはかるため、市町、教育関係者、企業、住民組織、NPO 団体など多様な主体と連携して、効果的で幅広い各種啓発事業に取り組んでいきます。
- これから人権のまちづくりに取り掛かろうとしている地域にはスタート研修等のメニューを充実させ、研修テキスト「人権のまちづくりのすすめ(改訂版)」を活用した説明会や、活用にあたっての指導助言等を県内の全域で実施し、また、人権のまちづくりが進んでいる地域では地域のニーズに応じた人権課題の解決に向けアドバイザーを派遣するなど住民本位の取組支援を進めます。
- ユニバーサルデザインのまちづくりについて、市町やユニバーサルデザインアドバイザー設立団体、企業など多様な主体と連携・協働し、普及啓発を進めます。特に、次世代を担う子どもたちを中心に「意識」の啓発を進めることなどについて重点的に取り組みます。

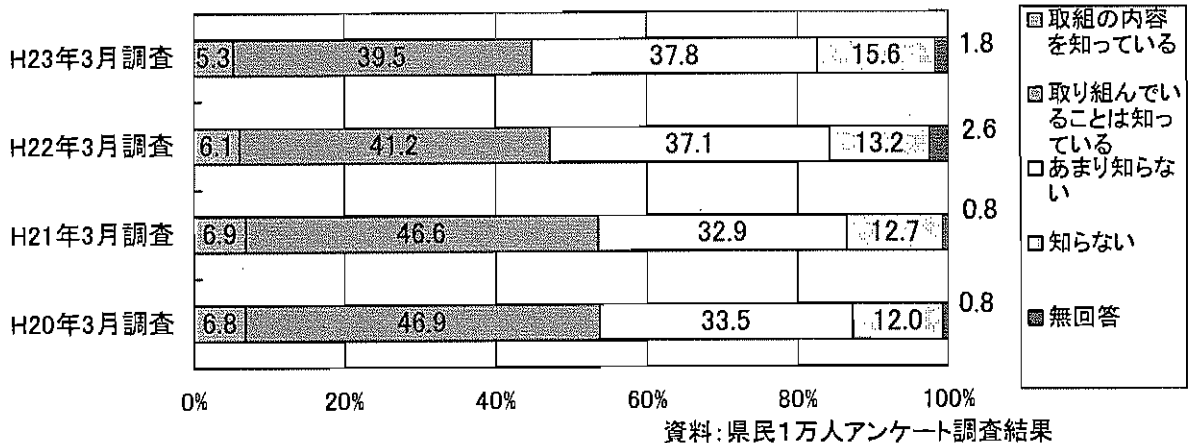
人権尊重の視点に立った行政の推進

■ データからみた状況

【関連データ1】市町の人権条例等の制定状況（三重県）



【関連データ2】人権施策の認知意識の推移



データに関するコメント

【関連データ1】平成23年4月1日現在で、全市町において「人権都市宣言」が制定されています。また、「人権条例」が制定されている市町は25市町で86.2%となっています。

【関連データ2】県民1万人アンケートでは、「一人ひとりの人権が尊重され、個性や能力を十分に発揮できること」に対する行政の具体的な取組について、「取組の内容を知っている」「取り組んでいることは知っている」と回答した人の割合を合わせると55%前後で推移していましたが、平成22年度調査では44.8%と減少しました。

【関係法令等の動き】

- 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の施行（平成12年12月）
- 「人権教育・人権啓発に関する基本計画」の閣議決定（平成14年3月）
- 「人権教育・啓発に関する基本計画の一部変更」の閣議決定（平成23年4月）
- 「人権が尊重される三重をつくる条例」の施行（平成9年10月）
- 「人権施策基本方針」の改定（平成11年3月策定、平成18年3月）
- 「人権が尊重される三重をつくる行動プラン」の策定（平成19年3月）
- 「第二次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」の策定（平成23年3月）

■ 現状と課題

【国連、国、他の都道府県の状況】

（※全体的な動向、注目すべき取組、法令・条例改正など）

- 法務省では法務局・地方法務局、都道府県及び都道府県人権擁護委員連合会等を構成員とする「人権啓発活動都道府県ネットワーク協議会」を構築し、相互に連携・協力して、当該都道府県内における各種人権啓発活動を総合的に推進しています。
- 地方法務局（法務局）は「女性の人権ホットライン」や「子どもの人権110番」を開設するなど、人権相談を人権擁護委員と連携し実施しています。
- 都府県及び政令市の人権同和行政の担当部局を構成員とする「全国人権同和行政促進協議会」では、情報交換及び今日的課題についての研修・意見交換を行うとともに、多くの都府県が関係するインターネット上における差別書き込み等にかかる削除要請などの取組を行っています。

【三重県の状況】（平成22年度の取組状況）

1. 県の主な取組状況

（※行動プラン取組方向ごとの主な取組を記載。詳細は「県事業体系表進捗まとめ」を参照。）

（1）人権の視点に立った行政の推進

- ① 「三重県人権施策基本方針（平成18年3月第一次改定）」の取組方向に沿って策定した「人権が尊重される三重をつくる行動プラン（第一次行動プラン）」により、平成19年度から平成22年度まで、人権施策の推進に取り組んできましたが、平成22年度末で計画期間が終了するため、これまでの取組の成果と課題等を踏まえ、「第二次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」（第二次行動プラン）を策定しました。〔関連取組（第二次行動プランの策定）／生活・文化部人権室〕
- ② 県と市町の連携を強化するとともに、市町が人権問題について主体的な取組ができるよう、市町長をはじめとする市町の幹部や職員などを対象に人権をテーマとしたトップセミナーを県民センター単位等で開催しました。〔市町等トップセミナーなどの開催／政策部政策総務室、生活・

文化部人権センター、各県民センター]

- ③ 職階に応じた人権研修や人権啓発推進者を対象とした必須研修を実施し、本庁・地域機関の各職場において、全職員を対象にした人権研修を実施しました。

今後とも、職員の人権問題にかかる意識を一層高めるため、企画や運営に工夫を凝らし、効果的な研修を実施していく必要があります。[人権等研修事業／総務部職員研修センター、各部、各県民センター]

(2) 多様な主体と協働で進める推進体制の構築

- ① 三重県人権擁護委員連合会が開催する意見交換会に、県の各関係室が出席し、それぞれの実施している事業について情報共有を行うとともに、連携して取り組むことを確認しました。

今後とも、連携・協働をはかりながら、効果的な啓発活動を進めていく必要があります。[県・三重県人権擁護委員連合会意見交換会への参加／関係各部]

- ② 県内の市町で構成する三重県人権・同和行政連絡協議会において、県の取組等を報告し、情報の共有化をはかりました。

今後とも、市町と連携・協働をはかりながら、課題解決に向け、取組を進めていく必要があります。[三重県人権・同和行政連絡協議会への参加／生活・文化部 人権室]

- ③ 各種研修会等で「人権施策基本方針」や「行動プラン」の趣旨・概要を説明し、県民への周知をはかりました。平成23年度から推進する「第二次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」の策定にあたり、パブリックコメントにより、県民等からのご意見を聴取するとともに、市町や各主体等からご意見をいただきました。

新たに策定した「第二次行動プラン」の効果的な啓発を進めていく必要があります。[関連取組（行動プランの県民への周知）／生活・文化部 人権室]

2. 県以外の多様な主体による取組状況（事例）

(※市町や、企業・団体等の地域の取組状況について、把握できるものの中から抽出しその中の事例を紹介。ある団体等の固有事例の紹介であり全体傾向ではありません。)

(1) 民間の取組事例（取組事例の紹介）

○ [NPO・団体等]

(事例1) (財) 反差別・人権研究所みえでは、県民参加を基に、研究者、団体、企業、自治体等と連携をはかりながら、人権文化に満ちた社会の実現や、「人権が尊重される三重をつくる条例」の具現化をめざし、研究部会による調査・研究事業をはじめ、三重県人権大学講座による研修・育成事業など、さまざまな取組を展開しています。

(2) 市町の取組事例（取組事例の紹介）

- 松阪市では、「市民一人ひとりが希望にあふれ、安心して暮らせるまちづくり」を基本理念とした「松阪市人権施策基本方針（第一次改定）」を多様な主体で推進していくため、平成22年9月に「松阪市人権施策行動計画」を策定しています。
- 四日市市では、これまで進めてきた人権教育・啓発のあり方を見直し、真に必要な教育・啓発の手法、各種施策を展開・再構築するための参考とするため、平成21年度に「四日市市民人権意識調査」を実施し、見やすいように可視化を目途に報告書を作成しています。
- 紀宝町では、明るく住みよい人権尊重のまちづくりの実現に寄与することを目的に「紀宝町人権基本方針」を平成23年3月に策定しています。

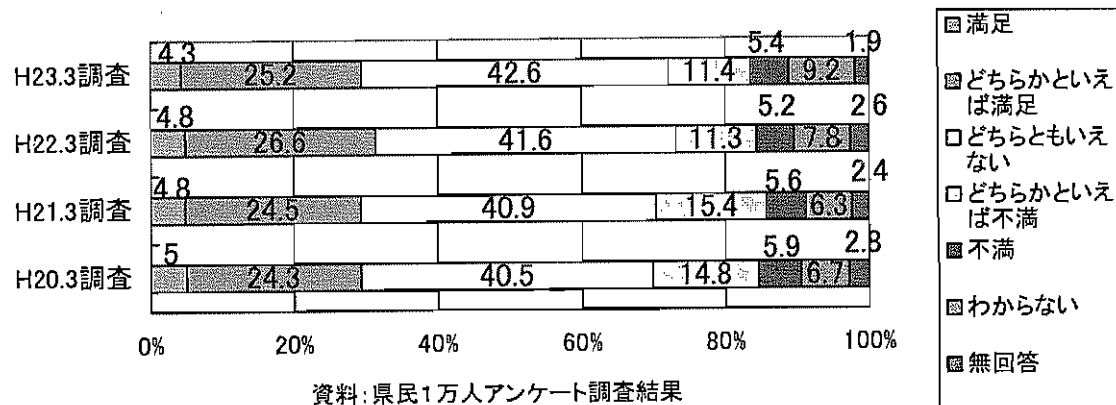
■ 今後の取組方向（平成23年度以降の取組方向）

- 国や他の都府県の動向などの情報収集に努めるとともに、全国人権同和行政促進協議会などの活動を通して、国への要望等の取組を進めていきます。また、三重県人権・同和行政連絡協議会と連携・協働の強化をはかっていきます。
- 県のあらゆる事業が人権の視点に立って実施されるよう、職員人権研修の効果的な実施をめざしていきます。
- 地方法務局、県人権擁護委員連合会等と県の関係部局が互いに情報共有等を行い、公的機関の機能が相乗的に発揮していけるよう、連携・協働の強化をはかっていきます。
- 第一次行動プランの成果と課題を踏まえて、平成22年度末に策定した「第二次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」に基づいて、進捗管理を行い、年次報告としてまとめ、広く県民にその内容を周知するとともに、次年度以降の人権施策の推進に活かしていきます。

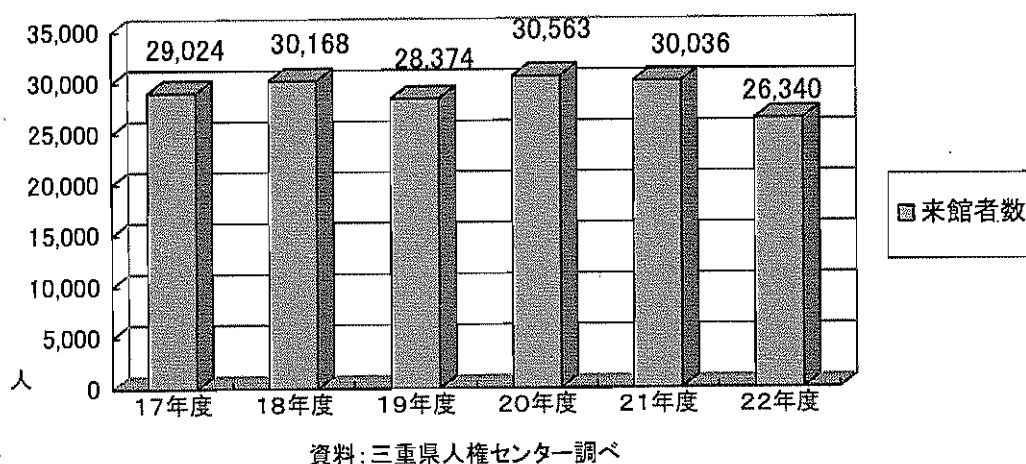
人権啓発の推進

■ データからみた状況

【関連データ1】人権が尊重されていると思う人の割合（満足意識）



【関連データ2】三重県人権センター来館者数



データに関するコメント

【関連データ1】「県民1万人アンケート調査」では、「一人ひとりの人権が尊重され、個人や能力が十分発揮出来ることの満足度」が設問されており、県民の人権尊重の意識や認識の動向が把握できます。満足度（「満足」と「どちらかといえば満足」を合わせたもの）については、社会情勢の変化により若干の上下はありますが、30%前後で推移しており、平成22年度については29.5%でした。

【関連データ2】三重県人権センターは、人権尊重の思想を県民に広く普及していくための人権啓発の拠点施設として、平成8年に開設されました。人権センターでは、常設展示室、多目的ホール、図書室等の啓発施設を活用するとともに、定期的に企画パネル展示を行うなど、人権啓発に取り組んでおり、年間約3万人の来館者があります。22年度は、バリアフリー工事による利用休止期間もあり、来館者は減少しました。

【関係法令等の動き】

- 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の制定（平成12年12月施行）
- 「人権教育・啓発に関する基本計画」の策定（平成14年3月閣議決定）
- 「人権教育・啓発に関する基本計画の一部変更」の閣議決定（平成23年4月）
- 「人権が尊重される三重をつくる条例」の施行（平成9年10月）
- 「人権施策基本方針」（平成11年3月策定、平成18年3月第一次改定）
- 「人権が尊重される三重をつくる行動プラン」の策定（平成19年3月）
- 「第二次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」の策定（平成23年3月）

■ 現状と課題

【国連、国、他の都道府県の状況】

（※全体的な動向、注目すべき取組、法令・条例改正など）

- 国連においては、世界人権宣言が採択された12月10日を「人権デー」としています。また、国（法務省）においては、12月4日～10日の1週間を「人権週間」として人権問題を身近な問題としてとらえるよう啓発活動を行っています。
- 人権啓発を効果的に行うため、法務局・地方法務局、都道府県及び都道府県人権擁護委員連合会等を構成員とする「人権啓発活動都道府県ネットワーク協議会」を50の法務局において構築し、さらにネットワークを市町村レベルにも拡大するため、「人権啓発活動地域ネットワーク協議会」を設置しています。
- 「人権教育・啓発に関する基本計画」に位置づけられている（財）人権教育啓発推進センターは、民間団体としての特質を生かした人権教育・啓発活動を総合的に行うナショナルセンターをめざし、人権教育・啓発活動を行う各種団体への支援・連携を図り、広く国民に対する人権に関する情報提供等の活動を行っています。

【三重県の状況】（平成22年度の取組状況）

1. 県の主な取組状況

（※行動プラン取組方向ごとに主な取組を記載。詳細は「県事業体系表進捗まとめ」を参照。）

（1）効果的な啓発活動の推進

- ① 人権センターでは、あらゆる差別を解消し、すべての県民の人権が保障される地域社会の実現を図るため、様々な啓発事業を行いました。

- ・ 人権フォーラム事業

県民が楽しみながら参加し、一人ひとりの人権感覚を養い、人権尊重の思想を広めるため、「第11回みえ人権フォーラム」を三重県人権センターで開催しました。（1月23日、参加者2,105人）

- ・ 企画パネル展事業
 特別企画展「ほじょ犬」を開催（夏期）。企画パネル展「ありのままここで生きる～障がいのある人の視点から社会を見つめ直す～」（差別をなくす強調月間：11月11日～12月10日）の開催を始め、人権センターアトリウムを活用して各種パネル展示を実施しました。
- ・ 人権フォトコンテスト事業
 「自分らしく生きる姿・共に生きる姿・命の大切さ」をテーマに募集し、入選作品をパネル化して、人権センター及び各県民センターにおいて展示しました。（応募数 339 点）

また、市町や法務局等と連携した「人権啓発活動地域ネットワーク協議会」においても、啓発活動を行いました。

- ・ 街頭啓発事業
 市町等と協働して、県内主要駅やショッピングセンターなどにおいて街頭啓発を実施しました。（差別をなくす強調月間及び人権週間）
- ・ ラッピングバスによる啓発
 県内の2バス路線において、啓発標語等を車体に掲載したラッピングバスを運行し、年間を通じて啓発を実施しました。
- ・ スポーツ組織と連携した啓発
 独立リーグプロ野球球団「三重スリーアローズ」と連携し、冠試合の開催や人権フォーラムにおいて野球教室等を開催しました。

各県民センターにおいても、市町や人権擁護委員会等と連携して、地域の実情に即した人権講演会や人権問題に対する理解を深め、各地域で人権啓発を推進するリーダーを育成するための連続講座等を実施しています。

機 関 名	事 業 概 要
桑名県民センター	<ul style="list-style-type: none"> ・人権講演会 「いのちのバトン～にんげんだもの 父 相田みつをの書について～」 相田みつを美術館館長 相田一人 H23.2.11 参加者数 274名 ・北勢地域行政職員人権フィールドワーク H22.9.2 参加者数 43名 ・北勢地域「ミニ人権大学講座」（四日市県民センターと共催）
四日市県民センター	<ul style="list-style-type: none"> ・北勢地域「ミニ人権大学講座」（桑名県民センター、鈴鹿県民センターと共催） H22.9.9～H22.10.28（全7回） 参加者数のべ 481名 ・人権講演会「人権を侵害しないために ～情報の正しい選び方」 前読売テレビ解説委員長 辛坊治郎 H23.1.15 参加者約 500名

<p>鈴鹿県民センター</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・人権ふれあい劇場「がらんくたうんストーリー」 劇団うりんこ H23.1.29 参加者数約 200 名 ・北勢地域人権まちづくりトップセミナー「SR（組織の社会的責任）と人権・同和問題」 日本アイ・ビー・エム株式会社 顧問 竹村 毅 H22.11.16 参加者数 63 名 ・北勢地域「ミニ人権大学講座」（四日市県民センターと共催）
<p>津県民センター</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・津地域「ミニ人権大学講座」 H22.9.9～H22.11.18（全 6 回） 参加者数 589 名 ・人権講演会「明るく！元気に！反差別！人権トーク in 津」 ～子どもたちにどんな未来を～ 落語家 露の新治ほか H23.1.16 参加者数 94 名 ・津地域人権まちづくりトップセミナー「これからの人権行政の課題と方向について」 (社) 部落解放・人権研究所理事 友永 健三 H23.2.23 参加者数 19 名
<p>松阪県民センター</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・松阪伊勢ミニ人権大学講座（伊勢県民センターと共催） H22.9.2～H22.12.16（全 9 回） 参加者数 439 名 ・人権トップセミナー NPO 法人ピアサポートみえ 理事長松田慎二 H23.1.31 参加者数 99 名 ・出前講座 H22.6.6 ほか（計 4 回） 参加者数 269 名
<p>伊勢県民センター</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・松阪伊勢ミニ人権大学講座（松阪県民センターと共催） ・人権トップセミナー「ネットいじめ対処法」 全国 web カウンセリング協議会 安川雅史 H22.8.9 参加者数 46 人 ・人権出前講座 H22.9～H23.3（計 5 回） 参加者数 306 名
<p>伊賀県民センター</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・伊賀地域ミニ人権大学講座（各関係団体との共催） H22.5.7～H23.3.13（全 22 回） 参加者数のべ 2,668 名 ・人権まちづくりセミナー 劇団「まえがわ座」ほか H22.10.17 参加者数 610 名
<p>尾鷲県民センター</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・東紀州地域ミニ人権大学講座（熊野県民センターと共催） H22.10.7～H22.12.17（全 8 回） 参加者数のべ 375 名 ・人権トップセミナー「同和行政の正しい理解と人権行政・人権のまちづくりの推進」 財団法人大阪府人権協会副理事長 村井 茂 H23.2.1 参加者数 64 名 ・人権講演会「人権尊重のまちづくりに向けて」 大台町ふれあい会館人権教育指導員 前田 加津代 H23.3.9 参加者数 30 名

熊野県民センター	<ul style="list-style-type: none"> ・東紀州地域ミニ人権大学講座（尾鷲県民センターと共催） ・紀南地区人権トップセミナー「これからの人権行政の課題と方向について」 （社）部落解放・人権研究所理事 友永 健三 H22.10.20 参加者数 23 名 ・人権講演会「松本サリン事件 つくられた虚像」 NPO リカバリー・サポート・センター理事 河野義行 H22.11.22 参加者数 180 名 ・出前人権講座「だから生きるんだ」 多文化共生 NPO 世界人 具志アンデルソン飛雄馬 H23.1.28 参加者数 50 名
----------	---

各市町でも同様の啓発事業が開催されていることから、さらに啓発内容を工夫していく必要があります。〔人権啓発事業／生活・文化部人権センター、各県民センター〕

- ② 県民の人権意識の高揚をはかるため、県広報紙「県政だより みえ」で「人権コラム」のコーナーを設け、一年間継続して啓発を行いました。

また、「差別をなくす強調月間」にちなんで、11月号では特集「人権が大切にされる三重」と題して、人権が尊重される社会をめざした県内のさまざまな取組事例を紹介しました。

今後も、身近なテーマや取組を紹介するなど、読者の共感が得られるような工夫をしていく必要があります。〔県政だより事業／政策部広聴広報室〕

（2）多様な主体との協働による啓発活動の推進

- ① 県内企業に対して人権研修の支援を実施するとともに、CSRの一環として、人権の視点での取組の重要性や意義等の啓発を行いました。また、企業が人権の視点での取組を自己検証するためのガイダンス試行案を策定しました。

今後は、ガイダンスを策定するとともに、その普及・啓発に取り組みます。〔企業等における人権の視点による活動促進支援事業／生活・文化部人権室〕

- ② 三重県人権擁護委員連合会へ委託し、人権に関する童話の紙芝居や塗り絵、交流グッズ等工夫を凝らした啓発資材を開発し、親しみやすい啓発活動を幼稚園、保育所を中心として268回実施しました。

今後も、子どもたちを主な啓発の対象として、心に響く啓発手法等を工夫していく必要があります。〔地域に密着した普及啓発事業／生活・文化部人権室〕

2. 県以外の多様な主体による取組状況（事例）

（※市町や、企業・団体等の地域の取組状況について、把握できるものの中から抽出しその中の事例を紹介。ある団体等の固有事例の紹介であり全体傾向ではありません。）

（1）民間の取組事例（取組事例の紹介）

○【企業】

(事例1)「差別をなくす強調月間」や「人権週間」に合わせて、社内で「人権標語」の募集・発表や人権パネル・ポスターの掲示により社員への周知を行っている企業があります。

○【NPO・団体等】

(事例1) 人権啓発の情報誌を年4回発行し、地域の3,800世帯に配布している団体があります。また、地域で10名以上雇用する企業を訪問し、人権啓発や研修への参加の呼びかける取組を、十数年来に渡り実施しています。

(2) 市町の取組事例(取組事例の紹介)

※ 地方委託事業および人権啓発活動推進事業等から抜粋しています。

※ 【活】地域人権啓発活動活性化事業

市町名	事業概要
桑名市	2010 人権・同和問題啓発学習講座 H22.10.23~H22.11.20 「同和問題」～自分を見つめ、変わることから～ ほか5講座 参加者数 309名 講演会 H22.7.2 参加者数 160名 「へこたれるな、たくましく生きよう」 牧師 金沢泰裕 H22.12.4 参加者数 891名 人権を侵害しないために～情報の正しい選び方～ 元読売テレビ解説委員長 辛坊治郎 H23.1.29 参加者数 135名 おはなし人権コンサート 渡辺千賀子 啓発広報の作成・配布 (H22.5~H23.3)
いなべ市	「いのち・愛」をテーマにした映画会 H22.7.17 「カールじいさんの空飛ぶ家」 参加者数 321名 H22.7.23 「私の中のあなた」 参加者数 107名 H22.7.30 「余命1ヶ月の花嫁」 参加者数 309名 H22.8.6 「ディア・ドクター」 参加者数 285名 第6回いなべ市民人権フェスティバル H22.12.5 各種パネル展示コーナー 人権標語&ポスター入賞者表彰式 人形劇団京芸による人形劇公演 参加者数 95名 さとう宗幸トーク&コンサート 参加者数 659名 人権の花運動【活】 いなべ市立員弁東小学校
木曾岬町	人権啓発映画会「おとうと」 H22.12.4 木曾岬町立体育館 入場者数 121名
東員町	講演会 H22.12.5 参加者数 427名 「人として生きる」 金美齢 研修会 H23.1.23 参加者数 114名 「笑い上手は生き方上手・男女共同参画」 岐阜聖徳学園大学教育学部・同大学院教授 橋元慶男 H23.1.29 参加者数 37名 「私からはじめる人権・人権全般」 (財)反差別・人権研究所みえ 人権標語コンクール (H22.9.28)

<p>四日市市</p>	<p>人権の花運動【活】 四日市市立海蔵小学校 じんけんフェスタ 2010【活】 H22.12.4～H22.12.5 なかよし映画会「トイ・ストーリー3」参加者数 1,100名 人権コンサート「太陽の宴」参加者数 150名 人権落語「お地蔵さんの遠メガネ」 落語家 桂三若 参加者数 200名 人権講演会「一緒に生きていこう～あなたの愛を求めています～」 作家 家田荘子 参加者数 500名 人権のひろば展（パネル展示ほか）参加者数 572名 子どもの人権コーナー 参加者数 200名 人権作文朗読会 参加者数 38名 人権啓発ポスター入選者表彰式 参加者数 100名 四日市人権擁護委員協議会展示コーナー 参加者数 445名 体験コーナー、人権相談ほか</p> <p>人権啓発リーダー養成講座（H22.6～H23.2） よっかいち人権大学（10回講座） 参加者数延べ 833名 ステップアップ講座（4回講座） 参加者数延べ 43名</p> <p>学習機会提供事業（H22.6～H23.3） さんかくカレッジ 参加者数延べ 122名 DV防止セミナー 参加者数 29名 映画会（ココ・チャンネル上映） 参加者数延べ 308名 はもりあ週間 参加者数延べ 544名</p>
<p>菰野町</p>	<p>人権コンサート H22.7.25 参加者数 124名 瀬戸佐知子 講演会 H22.12.5 参加者数 107名 「明るく生き生きと暮らすには」 四日市社会保険病院 梅枝覚 「つながりあい助けあう社会について」 芸術文化協会会長 谷伸司 子どもの未来を考える映画上映会およびパネルディスカッション、講演会 H22.5.29 参加者数 100名 人権啓発物品配布等（H22.10.17、H22.11.3、H23.1.5）</p>
<p>朝日町</p>	<p>人権公演会「よく生き合うために」～ひととひとのつながりを求めて～ 酔人舎トーク&コンサート H22.11.27 参加者数 120名</p>
<p>川越町</p>	<p>地区別参加型人権学習会（H22.11.8～H22.11.25） 財団法人反差別・人権研究所みえ 参加者数 111名 人権ポスターの展示（H22.11.11～H22.12.10） 人権啓発物品の配布（H22.12.6）</p>

<p>鈴鹿市</p>	<p>人権を考える市民のつどい「愛と平和のコンサート」 H22.8.6 参加者数 385名 アムジー室内合奏団ほか 人権問題講演会 「疑惑」は晴れようとも～松本サリン事件の犯人とされた私 H22.11.17 参加者数 500名 NPO リカバリー・サポート・センター理事 河野義行 人権ふれあい劇場 「がらんくたうんストーリー」 H23.1.29 参加者数 200名 劇団うりんこ</p>
<p>亀山市</p>	<p>ヒューマンフェスタ in 亀山 H22.12.4 約 300名参加 講演会「人権力を養う～想像を広げる視点～」 辛淑玉 中学生による人権作文発表 各種活動団体ブース展示 人権ポスター・絵画・習字展示等 啓発物品配布（H22.12.4、H22.12.10）</p>
<p>津市</p>	<p>人権問題講演会（H22.9～H22.12） 「人生あきらめたらあかん」～たりないものに不平不満を言 わずあるものに感謝～ 歌手 市岡裕子 ほか3 講座 参加者数 1,132名 市民人権講座津ブロック（H22.9） 「子どもの人権について考える～児童養護施設の現場から～」 三重県児童養護施設協会会長 堀川清 ほか5 講座 参加者数 277名 市民人権講座久居ブロック（H22.7～H22.8） 「ろう重複のなかまとともに」 聴覚・ろう重複センター工房ひまわり所長 多羅尾恵三子 ほか5 講座 参加者数 208名 市民人権講座安芸ブロック（H22.10） 「宗教と人権問題のかかわり」 寺住職 伊藤訓之 ほか5 講座 参加者数 143名 市民人権講座一志ブロック（H22.8～H22.10） 「人権フェスティバルからはじまるまちづくり」 皇學館大学社会福祉学部教授 宮城洋一郎 ほか5 講座 参加者数 259名 啓発物品配布（H22.12、H23.3）</p>
<p>松阪市</p>	<p>人権啓発強調月間（H22.6.1～H22.6.30） 街頭啓発 人権ビデオ放映「夢のつづき」「旅立ちの日に」 人権パネル展「医療と患者の人権」 ほか 講演会「心をつなぐ集い」 弁護士 三瀬頭 H22.6.27 参加者数 600名 人権文化フェスティバル松阪 講演会「橋はかかる」 村崎太郎 H22.11.28 参加者数 93名 トーク&手話ライブ「共に生きていこうとする気持ち」 渡辺りえこ ほか H22.12.4 参加者数 262名</p>

	<p>人権文化フォーラム (H22.7~H23.2) 健康・福祉、あいさつと笑顔の運動について NPO 法人健康・福祉・環境日本一をめざす市民の会議理事 伊藤稔 ほか 10 講座 参加者数 339 名</p> <p>人権関係職員等養成講座 (H22.7~H22.8) 在住外国人の人権 多文化共生 NPO 世界人 具志アンデルソン飛雄馬 ほか 8 講座 参加者数 285 名</p> <p>人権の花運動【活】 松阪市立宮前小学校</p> <p>人権啓発冊子配布 (H22.5~H22.11)</p>
多気町	<p>講演会 H23.2.1 参加者数 300 名 「北朝鮮拉致問題と国際情勢」 独立総合研究所代表取締役社長 青山繁晴 啓発物品作成配布 (H22 年度)</p>
明和町	<p>講演会 H22.12.5 参加者数 100 名 福祉と人権のまちづくり講演会 解放社会学研究所所長 江嶋修作、落語家 露の新治ほか</p>
大台町	<p>映画上映会 H23.3.6 「ポコア・ポコ上映」 参加者数 115 名 人権啓発物品作成・配布 (H22.11~H23.3)</p>
伊勢市	<p>講演会 H22.8.8 「いま、共生の時~女と男が共に生きる社会~」 作家 落合恵子 参加者数 350 名 障害者週間啓発推進事業 H22.12.4、H22.12.6~H22.12.9 啓発物品配布とともに「障害者週間」の周知 人権啓発推進事業 H22.12.3 啓発物品配布とともに「人権週間」の周知 非核平和推進事業 H22.8 中学生徒代表を広島平和記念式典に派遣とともに千羽鶴作成</p>
鳥羽市	<p>講演会 H23.1.30 参加者数 100 名 「命を尊さを見つめて~子どもの人権について~」 作家 家田荘子 H23.2.5 参加者数 50 名 「インターネットと人権~みんなで一緒にかんがえてみたいこと~」奈良ふらっと市民会議代表 中野博章 研修会 H22.5.29 参加者数 200 名 「子どもの心に寄り添って」大阪教育大学監事 野口広海 H22.12.6 参加者数 15 名 「じんけんのタベ~じんけんってなに~」 講師 人権擁護委員ほか 人権の花運動【活】 鳥羽市立加茂小学校</p>

志摩市	人権を考える市民の集い「日本の路地を旅して」 フリージャーナリスト 上原善広 参加者数 192 名 人権啓発物品作成配布 (H22.10.22、H22.12.3)
玉城町	講演会 H22.12.5 参加者数 421 名 「家族のきずな、幸せのかたち」 声楽家 バイマーヤンジン 啓発物品作成・配布 (H22.7.24～H23.1.21)
度会町	講演会 H22.11.12 参加者数 約 200 人 「やさしさの時代」 元NHKアナウンサー 廣瀬久美子
南伊勢町	講演会 H22.8.22 参加者数 475 名 「大人が育てば子も育つ」 住職 柏木寛照
大紀町	人権週間啓発パレード (H22.12.10)
伊賀市	ひゅーまんフェスタ 2010～ひと・あい・へいわ～【活】 H22.7.31 参加者数 1,000 名 啓発ブース、ステージ発表、啓発物品配布など 「人権を考える市民の集い」 H22.12.11 中学生への人権メッセージ「人権は世界の常識」 解放社会学研究所長 江嶋修作 人権・同和問題地区別懇談会 (H22 度中) ほかに 9 講座 参加者数延べ 10,977 名 人権の花運動【活】 伊賀市立河合小学校 人権啓発物品作成・配布 (H22.11～H22.12) 人権啓発のための各種調査 (H22 年度)
名張市	資料作成 「人権尊重をくらしのなかに (2010 年版)」 人権ポケットブック「アイヌの人々と人権」「エイズ・ハンセン病と人権」「えせ同和行為」 企業研修会 H22.11.17 参加者数 70 名 「差別発言事件から考える」 人権ワークショップ研究会代表 幸田英二
尾鷲市	講演会 H22.11.26 参加者数 160 名 トークコンサート「心の瞳」 ピアニスト 北田康広
紀北町	街頭啓発、啓発物品配布等 (H22.12.6)
熊野市	人権講演会【活】 H22.11.22 参加者数 180 名 「松本サリン事件 つくられた虚像」 NPO リカバリー・サポート・センター理事 河野義行 啓発物品配布 (H22.12.3)
御浜町	講演会 H22.11.12 参加者数 45 名 「心の時代に輝いて生きる～ピンチがチャンス～」 草の根国際交流市民 G「インターナショナル・ルイ企画」 代表 山根一枝

紀宝町	<p>講演会 H23.2.9 参加者数 150 名 人権講演会「輝く未来に向かって」 (財) 反差別・人権研究所みえ</p> <p>研修会 H22.7.14 参加者数 200 名 全日本ろうあ連盟創立 60 周年記念映画上映「ゆずり葉」 人権の花運動【活】 紀宝町立相野谷小学校</p>
-----	---

※地方委託事業のほか、各市町独自で人権にかかる講演会・研修会や街頭啓発等の啓発推進にかかる取り組みを実施しています。

- いなべ市では、啓発活動の総称を「プロジェクト LOVE&LIVE」と題し、年度のテーマを「いのち」として、講演会や映画、標語募集など多様な啓発手法により、市民の興味・関心を引きながら、より多くの市民が参加できる啓発活動に取り組んでいます。

また、市内各地域における啓発活動を、市民による人権啓発の会「メッシュレいなべ」に委託し、地区単位で世代間の交流や人と人との結びつき等をテーマとした「地域交流活動」が行われ、地域の特色を生かした人権啓発が行われています。

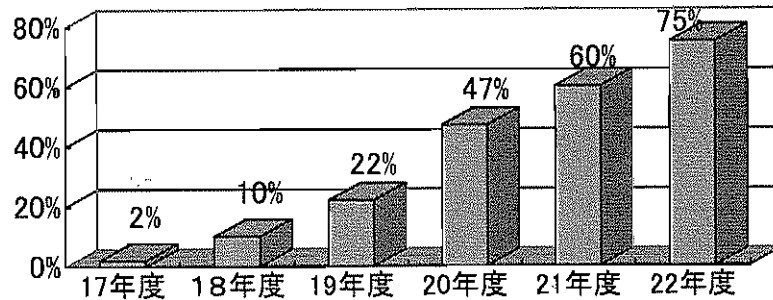
■ 今後の取組方向（平成23年度以降の取組方向）

- 「人権が尊重される三重をつくる条例」に基づき、人権啓発の推進について、多様な主体と連携をはかり、さまざまな人権課題に対し、より一層の啓発活動の推進に努めていきます。
- 人権啓発の拠点施設である三重県人権センターにおいては、常設展示や図書室などの機能を有効活用した啓発を推進するとともに、人権フォトコンテスト、人権メッセージの募集など、大人から子どもまで各年齢層に応じた多様な手法による啓発活動を推進していきます。
また、市町や県民センターと連携し、県内各地域の特性を活かした人権啓発活動を推進します。
- 路線バスでのラッピングバスの運行やスポーツ組織とタイアップした人権啓発イベント等、親しみやすく地域に密着した人権啓発を実施します。また、テレビ・ラジオスポット、バナー広告等のメディアを活用した人権啓発を実施します。

人権教育の推進

■ データからみた状況

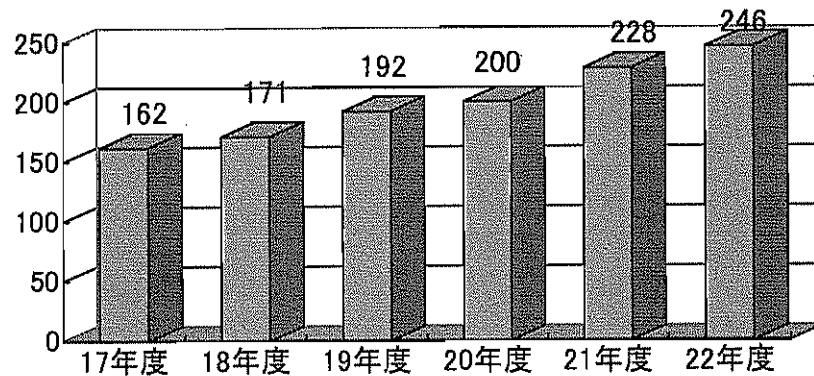
【関連データ1】「人権教育推進協議会」が、保護者や地域住民を対象に人権意識を高める活動に取り組んでいる割合



資料：三重県教育委員会調べ

※人権教育推進協議会：人権教育を推進するために、学校と保護者・地域住民が連携して取り組むことを目指して、各中学校区及び県立学校に設置された協議会。

【関連データ2】人権問題に取り組んでいる児童生徒のサークル等の数



資料：三重県教育委員会調べ

データに関するコメント

【関連データ1】学校や地域において、校区住民を対象に、人権に関する体験的な活動、講演会・学習会等の啓発的な活動などの人権意識を高める活動に取り組んでいる「人権教育推進協議会」の割合は着実に増えました。

【関連データ2】人権が尊重される社会づくりに向けた行動につながることを目標として、人権問題に取り組んでいる児童・生徒たちのサークル等については、中学校や高等学校を中心に多くの学校で設置されました。

【関係法令等の動き】

- 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の制定（平成12年12月施行）
- 「人権教育・啓発に関する基本計画」の策定（平成14年3月）
- 「人権教育・啓発に関する基本計画の一部変更」の閣議決定（平成23年4月）
- 「三重県教育ビジョン」の策定（平成22年12月）
- 「三重県人権教育基本方針」の改定（平成21年2月）
- 「人権教育ガイドライン」の作成（平成22年3月）

■ 現状と課題

【国連、国、他の都道府県の状況】

（※全体的な動向、注目すべき取組、法令・条例改正など）

- 国連は、全世界的規模で人権教育の推進を徹底させるため「人権教育のための世界計画」を2005（平成17）年からスタートさせ、その第1段階として、2005（平成17）年から2009（平成21）年まで、初等・中等学校制度における人権教育に取り組んできました。
さらに、2010（平成22）年から2014（平成26）年までを第2段階として、高等教育とあらゆる教員、教育者、公務員、法執行官、軍関係者の人権教育に取り組むこととされています。
- 国においては、平成14年に「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定し、人権教育・啓発に関する施策を推進しているところですが、依然としてさまざまな人権問題が生じています。
- 国はこうした現状を踏まえ、「人権教育の指導方法等の在り方に関する調査研究会議」を設置し、人権教育の指導方法等の在り方について、平成16年から20年にかけて、3次にわたるとりまとめを公表しました。
これらのとりまとめを踏まえ、文部科学省は、全国的な教育委員会・学校の取組状況調査を実施し、平成21年10月に「人権教育の推進に関する取組状況の調査結果」を公表しました。

【三重県の状況】（平成22年度の取組状況）

1. 県の主な取組状況

（※行動プラン取組方向ごとに主な取組を記載。詳細は「県事業体系表進捗まとめ」を参照。）

（1）カリキュラム、教材、手法の開発

- ① 平成18年にすべての小中学校及び県立学校等に配付した人権学習教材「わたし かがやく」が授業で活用されるよう、教材の活用事例をまとめ発信しました。また、平成21年には保護者とともに考えながら、児童生徒のインターネットモラルを育成するための教材を作成し、全ての学校に配付しました。その結果、人権学習教材「わたし かがやく」の活

用率が、小学校で75%、中学校で87%、高等学校で47%、特別支援学校で13%となりました。今後は、地域の実態に即した効果的・総合的な研修用プログラムを市町教育委員会等、多様な主体と連携しながら作成する必要があります。また、子どもたちの発達段階に応じたカリキュラムの作成や教材開発の検討をはじめ、授業公開や授業研究を通じて、教育内容の充実をはかる必要があります。〔広報研究事業【再掲】／教育委員会人権教育室〕

(2) 人材の養成と活用

- ① 人権教育に関する専門性を有し広域レベルで活動できる22名の地域人材（コアコーディネータやアドバイザー等）が発掘され、学校や地域における助言指導や相談業務の取組に活用されました。また、公益法人が実施する人権大学講座等への派遣や市町教育委員会等における人権教育推進に関するインターンシップを実施しました。（派遣数 9人）

さらに、学校・家庭・地域が連携し、子どもたちを育成するための活動を推進するため、中学校区に1名「開かれた学校づくり」推進教員を位置づけ、中学校区の取組に必要な知識やスキルを獲得できるような実践的研修機会等の提供や人権教育に関する情報提供をおこないました。

〔人権教育総合推進事業／教育委員会人権教育室〕

(3) 自主的学習の促進

- ① 県内のすべての市町で、市町主催の人権フォーラム等が開催されました。また、県内の6地区において、各学校で取り組まれている能動的な人権学習について、生徒及び教員からの発表や意見交流を行うとともに、県内規模の「高校生人権まなびの発表会」を1回開催しました。さらに、教職員研修や授業等で活用できる資料を作成し発信するため、生徒及び教育関係者が調査研究委員として、「学びたい」「学んで欲しい」と思えるような人権学習の在り方について、フィールドワークを含め、4度の協議を実施しました。今後も、各学校での取組内容の充実を図るため、実践事例や情報の提供等地域の実態に即した支援を行っていく必要があります。〔人権感覚あふれる学校づくり事業／教育委員会人権教育室〕

(4) 学校教育における人権教育の推進

- ① 指導主事等が、各市町教育委員会や学校等を訪問し、研修の強化、人権教育推進計画の検討、授業内容の充実、児童生徒による人権活動への助言等に取り組みました。

今後は、市町教育委員会や学校との関わりをさらに深め、学習内容の充実等を図っていくことが必要です。〔人権教育活動事業／教育委員会人権教育室〕

- ② 県立学校を拠点とし、関係する学校・地域・教育行政が連携して、人権に係わる教育課題を解決するため、平成22年度は18の県立学校を拠点とし、のべ89校の小・中・県立学校及び7の市町教育委員会が連携した取組を推進しました。

今後は、「人権感覚あふれる学校づくり」をめざし、取組が課題解決につながっているかを確認しながら、その内容の充実を図っていくことが必要です。〔みんなでつくる人権教育推進事業／教育委員会人権教育室〕

(5) 社会教育における人権教育の推進

- ① 県内29市町に対し文書による人権教育の実態把握を行うとともに、市町を訪問し、各地の推進状況や教育集会所等の活用状況を把握しました。

今後は、市町教育委員会等と協働し、子ども、教職員、保護者、地域住民、NPO等が共に人権に係る活動を展開していく環境整備を推進していくことが必要です。〔社会人権教育総合推進事業／教育委員会人権教育室〕

- ② 市町人権教育主管課長会議を2回開催し、市町教育委員会との連携した人権教育の総合的な推進について協議をしました。

今後は、市町等教育委員会と連携・協働し、実態把握に努め、地域・学校・行政が連携して取り組む人権教育を推進していくため、その連携の在り方を検討していく必要があります。〔社会人権教育総合推進事業／教育委員会人権教育室〕

(6) 企業・民間団体における人権教育の推進

- ① 関係機関との連携により県内の企業・団体等への人権啓発訪問を実施し、人権意識の高揚に向けた啓発を行いました。また、県内の企業・事業所等を対象とした人権講演会「企業と人権を考える集い」（参加者96人／55社・団体）と「人権啓発懇話会総会講演」（参加者73人／51社・団体）を開催しました。

引き続き、啓発訪問や講演会等を行い、社内研修等企業の自主的な取組を促進していく必要があります。〔企業啓発推進事業／農水商工部農水商工総務室〕

- ② 三重労働局、県生活・文化部、県農水商工部が連携して、県内の企業・事業者向けに「公正採用選考研修会」を開催し、公正採用の徹底などの人権啓発に努めました。

事業所等の理解度を高めるため、引き続き研修会を実施していく必要があります。また、事業所への参加要請にも力を入れていく必要があります。〔雇用主啓発指導／生活・文化部勤労・雇用支援室〕

(7) 人権にかかわりの深い職業従事者に対する人権教育の推進

- ① すべての教職員が人権問題・人権教育についての認識を深め、すべての学校で人権教育を推進していくため、小中学校及び県立学校の管理職研修会、人権教育推進委員会代表者研修会等を開催しました。

今後も、人権教育を推進するリーダーとしての意識と実践力向上をはかるための研修を実施していくことが必要です。〔学校教育研修事業【再掲】／教育委員会人権教育室〕

- ② 保健・医療・福祉関係者という人権に関わりの深い職業に従事する人々

の人権問題に対する正しい理解と認識を深めるため、研修及び啓発を行いました。

今後も、保健、福祉など人権に関わりの深い職業に従事する人々の人権問題に対する正しい理解と認識を深めるため、研修等を行う必要があります。〔人権問題研究費／健康福祉部健康福祉総務室〕

(8) 人権課題に応じた人権教育の推進

- ① 平成22年3月に、三重県人権教育基本方針の具体化に向け、指導内容や指導方法の充実が図られるよう、指導上の観点や取組のポイントを具体的に記載し、公立小・中学校および県立学校に配付した「人権教育ガイドライン」の周知及び実践事例集の作成などを通して、その活用の促進を図りました。〔学校教育研修事業・実践研究事業／教育委員会人権教育室〕

2. 県以外の多様な主体による取組状況(事例)

(※市町や、企業・団体等の地域の取組状況について、把握できるものの中から抽出しその中の事例を紹介。ある団体等の固有事例の紹介であり全体傾向ではありません。)

(1) 民間の取組事例(取組事例の紹介)

○〔企業〕

(事例1) 職員全てが携帯している「社内行動指針」の読み合わせ会を職場単位で開催し、指針に定める人権に関する項目やセクハラ・パワハラに関する項目について確認を行っている企業があります。また、ここでは、中間管理職を対象としたリーダー研修を開催しており、人権に関して総務課職員が講師となって講義を行っています。

○〔NPO・団体等〕

(事例1) (社) 三重県人権教育研究協議会は、人権教育の研究・推進に取り組む、教育実践研究の成果や手法等、県内の人権教育の推進に大きな役割を果たしています。特に例年開催される「三重県人権・同和教育研究大会」には、県内各地より地域住民、教職員、行政職員等多くの参加があり、先進的・具体的な教育実践について「学びあい」が行われました。

○〔住民組織〕

(事例1) 「人権教育推進協議会」を母体として、保護者や地域の人々どうしが人権について学び合い、自主的に人権問題に取り組むネットワークの活動が生み出されている地域もあります。

(事例2) 県内小中学校における各PTA組織のうち、人権教育に関する研修会を実施している割合は、全体の61%です。しかしながら、PTA組織の中に人権教育推進部等を設置している割合は、全体の21%に留まっています。

(事例3) 地域の保育園、幼稚園、小学校、中学校、保護者、地域住民が協働して取り組む人権フェスティバルを開催している地域があります。多様な子どもたちを受け止め、見守ることですべての子どもたちの成長を地域ぐるみで支える取組を行っています。

(2) 市町の取組事例(取組事例の紹介)

- 玉城町では、文部科学省事業の指定を受け、学校と「人権教育推進協議会」や「人権・同和教育ネットワーク研究会」、「民生委員協議会」等が連携し、フィールドワークや講演会を実施するなどの取組を進め、学校・家庭・地域が連携した人権教育の推進を図りました。
- 紀宝町の中学校では、文部科学省事業等を活用し、なかまと共に成長することができる生徒の育成をめざし、人権感覚あふれる学校づくりの実践発表を行い、その実践について検証しました。
- 四日市市では、教職員・保護者・自治会等が地域ぐるみで、地域の抱える課題を捉え、地域の共生をめざして、県外先進地との交流や地域・市内全域への情報発信等を進め、学校・家庭・地域が連携した人権教育の推進を図りました。
- 志摩市においては、保幼小中高の連携のもと、すべての子どもが学力や進路を獲得できることをめざし、生活に根ざした人権学習や保護者と地域が共に子育てをしていく学校づくり・地域づくりを進めています。

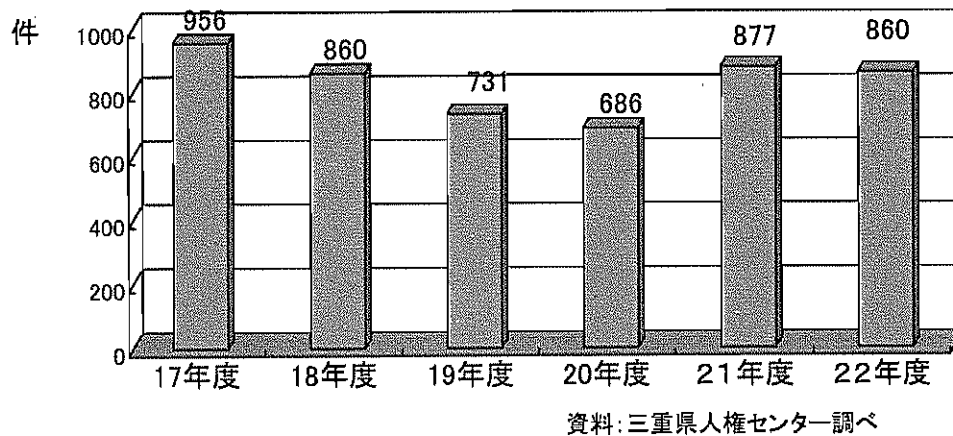
■ 今後の取組方向(平成23年度以降の取組方向)

- 「三重県人権教育基本方針」に基づき、全ての学校において、教育活動全体を通じ、子どもを主体とする人権教育の充実に努めるとともに、人権についての理解と認識を深め、人権尊重の意識と実践力を養う意欲や態度を育て、一人ひとりの自己実現を可能にする人権教育に取り組めます。
- 教職員の人権教育に関する実践力の向上をはかるため、地域の実態に即した効果的・総合的な研修用プログラムを、市町教育委員会や多様な主体と連携しながら作成していきます。
- 日々の教育実践に活かせるよう、「人権教育ガイドライン」を踏まえ、人権学習教材の活用の促進や開発、カリキュラムの研究、実践内容の共有などの取組を進めるとともに、実習・演習型の研修などより具体的な教職員研修を実施していきます。
- 人権尊重の地域づくりにおいては、市町教育委員会をはじめ各実施主体がその担うべき役割をふまえ、相互に有機的な連携・協力関係を一層強化し、地域の資源を活用しながら推進体制をつくり、人づくり、ネットワークづくりを進めます。

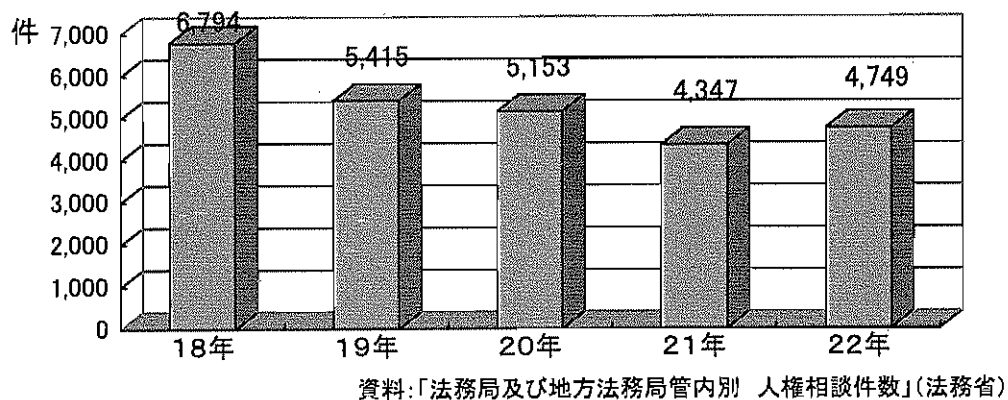
相談体制の充実

■ データからみた状況

【関連データ1】 人権センター相談受案件数



【関連データ2】 法務省人権相談受案件数（津法務局総数）



データに関するコメント

【関連データ1】 三重県人権センターでは、同和問題をはじめとするさまざまな複雑・多様化する人権相談に応じています。平成22年度には、860件の相談がありました。人権センターに寄せられる相談件数に大きな変化はありませんが、近年、心の問題に関する相談が増加しています。

【関連データ2】 平成22年において、津地方法務局及び管内の人権擁護委員が取り扱った人権相談の受案件数は、4,749件（職員取扱1,248件、人権擁護委員取扱3,501件）でした。過去5年間の状況を見ると、平成21年度までは減少傾向でしたが、22年度は若干増加しています。人権相談件数が減少傾向にある要因としては、法テラスなどの各種の専門相談機関が設置されるなど、課題に応じた相談体制が整ってきたことも要因のひとつになっているものと推測されます。

【関係法令等の動き】

- 「人権擁護委員法」の制定（昭和24年6月施行）
- 「人権擁護施策推進法」の制定（平成9年3月施行、平成14年3月失効）
- 「人権救済制度の在り方について（答申）」（平成13年5月）
- 「人権が尊重される三重をつくる条例」の制定（平成9年10月施行）

■ 現状と課題

【国連、国、他の都道府県の状況】

（※全体的な動向、注目すべき取組、法令・条例改正など）

- 国（法務省）では、国民に保障されている基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚をはかるため、全国に人権擁護委員を置き、現在、全国の各市町村（東京都においては区）に約14,000名〔三重県：248名（平成23年4月現在）〕の委員が配置され、講演会や座談会を開催したり、法務局の人権相談所や自宅などで住民からの人権相談を受けるなど、積極的な活動を行っています。
また、平成6年度から、いじめ、体罰、不登校などの子どもをめぐる人権問題に適切に対処するため、人権擁護委員の中から子どもの人権問題を専門的に取り扱う「子どもの人権専門委員」が設けられ、全国で約950名の専門委員が活発な活動を行っています。
- 法務省の人権擁護機関では、高齢者や障害者をめぐる人権問題の解決を図る取組を、さらに強化するため、9月6日（月）～12日（日）までの7日間、全国一斉「高齢者・障害者の人権あんしん相談」強化週間を実施し、期間中は、法務局・地方法務局の本局において、平日の電話受付時間を延長し、また、土曜日・日曜日にも電話による相談を受けています。
- 民事・刑事を問わず法による紛争の解決に必要な情報やサービスを受けられる社会を実現するため、総合法律支援法に基づき、平成18年4月に「法テラス」が設立され、同年10月から業務が開始されています。
- 鳥取県では、平成20年4月から県内3箇所の人権相談窓口を設置するとともに、平成21年3月には、「人権尊重の社会づくり条例」を改正し「鳥取県人権相談窓口の運営に関する規則」を定め、人権相談窓口の充実等を盛り込んでいます。

【三重県の状況】（平成22年度の取組状況）

1. 県の主な取組状況

（※行動プラン取組方向ごとに主な取組を記載。詳細は「県事業体系表進捗まとめ」を参照。）

（1）相談窓口の広報と充実

- ① 三重県人権センターにおいて、相談員による電話・面接相談を行うとともに、弁護士による法律相談、臨床心理士によるカウンセリングを実施しました。相談者のニーズに適切に対応するためには、相談員自身の

資質向上をはかるとともに、相談機関相互の連携を充実させる必要があります。〔人権相談事業／生活・文化人権センター〕

- ② 県内には10市1町に38館の隣保館が設置され、地域住民に対し、生活上の相談、人権に関わる相談に応じ適切な援助を行っています。隣保館が地域福祉と人権啓発の拠点施設として、今後もさまざまな相談援助活動を実施していけるよう、引き続き支援を行っていく必要があります。〔隣保館運営費等補助金・隣保館事業費補助金／生活・文化人権センター〕

(2) 関係機関とのネットワーク

- ① 人権相談ネットワーク会議（行政・公益法人の19相談機関）では、人権にかかる相談に関し、相談担当者の資質向上をはかり、相互の緊密な連絡をはかり的確かつ迅速に対応することを目的として開催しています。

さまざまな人権問題で悩んでいる相談者に適切に対応するためには、各種相談機関による連携が不可欠であり、ネットワークの充実をはかる必要があります。〔人権相談事業／生活・文化人権センター〕

- ② 「人権に係わる相談員交流会」を開催し、連携・交流の促進をはかるとともに、市町が行うネットワークの立ち上げに際してのノウハウの提供などの支援に取り組みました。

さまざまな人権問題で悩んでいる相談者の課題解決に向けて、身近な地域での相談支援体制の整備に努めていく必要があります。〔みえ地域人権相談ネットワーク事業／生活・文化人権センター〕

- ③ 児童虐待防止に向け、児童相談所職員研修の実施や、市町の要保護児童対策地域協議会において関係機関との連携強化に努めてきました。しかしながら、2010年4月に鈴鹿市で重篤な児童虐待事件が発生したため、外部有識者による三重県児童虐待重篤事例検証委員会を設置し、改善に向けて取り組みました。〔児童虐待防止地域相談体制強化促進事業【再掲】／健康福祉部こども局こども家庭室〕

- ④ 県児童相談センター、県教育委員会、県警察本部の3機関が連携して「みえ少年総合相談」を設置し、市町、地域ネットワーク、学校、補導センター等からの相談に応じています。

平成22年度には、関係機関等からの相談について、7件のコーディネートを実施しました。児童虐待等に対応していくため、引き続き、多様な機関による連携が必要です。〔みえ少年総合相談／健康福祉部こども局こども家庭室、教育委員会生徒指導・健康教育室、警察本部少年課〕

(3) 相談体制づくり

- ① 各種相談事業に従事する相談員（官・民の相談員）に対し、人権に配慮した相談対応ができるよう、資質向上をはかる「相談員スキルアップ講座（16講座）」を開催し801名の延べ参加者がありました。

今後とも、各種相談担当職員が多様化する相談内容に対応できるよう

資質向上をはかる必要があります。〔みえ地域人権相談ネットワーク事業／生活・文化部人権センター〕

- ② 公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センターでは、被害者本人や遺族、家族等からの総合相談窓口にも、派遣女性警察官、臨床心理士の資格を有するマネージャー等の専門のスタッフを配置しているほか、専門的な研修を積んだボランティア支援員32名が支援活動を行いました。

被害者のニーズは多岐にわたることから、今後も継続した研修を行い、支援に当たるボランティア支援員等の更なる技能の向上をはかる必要があります。〔犯罪被害者支援体制の整備／警察本部広聴広報課〕

2. 県以外の多様な主体による取組状況（事例）

（※市町や、企業・団体等の地域の取組状況について、把握できるものの中から抽出しその中の事例を紹介。ある団体等の固有事例の紹介であり全体傾向ではありません。）

（1）民間の取組事例（取組事例の紹介）

○【企業】

（事例1）本社において、電話相談窓口「企業倫理110番」を設置し、セクハラ、パワハラ、コンプライアンス違反等に関する従業員からの相談に対応している企業があります。相談内容は、各支社の人権担当あてパソコンシステムで通知され、処理経過も含めて管理されています。

また、この企業では、企業内相談窓口とは別に、従業員相談電話窓口を外部委託し、会社の管理外で個人の相談にも応じる体制を整えています。

○【NPO・団体等】

（事例1）三重県内の約100団体がさまざまな人権分野で相談業務を行っています。なお、県人権センターの行う「人権に係わる相談員スキルアップ講座」へ延べ189名（平成22年度）の方が参加されています。

（2）市町の取組事例（取組事例の紹介）

- 人権擁護委員による「特設人権相談」が、各市町の施設等において実施されています。なお、市町が、独自に専門の人権相談窓口を設けているところもあります。
- 市町の運営する各隣保館において、人権相談、生活相談、職業相談、健康相談、福祉相談等を随時実施しています。地域住民に対して、人権に関わる相談、生活上の相談等に応じて適切に助言し、相談の結果必要に応じて関係行政機関・社会福祉施設等に連絡・紹介を行い、適切な支援を行っています。
- 市町の相談職員の研修については、独自に実施するほか、三重県人権センターが行う「人権に係わる相談員スキルアップ講座」を活用して、相談担当職員の資質向上に取り組んでいます。

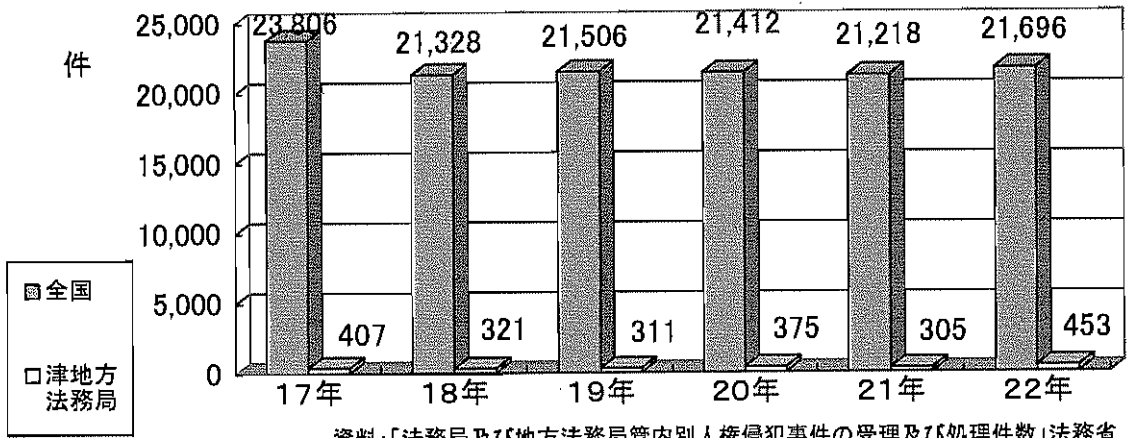
■ 今後の取組方向（平成23年度以降の取組方向）

- 三重県人権センターにおいてさまざまな人権相談に対応するとともに、相談内容に応じた適切な相談機関の窓口を紹介します。
- 多様化・複雑化する相談内容に的確かつ迅速に対応できる体制づくりをめざして、国、県、市町の相談機関の連携強化や地域における相談ネットワークづくりの支援を進めるとともに、各種機関の相談員の資質や専門性の向上を目的とした研修を実施します。
- 三重県人権センターのホームページ内の「主な人権侵害と救済制度」を始め相談ネットワーク機関の紹介や、人権に係わる相談員スキルアップ講座の開催案内など、相談に係わるホームページの充実にも努めていきます。
- 三重県児童虐待重篤事例検証委員会による児童相談所自体の専門性の確保及び市町との連携等の課題に対する指摘を踏まえ、児童相談所及び市町等の現状を調査・分析し、市町の実情に応じた支援を組織的に行い、対応力強化を図ります。

さまざまな人権侵害への対応

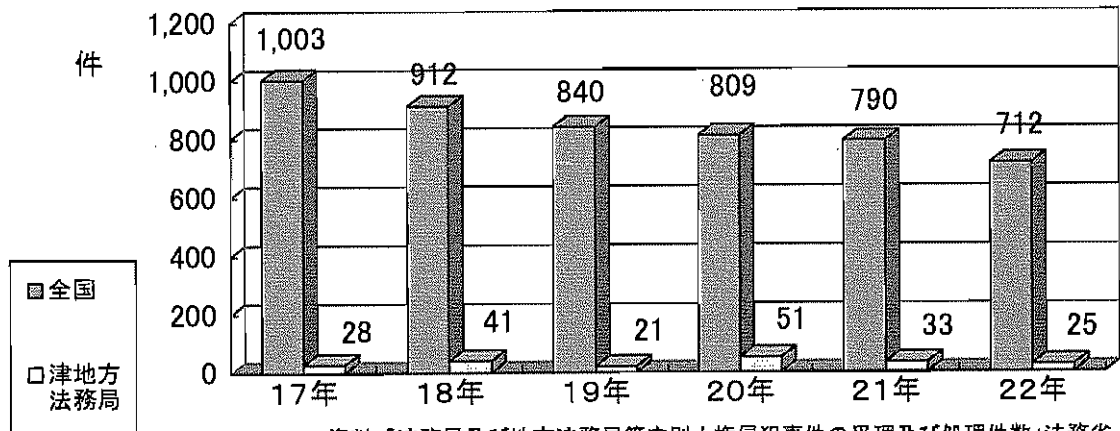
■ データからみた状況

【関連データ1】 全国及び県内の人権侵犯事件の新規受理件数



資料：「法務局及び地方法務局管内別人権侵犯事件の受理及び処理件数」法務省

【関連データ2】 人権侵犯事件受理件数における差別待遇件数



資料：「法務局及び地方法務局管内別人権侵犯事件の受理及び処理件数」法務省

データに関するコメント

【関連データ1】 全国の法務局及び津地方法務局で取り扱った人権侵犯事件の年間受理件数(新規)の推移を示しています。全国の状況は平成17年をピークとして、以降は21,000件半ばで推移していますが、県内の状況は、平成22年が453件となり、件数が急増しています。

【関連データ2】 全国の法務局及び津地方法務局で取り扱った人権侵犯事件の年間受理件数(新規)の内、私人間の差別待遇(女性、障がい者、同和問題、外国人等に関するもの)の推移を示しています。全国では、平成16年以降、年々減少していますが、三重県においては、平成20年が最も多く、50件を超えています。

【関係法令等の動き】

- 「人権侵害事件調査処理規程」の改正（平成16年4月施行）
- 「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」の制定（平成18年4月施行）
- 「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」の制定（平成19年4月施行）
- 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」の改正（平成20年1月施行）
- 「児童虐待の防止等に関する法律」の改正（平成20年4月施行）
- 「子どもを虐待から守る条例」の制定（平成16年4月施行）
- 「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画」の改定（平成23年3月）

■ 現状と課題

【国連、国、他の都道府県の状況】

（※全体的な動向、注目すべき取組、法令・条例改正など）

- 政府与党である民主党は、平成21年8月の衆議院選挙のマニフェストで、「人権侵害救済機関を創設し、人権条約選択議定書を批准する」ことを掲げており、平成22年6月に、法務省政務三役による「新たな人権救済機関の設置について（中間報告）」が公表されました。なお、政府は、民主党内の検討作業を踏まえ、人権侵害の定義、国と地方機関の組織のあり方などの制度設計を法務省で行い、平成23年の臨時国会での提出を目指しています。
- 法務省の人権擁護機関は、人権侵害事件に対する被害者等からの申告を受けて、救済手続を開始します。救済手続の中で、人権侵害の有無を確認するための調査を行い、人権侵害の事実が認められれば、法律上の助言等を行う「援助」等の措置を講じます。
また、地方法務局は「女性の人権ホットライン」や「子どもの人権110番」を開設するなど、人権相談を人権擁護委員と連携し実施しています。
- 鳥取県においては、平成17年10月に「鳥取県人権救済推進及び手続に関する条例」を制定しましたが、成立直後から多くの意見が寄せられたことから、平成18年3月に施行を停止し、抜本的な見直しを行いました。
検討の結果、人権侵害に対しては、相談による支援を充実して問題の解決をはかることとして、同条例を平成21年3月に廃止しています。

【三重県の状況】（平成22年度の取組状況）

1. 県の主な取組状況

（※行動プラン取組方向ごとに主な取組を記載。詳細は「県事業体系表進捗まとめ」を参照。）

（1）人権侵害に対応するための取組

- ① 住民に対し、DV（注）相談窓口やDVに対する支援施策等の周知を徹底することにより、DV事案の潜在化防止に取り組みました。また、女性相談員等の研修を充実させ、より適切な相談対応ができるよう取り組み

ました。

DV 事案については、複雑化、多様化、深刻化しており、資質向上に向けた専門研修を実施しました。〔DV 相談員等配置事業（配偶者暴力相談支援センター事業）／健康福祉部こども局こども家庭室〕

- ② 「子どもを虐待から守る条例」に基づき、毎年11月の「子ども虐待防止啓発月間」において啓発・普及活動を実施するとともに、「子どもを虐待から守る家」の登録の促進などに取り組んでいます。〔児童虐待防止地域相談体制強化促進事業／健康福祉部こども局こども家庭室〕
- ③ 差別事象の発生の際に、迅速で適切な対応ができるよう、関係機関と連携して、通報連絡体制を整備しています。また、実効性のある人権救済制度の早期確立に向けて、引き続き国へ要望を行ってきました。なお、平成22年6月に、法務省政務三役による「新たな人権救済機関の設置について（中間報告）」が公表されており、引き続き国の動向を注視していきます。〔関連取組（差別事象に対する取組と制度確立に向けた働きかけ）／生活・文化部人権室、人権センター他〕

（2）人権侵害への対応に関する啓発と広報

- ① 「女性に対する暴力をなくす運動」にあわせて名張市と協働し、「女性に対する暴力防止セミナー」を開催しました。また、三重県男女共同参画センターでは、DVや性別に基づく様々な困難を乗り越えられるよう、自己肯定感を養い、自分らしく生きる視点を養う「自己尊重・自己主張トレーニング」を開催しました。

DVをはじめとするあらゆる暴力の防止に向けた周知・啓発に努めるとともに、無関心層に対する取組を引き続き強化していく必要があります。〔女性に対する暴力防止総合推進事業【再掲】／生活・文化部男女共同参画・NPO室〕

- ② 県内各地の特性を活かした啓発活動を推進するため、各県民センターにおいて、市町や地域の関係機関と連携し、同和問題をはじめとする人権課題について、「ミニ人権大学講座」（57講座）・地区「トップセミナー」（6講座）など、地域人権啓発事業を実施しました。（延べ7,649名参加）

県民に幅広く、人権啓発が推進されるよう市町等との連携強化が必要です。〔人権啓発事業／生活・文化部人権センター、各県民センター〕

2. 県以外の多様な主体による取組状況（事例）

（※市町や、企業・団体等の地域の取組状況について、把握できるものの中から抽出しその中の事例を紹介。ある団体等の固有事例の紹介であり全体傾向ではありません。）

（1）民間の取組事例（取組事例の紹介）

○【企業】

（事例1）女性の少ない製造現場であり、パワハラ・セクハラ認知度は低いですが、経営陣は「パワハラ等は風通しの良い職場風土の醸成を阻害するもので企業価値を低下させる」との観点に立ち、その解消に力を入れている。

る企業があります。具体的には、事業所単位でコンプライアンス委員会を設置し、定期的な会議において、職場のセクハラ・パワハラに関する状況報告を求めています。

(2) 市町の取組事例（取組事例の紹介）

- 各市町の施設等において、人権擁護委員による「特設人権相談」が実施されています。このほか、独自で専門の人権相談窓口を設けている市町もあります。

■ 今後の取組方向（平成23年度以降の取組方向）

- 多様化・複雑化する相談に対する体制の充実をさらにはかるため、相談員の資質向上に一層努め、助言や相談内容に応じて専門機関等へ紹介を行います。

そのため、相談者が身近な地域において気軽に相談できる環境の整備をめざして、各種相談業務を担当している相談員を対象とした「相談員スキルアップ講座」を開催するとともに、各相談機関とネットワークの充実に努めます。

- インターネット上の差別事象が大きな課題となっていることから、インターネット及び携帯電話サイト上における三重県に関する差別書き込みについて監視を行います（ネットモニター）。発見した書き込みについては、関係部局と連携を図りつつ、削除要請を行います。
- 「ネットモニターボランティア養成講座」を開催し、ネットモラルやメディア・リテラシー（注）の啓発を行うとともに、ネットモニター等の活動を行うグループづくりのキーパーソンとしての役割を担う人材を養成します。これにより幅広い分野における差別的書き込みに対するモニタリング体制の整備をはかります。
- 差別事象の発生については、県は引き続き関係機関と連携しながら、迅速な通報及び適切な対応に努めていきます。
- 2010年4月に鈴鹿市で重篤な児童虐待事件が発生しましたが、依然として深刻な事案があることから、未然防止、早期発見・対応のため、地域における関係機関の連携を強化していく必要があります。また、「子どもを虐待から守る条例」等の普及に努め、地域社会全体で児童虐待防止に取り組む気運を高めていきます。
- 女性に対するあらゆる暴力から女性の人権を守っていくための環境づくりのため、関係機関と連携して、セミナーの開催など意識啓発に取り組みます。
- 実効性のある人権侵害救済制度が早期に確立されるよう、国に対して引き続き要望活動を行っていきます。

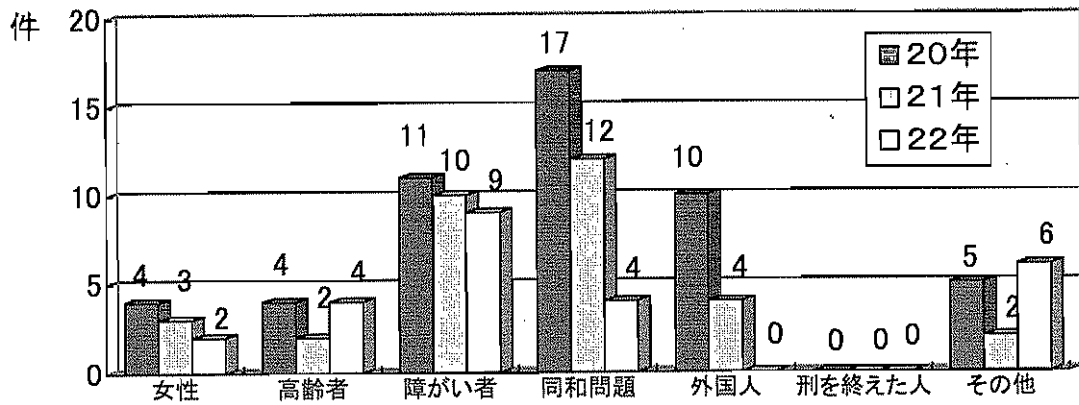
注) DV：ドメスティックバイオレンス（domestic violence）の略。
夫婦や恋人など親密な関係にある又はあった者からの身体的・心理的暴力などをいいます。

注) メディア・リテラシー
メディアが発信する情報をそのまま受け入れるのではなく、自らの判断で主体的に読み解き、活用する能力。

同和問題

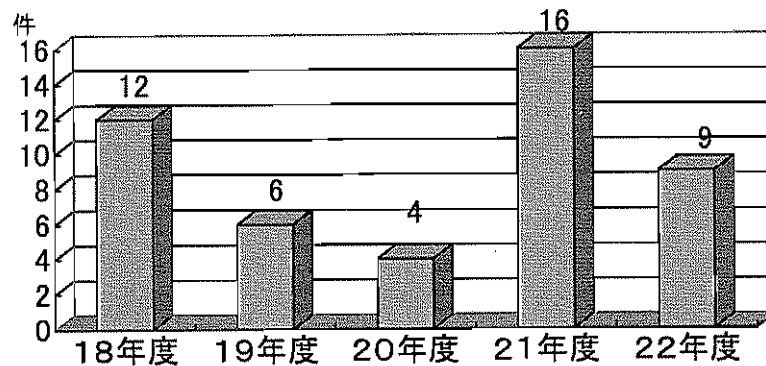
■ データからみた状況

【関連データ1】津地方法務局管内人権侵犯事件の差別待遇受理件数



資料：「法務局及び地方法務局管内別人権侵犯事件の受理及び処理件数」法務省

【関連データ2】三重県人権センターで受けた同和問題の相談件数



資料：三重県人権センター調べ

データに関するコメント

【関連データ1】津地方法務局管内の人権侵犯事件の差別待遇にかかる新規受理件数の合計は、平成22年においては、前年に比べて8件減って25件となっており、「同和問題」の件数は8件減って4件となっています。

【関連データ2】三重県人権センターで受けた同和問題の相談件数は、平成20年度まで減少傾向にありましたが、平成21年度に16件と急増した後に平成22年度は再び減少し9件となっています。

【関係法令等の動き】

- 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の制定(平成12年12月施行)
- 「人権教育・啓発に関する基本計画」の策定(平成14年3月閣議決定)

■ 現状と課題

【国連、国、他の都道府県の状況】

(※全体的な動向、注目すべき取組、法令・条例改正など)

- 国連では、人権小委員会において「職業と世系に基づく差別」について重要な人権課題としてとりあげられてきているなか、2006(平成18)年6月から人権小委員会に代わり人権理事会が設立されました。
- 近年、インターネットを使用した同和問題などに関わる差別事象が増加しています。これらに対応するため、平成16年10月に「プロバイダ責任法 名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン」を改定し、被害者が自ら被害の回復予防をはかることが困難な場合、法務省人権擁護機関が代わって違法情報の削除要請が行えることとしました。
- 住民票の写し等の不正請求及び不正取得による個人の権利の侵害の抑止及び防止を図ることを目的として、事前登録した本人に、住民票の写しや戸籍謄本等を第三者等に交付したことを通知する「本人通知制度」が、平成22年6月から大阪府狭山市において全国で初めて始まりしました。こうした「本人通知制度」の導入は、全国の市町村に広がりつつあります。
- 平成19年、不動産会社がマンション建設等に先立ち、その建設予定地にかかる土地調査を広告会社に調査依頼し、広告会社はさらにリサーチ会社に調査委託する中で、リサーチ会社等が同和地区の所在など差別につながる土地調査を行っていた事実が、大阪府で発覚しました。大阪府は、このような調査を規制するため、「大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例」を平成23年3月に一部改正(同年10月1日施行)し、土地調査を規制の対象に追加しました。

【三重県の状況】(平成22年度の取組状況)

1. 県の主な取組状況

(※行動プラン取組方向ごとに主な取組を記載。詳細は「県事業体系表進捗まとめ」を参照。)

(1) 同和問題の解決に向けた啓発活動の推進

- ① 放送メディアを活用した啓発として、TVスポットを放映するとともに、人権メッセージを募集し、1,618点の応募の中から優秀作品をラジオスポット番組において放送しました。また、啓発ポスターを作成して、県内主要駅に掲出するとともに、ポスター図案を使用した手提げ袋を作成・配布しました。

今後、同和問題をはじめとした人権課題を知識として捉えるだけでなく、日常生活の中で行動に移していけるような啓発となるよう工夫

が必要です。〔同和問題等啓発事業／生活・文化部人権センター〕

② 「土地差別調査事件が示す差別の実相」「職業差別」等をテーマに、人権尊重社会の実現をめざして、広く県民を対象に社会事象として取り上げられた人権問題を中心に県民人権講座を開催しました。(年間4回)〔同和問題等研修事業／生活・文化部人権センター〕

③ 「えせ同和行為」に対しては、その対応に関する冊子を県関係機関、市町などに配布しながら、啓発に努めています。

今後も、国等の関係機関と連携を密にしながら、えせ同和行為の排除に向け取り組んでいく必要があります〔関連取組(えせ同和行為への対応取組)／生活・文化部人権センター〕

④ 宅地建物取引の場において、差別につながる調査や教示、不当な広告表示等が行われないよう、宅地建物取引業者を対象に、業界団体と連携して研修会を実施しました。今後も、引き続き実施していく必要があります。〔関連取組(宅地建物取引業者への対応取組)／県土整備部建築開発室〕

(2) 同和問題の解決に向けた教育の推進

① すべての教職員が人権問題・人権教育についての認識を深め、すべての学校で人権教育を推進していくため、小中学校及び県立学校の管理職研修会、人権教育推進委員会等代表者研修会、「三重県人権教育基本方針」「人権教育ガイドライン」を周知するための研修会等を開催しました。

また、実践的なリーダーの養成をはかるために、三重県人権大学講座等に9人派遣しました。今後も、人権教育を推進するリーダーとしての意識と実践力向上をはかるための研修を実施していくことが必要です。

〔学校教育研修事業・人権教育総合推進事業【再掲】／教育委員会人権教育室〕

② 人権学習教材「わたし かがやく」のより効果的な活用を図るために、県内の教職員を対象に4回の連続講座を実施しました。今後も、教職員のニーズを的確に把握し、指導方法等の研修を充実させ、「わたし かがやく」の活用を推進していく必要があります。〔広報研究事業【再掲】／教育委員会人権教育室〕

③ 県内市町に対し、文書による人権教育の実態把握調査を行うとともに、市町を訪問し、各地の推進状況や教育集会所等の活用状況を把握しました。今後、地域・学校・行政が連携して取り組む人権教育を推進していくための連携の在り方を検討していく必要があります。〔社会人権教育総合推進事業／教育委員会人権教育室〕

(3) 同和問題の解決に向けた自己実現がはかれる社会環境づくり

① 地域福祉と人権啓発の拠点施設として設置されている隣保館で行われる相談事業、啓発及び広報活動、地域交流事業などの取組に対して支援しました。

今後も、隣保館においてさまざまな活動が実施されるよう、支援を行っていく必要があります。〔隣保館運営費等補助金／生活・文化人権センター〕

- ② 隣保館のバリアフリー化など機能の維持や強化に必要な修繕等に対して支援しました。平成22年度は、3市4件で大規模修繕等が実施されました。

今後も、計画的な整備がはかれるよう、市町に働きかけていく必要があります。〔隣保館整備費補助金／生活・文化人権室〕

- ③ 庁内の推進組織として、人権特命監会議を開催し、情報共有を行うとともに、同和問題の解決に向けた施策等の総合調整を行いました。また、市町で構成する「三重県人権・同和行政連絡協議会」に参画し、情報交換を行うなど、同和行政の円滑な推進に努めました。

今後も、同和問題に係る課題へ迅速に対応するため、関係機関との連携を一層強化していく必要があります。〔同和行政の総合推進／生活・文化人権室 他〕

(4) 同和問題の解決に向けた人権擁護の推進

- ① インターネット掲示板上の県内同和問題に関する差別的な書き込みを中心にモニタリングを行い、差別表現の早期把握と拡大防止に努めました。また、地域におけるネットモラル・メディアリテラシーの啓発を担うネットモニターボランティア養成講座を4回開催しました。

インターネットや携帯サイトにおける人権侵害に対しては、実効性のある法的措置が求められます。〔インターネット人権モニター事業／生活・文化人権センター〕

- ② 相談員による電話相談、面接相談、弁護士による法律相談、臨床心理士によるカウンセリングを実施しました。相談では、助言や相談内容に応じた相談機関の紹介などを行い、相談者自身が自主的に解決していけるよう支援に努めました。

今後も、相談員の資質向上をはかるとともに、他の専門相談機関との連携を充実させていく必要があります。〔人権相談事業／生活・文化人権センター〕

2. 県以外の多様な主体による取組状況（事例）

（※市町や、企業・団体等の地域の取組状況について、把握できるものの中から抽出しその中の事例を紹介。ある団体等の固有事例の紹介であり全体傾向ではありません。）

(1) 民間の取組事例（取組事例の紹介）

○【企業】

（事例1）所内独自の階層別人権研修において、同和問題を中心とした人権講演会を実施するとともに、人権週間において人権パネル・ポスターの設置などの啓発活動を実施したり、地域の啓発活動組織が実施する研修等へ職員を派遣している企業があります。

○【住民組織】

(事例1) 地区別懇談会の実施にあたって、懇談会へ出席する参加者に事前・事後研修を開催するとともに、情報誌の発行や、地域の企業へ同和問題をテーマにした研修会を開催している協議会があります。

(事例2) 地域と連携し、人権アンケートを実施する中で、その結果をもとにして同和問題の解決に向けた課題を明らかにするとともに、共に取り組む姿勢を大切にした講演会や研修会、地域活動を続けている幼稚園の保護者会があります。

(事例3) 人権フェスティバルの開催や人権のまちづくりアンケートなどの実施を通して、人権のまちづくりに取り組み、またこれまでの取り組みの成果を冊子としてまとめて発行した住民組織があります。

○【学校】

(事例1) 人権 LHR において、数人のグループに分けて人権にかかわる様々なことを語り合う場を設定したり、生徒のサークルにおいて、週1回程度集まり、同和問題をはじめとする人権課題について語り合ったり、新聞を発行するなどの取り組みが定着している学校があります。

(事例2) ある小学校では、全保護者・全教職員で構成される人権学習委員会により、PTA や地域とともに地区別懇談会を開催したり、参加型研修を企画し、地域の課題について話し合う場を設けています。

○【NPO・団体等】

(事例1) いじめや差別のないまちづくりをめざして、反差別に向けたそれぞれの思いや願いをこめた歌や語りを、地域や学校で公演している団体があります。

(2) 市町の取組事例（取組事例の紹介）

○ 伊賀市では、同和問題に関する知識を習得するため、全職員が参加して同和問題研修会を実施するとともに、啓発推進委員による研修を職場単位で実施しています。また、各支所単位において、各協議会・研究会等と連携し、啓発等の指導者となる人材を養成する研修会を実施しています。

○ 市町の設置する隣保館では、各地域の状況に応じて同和問題の解決に向けた相談事業、啓発及び広報活動、地域交流事業などに取り組んでいます。

■ 今後の取組方向（平成23年度以降の取組方向）

○ 同和問題の解決に向けた取組においては、「差別をしない、させない、許さない」ということを引き続き人々の心に訴えていくため、テレビ・ラジオやポスター等、親しみやすい啓発活動や県民を対象とした人権講座等の開催に引き続き取り組んでいきます。

○ 啓発活動については、地域や生活など身近な場面において、自らの問題として考え、行動していける人づくりを進めていくなかで、具体的には、県内

の小・中・高等学校等の児童・生徒等を対象にした人権ポスター・人権メッセージの募集やこれを生かした人権カレンダーの作成、人権について考え、子どもの視点から捉えたものを啓発に生かしていく取組など、多様な方法で引き続き進めていきます。

- インターネットを利用した部落差別を助長する書き込みについてのモニタリングを実施し、早期発見・早期広がり防止・早期削除活動に努めます。また、地域でのネットモニターを養成する講座の開催と講座修了者とのネットワーク作りに努めます。
- 住民交流の拠点として地域に密着したコミュニティセンターとしての機能が期待されている隣保館において、引き続き相談事業、啓発及び広報活動、地域交流事業など、さまざまな活動を実施していけるよう支援を行っていきます。

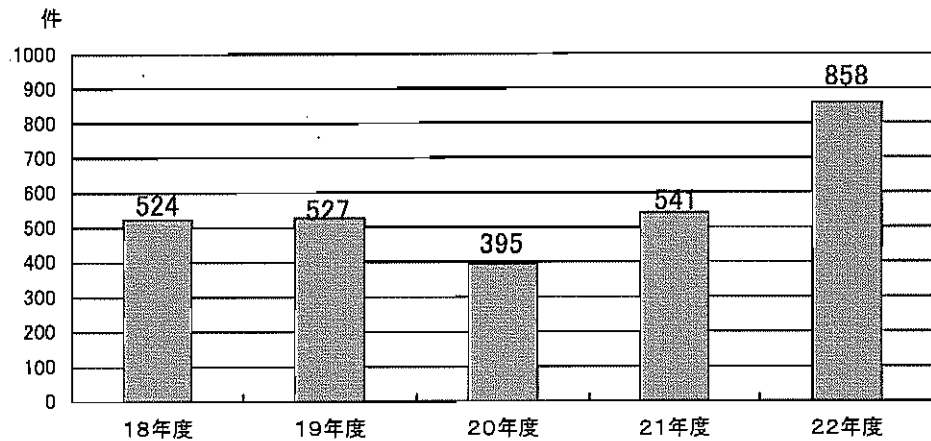
また、インターネット上の差別事象については、最近大きな課題となっていることから、市町の隣保館でインターネット上の差別事象に対するモニタリングを行う場合、隣保館モデル事業に位置づけて支援を行います。

- 宅地建物取引の場における同和問題の解決に向け、宅地建物取引業者を対象に、業界団体と連携して研修会を実施し、差別につながる調査や教示、不当な広告表示等を行わないよう啓発・指導を行っていきます。また、県内に本店・支店がある宅地建物取引業者を対象に、県民からの問い合わせ等に関するアンケート調査を実施し、その結果に基づき報告書等を作成するなど、今後の啓発活動に反映していきます。

子ども

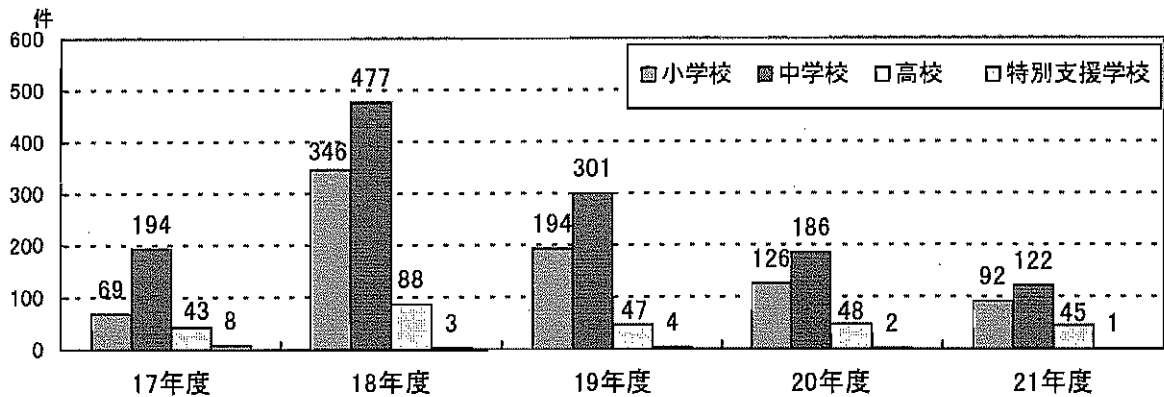
■ データからみた状況

【関連データ1】 児童虐待相談件数の推移（三重県）



資料：三重県児童相談センター調べ

【関連データ2】 いじめの認知件数の推移（三重県）



※ 平成18年度よりいじめの定義が変更されているため、それ以前とは単純な比較はできない
平成17年度までは発生件数として把握していた

資料：児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査結果(三重県教育委員会)

データに関するコメント

【関連データ1】 児童相談所では子どもに関する養護や保健等でさまざまな相談を行っています。子どもを取り巻く社会環境の変化により、児童虐待に係る相談件数は、平成12年度以降年々増加し、500件を超える件数で推移していました。平成22年度の相談件数は858件と過去最高の件数を記録し、相談内容も複雑かつ深刻なものが多くなっています。引き続き慎重な対応が必要です。

【関連データ2】 平成21年度はいじめの認知件数は、小学校92件、中学校122件、高等学校45件、特別支援学校1件の計260件となっており、前年度と比較すると102件減少しています。

【関係法令等の動き】

- 「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（児童ポルノ禁止法）」の制定（平成11年5月施行）
- 「児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）」及び「児童福祉法」の改正〔児童の安全確認等のための立入調査等の強化、要保護児童対策地域協議会の設置等（平成20年4月施行）〕
- 「少年法」の改正〔犯罪被害者やその家族の少年審判傍聴が可能に（平成20年6月施行）〕
- 「子どもを虐待から守る条例」の制定（平成16年4月施行）
- 「三重県子ども条例」の制定（平成23年3月）
- 「三重県人権保育基本方針」の策定（平成13年7月）
- 「三重県人権教育基本方針」の改定（平成21年2月）
- 「人権教育ガイドライン」の作成（平成22年3月）
- 「第二期三重県次世代育成支援行動計画」の策定（平成22年3月）

■ 現状と課題

【国連、国、他の都道府県の状況】

（※全体的な動向、注目すべき取組、法令・条例改正など）

- 国連は、1989（平成元）年秋の総会において、18歳未満のすべての人の保護と基本的人権の尊重を促進することを目的として、「児童の権利に関する条約」を全会一致で採択しました。1990（平成2）年に日本はこれに署名し、1994（平成6）年に批准しました。
- 「児童の権利条約」批准に伴い、いじめ、体罰、虐待などの子どもの権利侵害から子どもを救済・予防するため、法務省では、平成6年から「子どもの人権専門委員」を設置しました。
- 平成12年11月の「児童虐待防止法」施行以降、厚生労働省では、さまざまな施策を推進し、児童虐待に関する理解や意識の向上をはかってきましたが、児童虐待事件は後を絶たず、子どもの生命や身体の安全に関わる事件が発生しています。

このため、児童の安全確認等のための立入調査の強化等を内容とした児童虐待防止法等の改正を行い、平成20年4月から施行しています。

【三重県の状況】（平成22年度の取組状況）

1. 県の主な取組状況

（※行動プラン取組方向ごとに主な取組を記載。詳細は「県事業体系表進捗まとめ」を参照。）

（1）子どもの権利に関する啓発、理解の促進のための取組

- ① 地域社会全体で児童虐待から子どもを守るため、子ども虐待防止啓発月間（11月）に、県内各市町をまわり虐待防止キャンペーンの街頭啓発などを実施しました。〔児童虐待防止地域相談体制強化促進事業／健康福祉部こども局こども家庭室〕

- ② 人権問題への正しい理解と人権尊重を広く定着させるため、大人から子どもまで参加できる人権フォーラムの開催を始め、児童・生徒からのポスター募集をはじめ、人権フォトコンテスト・人権メッセージの募集、街頭啓発の実施、企画パネル展示等の事業を実施しました。

今後、効果的で幅広い啓発につなげるためには、市町、教育関係者を始めとする多様な主体との一層の連携が必要です。〔人権啓発事業／生活・文化部人権センター・各県民センター〕

- ③ 青少年や地域社会に大きな影響力を持つ、スポーツ組織（独立リーグプロ野球チーム三重スリーアローズ）と連携し、人権啓発冠試合、少年野球教室の開催等、子どもの人権擁護と青少年の健全育成を目指した啓発事業を実施しました。〔人権啓発事業／生活・文化部人権センター〕

- ④ 子どもの意見表明の機会の充実、子どもの主体的な活動への支援などを行う「みえのこども応援プロジェクト」を推進しました。

多様な主体が連携して子どもたちの育ちを見守り支えることのできる地域社会づくりを進めることで、子どもの権利が尊重される社会の実現をめざす「三重県子ども条例」の制定に、子どもをはじめ地域の多様な主体の参加を得て取り組みました。〔こどもが主役の未来づくり事業／健康福祉部こども局こども未来室〕

（2）人権を尊重し、子どもの主体性をはぐくむ保育、教育の推進

- ① 保育士が人権問題についての専門的な知識を習得し、人権を大切に育てる心を育てる保育を推進するため、県内6箇所ですべてで合計24講座の人権保育専門講座を開催しました。社会の急激な変化の中では、新たな人権に係る問題への対応が必要であることから、多様な視点から人権感覚を磨くことができる研修内容としました。〔人権保育専門研修事業／健康福祉部こども局こども家庭室〕

- ② 保育現場での人権保育を推進するため、各保育所で取組事例の調査を行うとともに、保育所を訪問して意見交換を行いました。その調査や意見交換を踏まえた啓発リーフレットを作成し、各保育所に配付しました。〔人権保育推進支援事業／健康福祉部こども局こども家庭室〕

- ③ 県内のすべての市町で、市町主催の人権フォーラム等が開催され、それぞれの取組についての情報交換・交流を行うため、市町『子ども人権フォーラム』担当者交流会を県全体で開催しました。さらに、県内6地区で高校生等を対象に「地区別人権学習活動交流会」を開催するとともに、県内規模の「高校生人権まなびの発表会」を1回開催するなど、学校間の交流が図られました。今後は一連の取組が各県立学校内での取組に十分反映していけるよう、各校での取組の充実を図る必要があります。〔人権感覚あふれる学校づくり事業【再掲】／教育委員会人権教育室〕

（3）子どもの権利擁護のための取組

- ① 平成22年4月に鈴鹿市で発生した重篤な児童虐待事件について、三重県児童虐待重篤事例検証委員会により事件の検証を行った結果、児童相

談所職員の専門性の向上、市町等との更なる連携強化等が課題であることが明らかになりました。今後、児童虐待防止を図るため、そうした課題解決を図り、市町における相談体制の充実に向けた支援を行っていく必要があります。〔児童虐待防止地域相談体制強化促進事業【再掲】／健康福祉部こども局こども家庭室〕

(4) 子どもの健やかな成長のための環境づくり

- ① 少子化や核家族化の進行、子どもや子育てをめぐる環境が変化する中で、子育て中の親の不安感の増大といった問題が生じています。

このため、地域において子育て親子の交流や子育てに関する相談、情報提供を行う地域子育て支援センター事業の支援を行いました。〔地域子育て支援拠点事業費補助金／健康福祉部こども局こども家庭室〕

- ② 地域における子育て環境の整備のため、総合的な情報提供、地域の子育て支援関係者の人材育成、関係者のネットワークづくりを進めました。

〔子育て情報交流センター事業／健康福祉部こども局こども未来室〕

2. 県以外の多様な主体による取組状況（事例）

（※市町や、企業・団体等の地域の取組状況について、把握できるものの中から抽出しその中の事例を紹介。ある団体等の固有事例の紹介であり全体傾向ではありません。）

(1) 民間の取組事例（取組事例の紹介）

○【企業】

（事例1）県が行っている「みえのこども応援プロジェクト」の趣旨に賛同し、銀行・鉄道会社・製菓会社・不動産会社など18の企業などが同事業に協賛し子育てサポーターや県と協働してプロジェクトを進めています。

（事例2）仕事と子育ての両立のため、育児休職期間の延長や育児短時間勤務制度などを盛り込んだ「わくわく子育てサポートプラン」を実施している企業があります。

○【NPO・団体等】

（事例1）子どもへの暴力防止など、子どもの人権を守るためのセミナーやワークショップ等のプログラムによる研修を実施している団体があります。

（事例2）母子の健全育成をサポートするため、助産師や看護師、心理カウンセラー、小児科医師などのスタッフによる子育てに関する電話相談や出張相談に取り組んでいる団体があります。

（事例3）18歳までの子ども専用電話「チャイルドライン」を通して子どもの悩みや相談に応え励ますなど子どもをエンパワメントし、主体が確立されることをめざして取り組んでいる団体があります。

（事例4）子どもがたくましく生きる力を身につけることを目指し、様々な舞台芸術の紹介や社会体験活動などを通じて、子どもの社会参画の場をつくりだしている団体があります。

(2) 市町の取組事例（主な取組事例の紹介）

- 児童福祉法の改正により市町が第一義的な児童家庭相談の窓口となり、市町で児童相談が実施されています。

また、すべての市町に要保護児童対策地域協議会が設置され、関係機関の連携が進められています。

- 各市町において、発達障がい児等への途切れのない支援を行うための福祉、教育、保健が機能連携した総合相談窓口の設置が進んでいます。

この取組は、津市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、いなべ市、志摩市、伊賀市、玉城町で行われています（平成23年4月1日現在）。

- 津市では、「子どもの権利条例づくり推進市民委員会」を設立（平成22年12月）し、子どもの権利について学ぶ場をつくっていかうとしています。

■ 今後の取組方向（平成23年度以降の取組方向）

- 多様な主体が連携して子どもの育ちを見守り支えることのできる地域社会づくりを進めることで、子どもの権利が尊重される社会の実現をめざす「三重県子ども条例」（平成23年4月1日施行）の県民への周知、啓発に取り組みます。

- 「三重県子ども条例」に基づき、子どもたちの意見表明や参加機会の充実、子どもの主体的な活動への支援などに取り組みます。また、子どもの育ちを見守り支えることのできる人材の養成、県民が行う活動への支援についても積極的に行い、子どもと大人が適切に関わることで子どもが自らの力を発揮していきいきと育つことのできる地域社会づくりを進めます。

- 昨年4月鈴鹿市で重篤な児童虐待事件が発生しましたが、依然として深刻な事案があることから、未然防止、早期発見・対応等における児童相談所職員の法的対応力の向上等、より専門性の高い職員を育成するため、研修体系の見直しを図ります。

また、各市町の状況を十分に把握し、市町の実情に応じた組織的な支援を行うことにより、市町や要保護児童対策地域協議会等の対応力向上を図っていきます。

さらに、「子どもを虐待から守る条例」等の普及に努め、地域社会全体で児童虐待防止に取り組む気運を高めていきます。

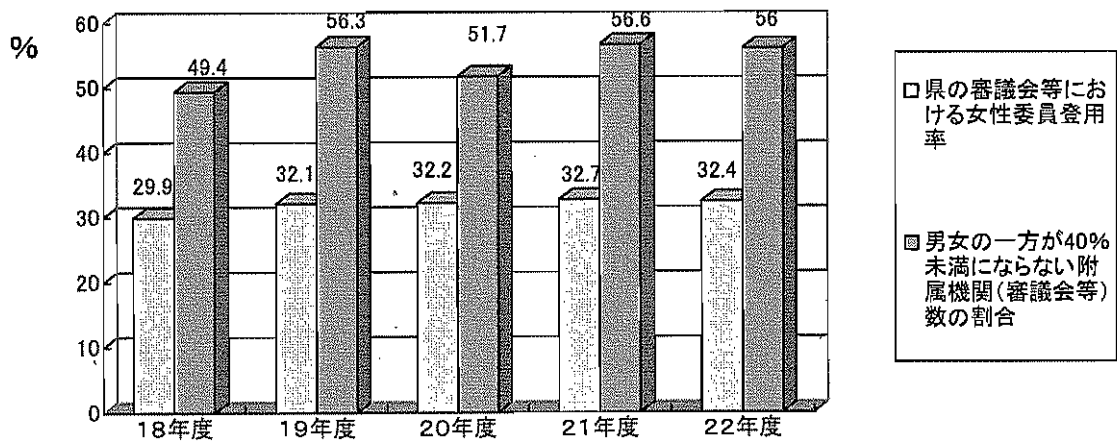
- 育児に不安や悩みを持つ親子に対する相談や援助を行うため、地域において親子の交流の場の提供や相談を行う地域子育て支援センターの事業内容の向上に向けて、交流会の開催等を行い、支援していきます。

- 人権が尊重される保育を推進するため、保育所、児童養護施設等職員を対象に多様な人権感覚を磨くことができる内容とし、保育現場での人権保育の実践につながる専門的な知識が習得できる講座を開催します。

女性

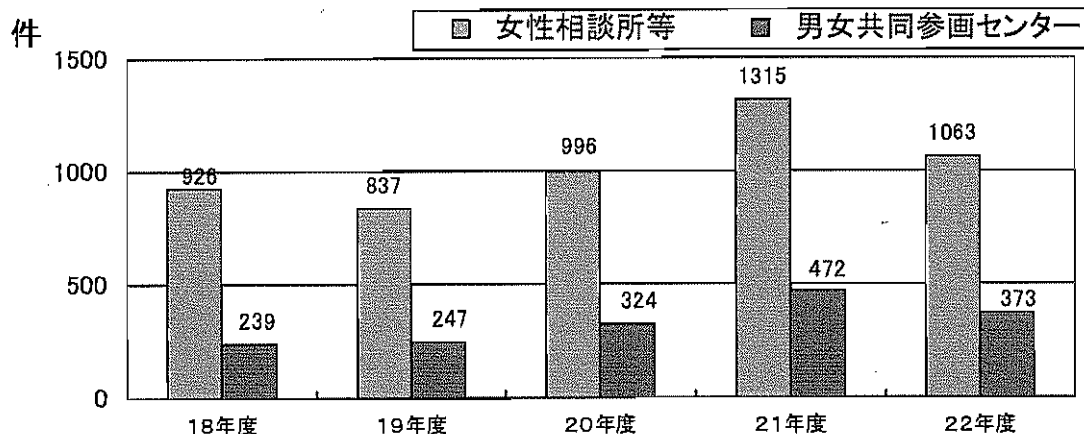
■ データからみた状況

【関連データ1】 県の附属機関（審議会等）の委員の男女構成比等の推移



資料：三重県調べ

【関連データ2】 県内DV相談件数の推移



資料：三重県調べ

データに関するコメント

【関連データ1】

「男女共同参画の視点で進める三重県附属機関等への委員選任基本要綱」（平成20年4月1日改正）に基づき、県の附属機関の男女の委員構成が均衡の取れたものとなるよう取組を進めました。平成22年度においては、女性委員の登用率、男女の委員構成が均衡の取れた附属機関数の割合ともに前年度を下回りました。

【関連データ2】

平成22年度のドメスティックバイオレンスにかかる相談件数は、女性相談所等、男女共同参画センターともに、前年より減少しているものの、過去5年間の経緯では増加傾向にあります。

【関係法令等の動き】

- 「男女共同参画社会基本法」の制定（平成11年6月施行）
- 「男女雇用機会均等法」の改正（平成19年4月施行）
- 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の改正（平成20年1月施行）
- 「育児・介護休業法」の改正（平成22年6月施行）
- 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」（平成19年12月策定、平成22年6月改定）
- 「(国)第3次男女共同参画基本計画」の策定（平成22年12月）
- 「三重県男女共同参画推進条例」の制定（平成13年1月施行）
- 「三重県男女共同参画基本計画」の改訂（平成19年3月）
- 「三重県男女共同参画基本計画第三次実施計画」策定（平成19年10月）
- 「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画」の改定（平成23年3月）
- 「第2次三重県男女共同参画基本計画」の策定（平成23年3月）

■ 現状と課題

【国連、国、他の都道府県の状況】

(※全体的な動向、注目すべき取組、法令・条例改正など)

- 国、経済界・労働界・地方公共団体の代表等で構成された「ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議」において、平成19年12月に「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されました。これにより、多様性を尊重しながら、仕事と生活が好循環を生む社会をめざした取組が行われています。
- 国は、社会のあらゆる分野における指導的地位に女性が占める割合を少なくとも30%程度にすることを目標に取組を行ってきましたが、その進捗は十分でなく国際的にも低水準にあることから、平成20年4月に「女性の参画加速プログラム」が策定され、トップ層への働きかけ等、女性の参画促進のための基盤整備を行うとともに、参画が進んでいない分野に焦点を当て、地方公共団体や民間団体等と協働して戦略的に取り組んでいます。
- 国連の「女子差別撤廃委員会」から、平成21年8月に、女子差別撤廃条約にかかる日本の取組状況について最終見解が出され、政治的・公的活動への女性の参画を拡大するための取組の強化等が指摘されました。
これらを踏まえ国では、「第3次男女共同参画基本計画」を策定し、平成22年12月に閣議決定されました。
- 「育児・介護休業法」が改正され、平成22年6月から、子育て期間中の労働者のための短時間勤務制度の設立が義務化されるとともに、父親も子育てができるよう、父母ともに育児休業を取得する際に、育児休業期間が2か月延長される（パパ・ママ育休プラス）等の制度支援が行われています。

【三重県の状況】（平成22年度の取組状況）

1. 県の主な取組状況

（※行動プラン取組方向ごとに主な取組を記載。詳細は「県事業体系表進捗まとめ」を参照。）

（1）女性の地位向上と政策決定の場への参画促進

- ① 「男女共同参画の視点で進める三重県附属機関等への委員選任基本要綱」に基づき、県の附属機関等の男女の委員構成が均衡のとれたものとなるよう働きかけました。

今後も、総合的な女性の人材発掘に努めるとともに、女性委員のいない附属機関等について、その解消をはかる必要があります。〔県審議会等への女性委員の登用促進／生活・文化部男女共同参画・NPO室〕

- ② 市町や地域における政策・方針決定過程への女性の参画などを進めるため、明和町ほか5町を訪問するなどし、男女共同参画を推進するための基本計画等の策定を働きかけ、また、緊急雇用創出事業を活用し、大台町ほか2町を対象に基本計画等策定を促進するための資料に関する調査を実施しました。〔関連取組（男女共同参画連絡調整事業）／生活・文化部男女共同参画・NPO室〕

（2）男女の固定的な役割分担意識を是正する継続的な教育・啓発活動の推進

- ① 県男女共同参画センター「フレンテみえ」において、男女がともに自分らしく生きていくうえでのさまざまな悩みについて、女性のための総合相談（電話相談、面接相談、法律相談、健康相談）や男性のための電話相談などの相談事業を実施しました。

今後も、関係機関と連携を密にしながら、相談者の支援のため、さらに相談事業を充実させていく必要があります。〔男女共同参画センター事業／生活・文化部男女共同参画・NPO室〕

- ② 広く男女共同参画に関する知識と意識の普及を図るため、携帯電話などを活用し男女共同参画に関する情報を発信し、男女共同参画に関する理解と意識の普及をはかる事業を実施しました。

今後も引き続き、より広く男女共同参画に関する意識と知識を持っていただけるようさまざまな情報の発信や、学習・交流の場の提供を行っていく必要があります。〔関連取組（ITを活用した男女共同参画普及促進事業）／生活・文化部男女共同参画・NPO室〕

（3）男女がともに多様な生活や働き方を実現できる環境づくり

- ① 女性の能力活用、仕事と家庭の両立支援、次世代育成支援などに積極的に取り組む県内企業等31法人を「男女がいきいきと働いている企業」として認証し、さらに本年度に申請があり認証された企業等の中から、特に意欲的な取組を行っている1法人を表彰し、その取組を紹介しました。また、関係機関と連携してセミナーを行い、特に中小企業の事業主への啓発を行いました。

今後、認証制度への登録企業等を拡大するため、さらに効果的な制度の啓発を行い、より多くの事業主等の取組の推進を支援する必要があります。

ます。〔働きやすい職場づくり事業／生活・文化部勤労・雇用支援室〕

- ② 昼間保護者のいない主に小学校低学年児童を対象に、「放課後児童クラブ」を設置・運営する市町に対し助成を行いました。

また、放課後や週末等に小学校内外の施設を活用し、地域住民の参画を得て、子どもたちとの交流活動の場を提供する「放課後子ども教室推進事業」を実施する市町に対して助成を行いました。今後も一層、両事業の連携を進め、一体的な実施を推進することで、女性の社会参加の推進に努めていきます。〔放課後児童対策事業費補助金・放課後子ども教室推進事業費／健康福祉部こども局こども未来室〕

(4) 女性に対するあらゆる暴力から女性の人権を守っていくための環境づくり

- ① 「女性に対する暴力をなくす運動」にあわせて名張市と協働し、「女性に対する暴力防止セミナー」を開催しました。また、三重県男女共同参画センターでは、DVや性別に基づく様々な困難を乗り越えられるよう、自己肯定感を養い、自分らしく生きる視点を養う「自己尊重・自己主張トレーニング」を開催しました。

DVをはじめとする女性に対する暴力の防止に向けた周知・啓発に努めるとともに、無関心層に対する取組を引き続き強化していく必要があります。〔女性に対する暴力防止総合推進事業【再掲】／生活・文化部男女共同参画・NPO室〕

- ② 一時保護を行う女性には児童等を同伴するケースが多いため、児童指導員がDVを目撃した児童のケアなど、児童の生活支援を行いました。特に乳幼児を同伴して保護された被害者の場合は、母親が子育てに自信を失い、同伴する子どもが心理的に不安定な状態にあることも多いため、児童指導員による子育て指導、子ども支援を引き続き行う必要があります。〔女性相談事業／健康福祉部こども局こども家庭室〕

2. 県以外の多様な主体による取組状況(事例)

(※市町や、企業・団体等の地域の取組状況について、把握できるものの中から抽出しその中の事例を紹介。ある団体等の固有事例の紹介であり全体傾向ではありません。)

(1) 民間の取組事例(取組事例の紹介)

○【企業】

平成22年度から「男女がいきいきと働いている企業」認証制度が開始され、県内企業等31社が認定されました。なお、本年度新たに申請された認定企業の中から、平成22年度の「男女がいきいきと働いている企業」三重県知事表彰に「財団法人食品分析開発センターSUNATEC(サナッテック)」が選ばれました。

同法人では、性別にこだわらない機会均等の姿勢に立った採用の結果、女性職員の比率が80%以上となっており、管理職、部門リーダーに女性を積極的に登用しています。

また、「ワーク・ライフ・バランスプロジェクトチーム」を結成し、働きやすい環境づくりのためのさまざまな改革を進めるとともに、育児・介護休業取得者への社内情報等の提供や、育児休業中の職員を対象とした「休業中能力アップコース」講習の開催など、円滑な職場復帰に向けた支援を行っています。

○【NPO・団体等】

(事例1) DV被害者支援や被害者も加害者も作らない社会づくりを目指して、DVに関する相談事業、講演や研修会、情報発信を行っている団体があります。

(2) 市町の取組事例(取組事例の紹介)

- 県内14市の男女共同参画担当で構成される「CITYネット男女共同参画inみえ」において、業務に関する課題や問題点について、情報交換や意見交換が行われています。
- 県内市町において、平成22年度中に男女共同参画に関する計画等が以下のとおり新たに策定(改定)されました。

鈴鹿市	平成22年7月	「鈴鹿市男女共同参画基本計画」策定
伊賀市	平成23年3月	「伊賀市男女共同参画基本計画(第2次)」策定
菰野町	平成23年3月	「第2次菰野町男女共同参画推進プラン」策定
多気町	平成23年3月	「多気町男女共同参画推進基本計画」策定
志摩市	平成23年3月	「志摩市男女共同参画推進プラン(改訂版)」策定

■ 今後の取組方向(平成23年度以降の取組方向)

- 平成23年3月に第2次三重県男女共同参画基本計画を策定しました。この基本計画の着実な推進をはかるため、実施計画を策定します。
- 女性の地位向上と政策決定の場への参画促進のため、県及び市町における審議会等への女性登用促進を働きかけるとともに、女性のエンパワーメント(注)を促進する各種取組を進めます。
- 男女の固定的な役割分担意識の是正や男女がともに多様な生活や働き方を実現できる環境づくりのため、引き続き啓発活動に取り組むとともに、県民やNPO、市町等と連携・協働しながら、地域における男女共同参画推進のための取組を進めます。また、地域における子育て家庭等に対する相談、情報提供、子育てサークル等の育成活動等を支援しながら、地域で子育てを支援する基盤づくりを進めます。
- 「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画(改定版)」に基づき、関係機関や団体等とのネットワークを広げながら、DV防止の啓発と情報提供や被害者に対する相談・保護・自立支援等の取組を推進します。

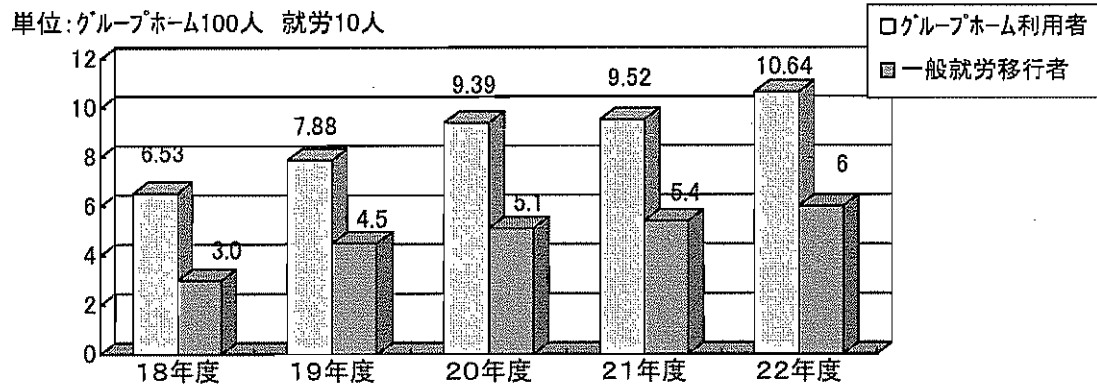
注) エンパワメント

力をつけること。政策・方針決定の場に参画できる能力などを身につけること。また、それによって個人が力を持った存在になること。

障がい者

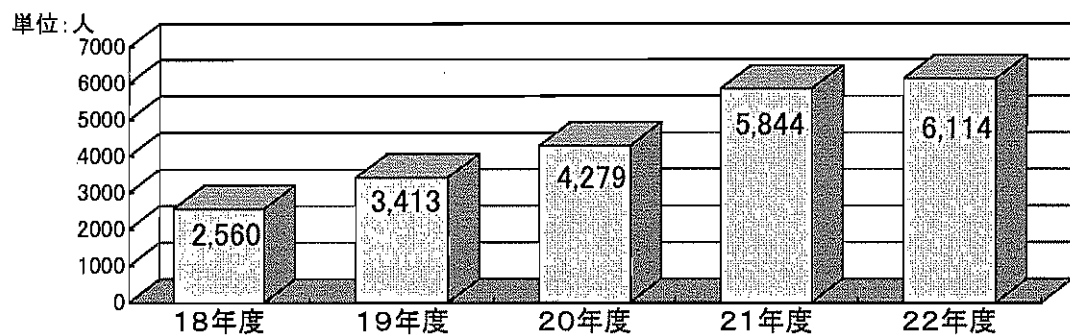
■ データからみた状況

【関連データ1】 グループホーム等で地域生活をしている障がい者数、一般就労へ移行した障がい者数



資料：三重県調べ（健康福祉部障害福祉室）

【関連データ2】 障がい者総合相談支援センター登録者数



資料：三重県調べ（健康福祉部障害福祉室）

データに関するコメント

【関連データ1】 障がい者の地域生活支援は障がい者福祉施策の中心であり、グループホーム等の整備及び一般就労移行支援が重要です。グループホーム等で地域生活をしている障がい者数、一般就労へ移行した障がい者数とも、年々増加していますが、これらの取組は、みえ障害者福祉プランの整備目標に基づき、計画的に進められています。

【関連データ2】 県では、「障がい者総合相談支援センター」を障害保健福祉圏域毎に設置するとともに、県内全域では、自閉症・発達障害支援センター等の運営委託を行っており、平成22年度には6,114人の登録がありました。

【関係法令等の動き】

- 「障害者基本法」の改正（平成16年6月施行）
- 「障害者自立支援法」の制定（平成18年4月一部施行、10月全面施行）
- 「バリアフリー新法」の制定（平成18年12月施行）
- 「身体障害者補助犬法」の改正〔各都道府県等の相談窓口設置の義務化（平成20年4月施行）、一定規模以上の民間企業での受入義務化（平成20年10月施行）〕
- 「障害者の雇用の促進等に関する法律」の改正〔中小企業における障がい者雇用の一層の促進、短時間労働に対応した雇用率制度の見直し等（平成21年4月から順次施行）〕
- 「障害者自立支援法改正案」の成立（平成22年12月）
- 「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」の改正（平成19年4月施行）
- 「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画」の策定（平成19年7月）
- 「みえ障がい者福祉プラン・第2期計画（三重県障害者プランー第五次行動計画・三重県障害福祉計画ー第二期計画）」の策定（平成21年3月）
- 「第2次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画」の策定（平成23年3月）

■ 現状と課題

【国連、国、他の都道府県の状況】

（※全体的な動向、注目すべき取組、法令・条例改正など）

- 2006（平成18）年12月に「障害のある人の権利に関する条約」が国連総会において採択され、2008（平成20）年5月に発効となりました。
- 障がい者権利条約の締結に必要な国内法の整備を始めとする我が国の障がい者制度の集中的な改革を行うため、平成21年12月8日に内閣に「障がい者制度改革推進本部」が設置されるとともに、「障がい者制度改革推進会議」が開催されています。推進会議において、「法律や制度をより良いものにする方向性」についての「第一次意見」が平成22年6月にまとめられ、障害者基本法の抜本的改正や「障害を理由とする差別の禁止法」（仮称）、「障害者総合福祉法」（仮称）等の制定に関する基本的方向性及びスケジュールが示されています。また、平成22年12月には、主に新しい障害者基本法の考え方についての「第二次意見」がまとめられており、平成23年4月に障害者基本法改正案が国会に上程され、現在参議院で審議中です。今後は、総合福祉部会の報告骨子がまとめられる予定であり、障害者総合福祉法（仮称）制定に向けての具体的法案づくりがはじまります。加えて平成23年6月には障害者虐待防止法が成立し、平成24年10月に施行される予定です。

- 北海道では、「北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例」が平成21年3月に制定され、平成22年4月（一部公布の日及び平成21年10月）から施行されています。
- さいたま市では、「誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例」が平成23年3月に制定され、平成23年4月から施行されることとなりました。

【三重県の状況】（平成22年度の取組状況）

1. 県の主な取組状況

（※行動プラン取組方向ごとに主な取組を記載。詳細は「県事業体系表進捗まとめ」を参照。）

（1）障がいに関する理解を深めるための啓発活動の推進

- ① 「障害者週間（12月3日～9日）」の広報活動として、小・中・高校生の体験作文やポスターを募集しました。また、12月に「障がい者フォーラム」を開催しました。これらの事業の実施により、障がい者が地域生活をおくる上で必要な支援について、普及・啓発をはかっていきます。〔「障害者週間」啓発広報事業／健康福祉部障害福祉室〕
- ② 保健所において地域住民や精神障がい者に関わる人々に、正しい知識の普及を目的とした研修会を開催するとともに、精神保健福祉相談を実施しました。また、三重県精神保健福祉協議会など関係団体が行う講演会等について後援を行いました。これからも保健所の活動や関係団体への支援を通じて普及・啓発を図っていきます。〔精神障がい者保健福祉相談指導事業／健康福祉部障害福祉室〕
- ③ 特別支援学校が地域におけるセンター的機能を発揮できるよう、公開研修会、教育相談等に積極的に取り組みました。今後もそのニーズは増えることが予想されることから、特別支援学校の教育活動の充実と教職員の専門性向上に向けて支援する必要があります。〔関連取組（特別支援教育総合推進事業）／教育委員会特別支援教育室〕

（2）地域社会での自立・生活支援の促進と環境づくり

- ① 障がい者の自立した生活の場の確保のため、グループホーム・ケアホーム（注）の整備をはかるとともに、低所得の利用者に対して家賃の補助を行いました。障がいのある人の地域移行を促進するとともに、グループホーム・ケアホームを計画的に整備することにより、地域の重要な資源として積極的にその活用を図ります。〔障がい者居住支援事業／健康福祉部障害福祉室〕
- ② 障がい者が地域で安心した生活を送ることができるように、各障害保健福祉圏域に三障害を対象とした総合相談支援センターを設置しました。加えて、専門性の高い相談支援事業として、自閉症・発達障がい、高次脳機能障がい、重症心身障がいに関する相談事業を行っています。また、ピアカウンセラー・ピアサポーター（注）の養成を行いました。〔障がい者

総合相談支援事業／健康福祉部障害福祉室]

- ③ 一般就労した障がい者をアフターフォローする就労サポート事業や障がい者人材センター（ゴールド人材センターみえ）の運営、知的障がい者、精神障がい者の県庁舎での職場実習などを行いました。

今後は、これらの事業に加えて、障がい者人材センター事業をリニューアルし、工賃アップのための共同受注窓口の運営を行うとともに、先進的な取組である社会的事業所の検討を行います。[障がい者のチャレンジ支援事業／健康福祉部障害福祉室]

- ④ 障がい者等の移動の円滑化をはかるため、平成21年度に引き続き、近鉄富田駅を始めとする14駅のエレベーターの設置等バリアフリー化に対し、補助しました。[交通施設バリアフリー化事業／健康福祉部健康福祉総務室]

- ⑤ 障がい者の就労機会の拡大をはかるため、県が調達する物品・役務などを、障がい者を多数雇用する企業から優先的に調達する制度について啓発を行いました。また、障がい者の雇用の促進と職場定着をはかるため、県内事業所への支援制度についての助言、求人情報の収集・提供や就労を支援する人材の事業所等への派遣を行いました。

県内事業所における障がい者の実雇用率は、前年と同率の1.50%となりましたが、全国平均1.68%を大きく下回っており、非常に厳しい状況にあります。関係機関との連携のもと、障がい者雇用の促進を一層はかっていく必要があります。[障がい者の雇用促進／生活・文化部勤労・雇用支援室]

- ⑥ 障がい者の社会参加促進に関する各種事業に取り組む中で、手話通訳者等の養成、障がい別の生活訓練、情報支援、各種障がい者スポーツ教室を行いました。

障がい者の社会参加を促進するには、地域活動の担い手である手話通訳者や要約筆記奉仕員などのさらなる人材育成や技術向上が必要です。

[障がい者社会参加促進事業／健康福祉部障害福祉室]

- ⑦ 障がい者の職業訓練機会の拡大と雇用・就労を支援するため、企業や社会福祉法人などの多様な委託先を活用し、障がい者一人ひとりに応じた職業訓練を行いました。また、特別支援学級・学校などに在籍する生徒の卒業後の職業選択がスムーズに行われるよう、事業所での職場実習に対して支援しました。

今後とも一層公共職業安定所や教育委員会と連携をはかり、県内の事業所、学校等への事業周知を行うことが必要です。[職場適応訓練・障がい生徒職域開発促進事業／生活・文化部勤労・雇用支援室]

(3) 精神保健福祉の推進

- ① 精神疾患の急性発症等に対応するため、精神科救急医療システムを整備するとともに、疾病の重篤化を軽減するよう24時間電話相談を開設して、相談・助言により適切な医療が受けられるよう支援を行いました。

これからも精神障がい者や家族等が、24時間電話相談を十分に活用できるように一層周知する必要があります。〔精神科救急医療システム運用事業／健康福祉部障害福祉室〕

- ② 入院中の精神障がい者の人権に配慮し、その適正な医療及び保護を確保するための審査を行いました。

入院の妥当性について、引き続き厳格・迅速な対応が求められています。〔精神医療審査会／健康福祉部障害福祉室〕

2. 県以外の多様な主体による取組状況（事例）

（※市町や、企業・団体等の地域の取組状況について、把握できるものの中から抽出しその中の事例を紹介。ある団体等の固有事例の紹介であり全体傾向ではありません。）

（1）民間の取組事例（取組事例の紹介）

○【企業】

（事例1）視覚障害者用 ATM、SP コード読取機、筆談機やコミュニケーションボードの設置など障がいに配慮した窓口対応を心がけている企業があります。

（事例2）店舗内、店舗周りに段差をなくしたり、ローカウンターにするなど、施設のバリアフリー化を進めている企業があります。

（事例3）障がい者雇用の OJT に、同じ障がいを持つ職員を指導員としている企業があります。

○【NPO・団体等】

（事例1）伊賀市や名張市内でユニバーサルデザインの調査を実施し、実態把握している団体があります。

（事例2）だれもが参加しやすいイベントを目指し、ユニバーサルデザインイベントマニュアルを作成した団体があります。

（事例3）発達障がいを持つ学生への支援のあり方について、教職員全員で学んでいる大学があります。

（事例4）居場所の提供やスポーツ、文化活動の支援、相談支援、ピアカウンセラーの養成など精神障がい者の活動支援を行っている団体があります。

（2）市町の取組事例（取組事例の紹介）

○ 桑名市では、市民への障がい者福祉の啓発と障がい者の社会参加を目的に、障害者週間イベント事業として、「みんなのつどい」を開催しています。

○ 鈴鹿市では、“障がいのあるなしにかかわらず、だれもが自分らしく輝くことのできるぬくたい（温かい）町を作ろう”と、地域の学校などの関係団体と保護者や地域の方々が集い、障がい者差別をなくす強調週間実行委員会を組織し、「ぬくたいフェスタ」を毎年開催しています。

■ 今後の取組方向（平成23年度以降の取組方向）

- 障がいに関する理解や障がい者の人権について、「障害者週間」での広報活動や県政だよりへの掲載など、機会を捉えて啓発広報を行います。
- 特別支援学校においては、特別支援教育に関する専門性を発揮し、障がいのある子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を行うなど、センター的機能や卒業後の就労・自立の実現に向けたキャリア教育の充実をはかります。
- 地域社会での自立・生活支援の促進に向けて、障がいのある人が地域で自立した生活をおくることができるよう、広域的・専門的な相談体制の整備を行うとともに、就労に向けた支援を行います。
また、障がい者の日中生活の確保及びグループホーム、ケアホーム等居住の場の確保を支援します。
- 障がい者の雇用促進に関して、企業訪問により求人情報を収集する人材の配置や、職場定着を進めるための人材の職場への派遣などにより、雇用の促進と職場定着に向けた取組を進めます。
また、障がい者の就労支援として、多様な職業訓練を実施します。
- 精神保健福祉の推進に向けて、精神疾患の急性発症等に対応するため精神科救急医療システムを整備するとともに、24時間電話相談により、疾病の重篤化を軽減するよう相談・助言を行い、適切な医療が受けられるよう支援を行います。

注) グループホーム・ケアホーム

障がい者が地域生活への移行や家族からの自立を促進するため、少人数で生活する住居。

注) ピアカウンセラー・ピアサポーター

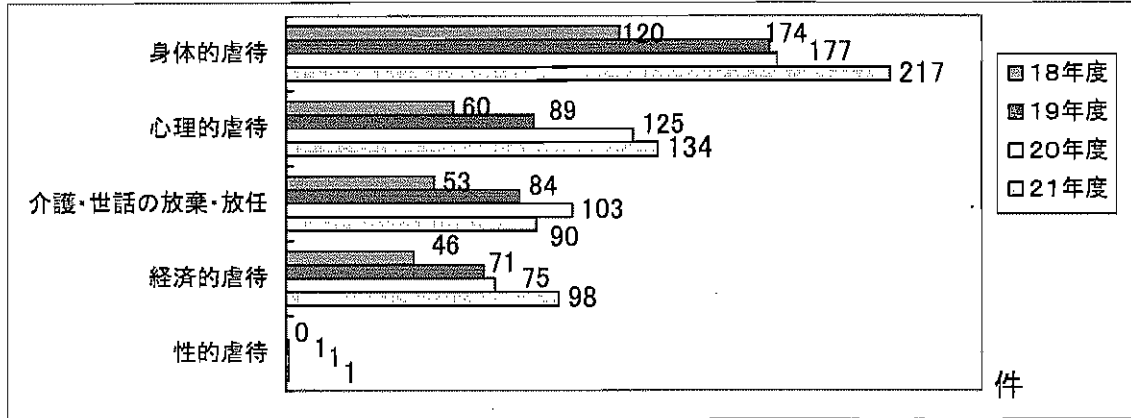
同じ課題や不安などを共有している当事者自身が、カウンセラーとなって相談支援活動を行う「ピアカウンセリング」における相談者や支援者のこと。

（施策分野4）人権課題のための施策

高齢者

■ データからみた状況

【関連データ1】 高齢者虐待の事実確認状況

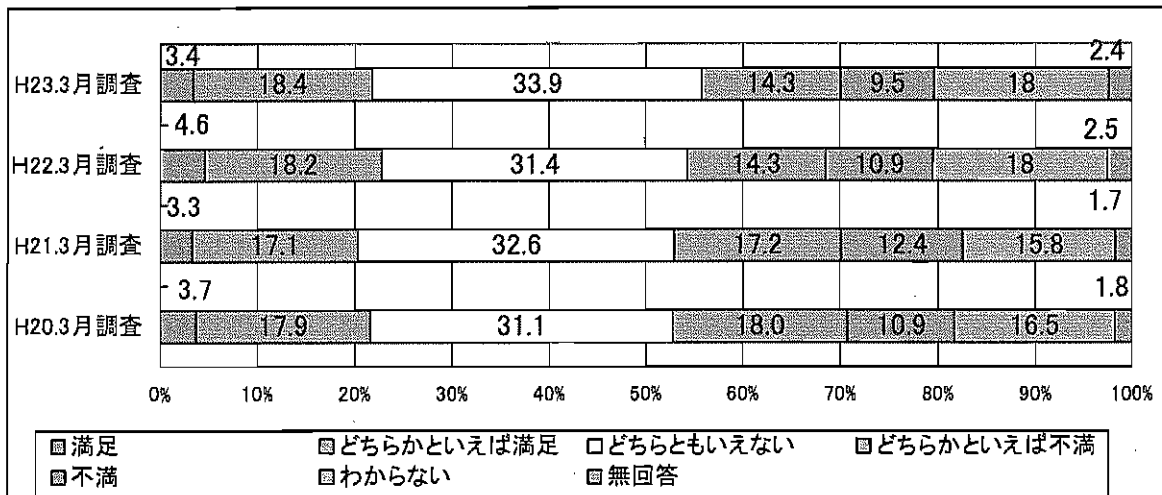


（複数種類の虐待を重複して受けている場合は、重複して計上しています。）

資料：三重県調べ（健康福祉部長寿社会室）

【関連データ2】 福祉サービス満足意識

（高齢者・障がい者の介護、在宅支援などの福祉サービスが利用しやすいこと）



資料：県民1万人アンケート調査結果

データに関するコメント

【関連データ1】 県では、平成18年度から高齢者虐待の状況について、ホームページで公表しています。県内での平成21年度中の養護者による虐待に関する相談通報件数は589件ありましたが、このうち369件が虐待と判断されたものです。

【関連データ2】 「満足」「どちらかといえば満足」を足した満足意識は20%程度で推移していますが、「不満」「どちらかといえば不満」を足した不満足意識は減少傾向にあります。

【関係法令等の動き】

- 「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」（昭和46年10月施行、最終改正：平成19年6月）
- 「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」の制定（平成18年4月施行、最終改正：平成20年5月）
- 「介護従事者等の人材確保のための介護事業者の処遇改善に関する法律」の制定（平成20年5月施行）
- 「介護保険法」及び「老人福祉法」の改正〔介護サービス事業者による不正事案を防止し、介護事業運営の適正化を図るための介護サービス事業者の対する規制の在り方について見直し（平成21年5月施行）〕
- 「みえ高齢者元気・かがやきプラン—改訂版—（第4期三重県介護保険事業支援計画・第5次三重県高齢者福祉計画）」の策定（平成21年3月）

■ 現状と課題

【国連、国、他の都道府県の状況】

（※全体的な動向、注目すべき取組、法令・条例改正など）

- 国においては、平成18年度から「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況に関する調査を実施しています。この調査結果等を踏まえ、地方公共団体をはじめとして、介護サービス事業者、関係団体、関係機関、地域住民等が高齢者虐待に関する正しい知識と理解の下に、高齢者虐待を発生させない体制整備への取組を促しています。
- 厚生労働省においては、“介護について理解と認識を深め、介護従事者、介護サービス利用者及び介護家族を支援するとともに、利用者、家族、介護従事者、それらを取り巻く地域社会における支え合いや交流を促進する観点から、高齢者や障がい者等に対する介護に関し、国民への啓発を重点的に実施するための日”として、「11月11日」を「介護の日」と決めました。
- 内閣府においては、高齢社会対策の総合的な推進に資するため、一般高齢者の意識に関する総合的な調査を行う「高齢者対策総合調査」を毎年計画的に実施しており、平成22年度は、高齢者の現状及び今後の動向分析についての調査等を実施しました。

【三重県の状況】（平成22年度の取組状況）

1. 県の主な取組状況

（※行動プラン取組方向ごとに主な取組を記載。詳細は「県事業体系表進捗まとめ」を参照。）

（1）健康で生きがいをもって生活できる社会環境の整備

- ① 学習活動、スポーツ、芸術、地域づくり活動を通じて高齢者が社会参加活動を行える場づくりを行いました。地域の福祉課題への対応に、高齢者の活力を活かしていくことが必要です。〔明るい長寿社会づくり推進機構事業委託／健康福祉部長寿社会室〕
- ② 高齢者の生きがい対策、就業機会の確保のため、シルバー人材センター未設置の町に対して、シルバー人材センター連合会とともに、設置に

に向けた働きかけを行いました。シルバー人材センター未設置の町について、達成まで継続した支援が必要です。〔シルバー人材センター促進事業／生活・文化部勤労・雇用支援室〕

(2) 介護を必要とする高齢者に対するサービスの充実とその家庭への支援

- ① 介護保険制度におけるケアマネジメントを中心的に担う介護支援専門員の役割は重要であり、そのため、質の向上を図ることを目的に各種の研修を実施しました。

利用者の自立支援、尊厳を理念とした支援ができるように、研修内容の検討を行い、より質の高い介護支援専門員の養成と資格の管理をしていく必要があります。〔介護支援専門員資質向上事業／健康福祉部長寿社会室〕

- ② 認知症の早期発見、専門医療機関への誘導等を行う「かかりつけ医」の研修や認知症高齢者ケアにかかる介護サービスの職員等の資質向上を図るための研修の実施、認知症の人等を地域で支援する体制づくり、認知症の本人や家族の相談窓口（三重県認知症コールセンター）の設置を行いました。

また、認知症疾患医療センターを3箇所指定し、地域における認知症疾患の保健医療水準の向上に取り組むとともに、新たに、若年性認知症の取り組みを行いました。〔認知症対策研修・支援事業／健康福祉部長寿社会室〕

(3) 高齢者の人権に配慮した社会環境の整備

- ① 要介護状態が重くなり、在宅でのくらしが困難になった場合など、入所が必要な高齢者の入所が円滑に進むよう、特別養護老人ホームを7箇所（360床）、介護老人保健施設3箇所（150床）を整備しました。

今後とも、施設サービスを必要とする高齢者が安心して暮らせるよう、引き続き市町と緊密な連携を図りながら施設整備を進める必要があります。〔介護サービス基盤整備補助金／健康福祉部長寿社会室〕

- ② 高齢者虐待防止の相談窓口となる地域包括支援センター職員が専門的な支援が必要な場合に、地域ごとに、三重弁護士会、三重県社会福祉士会に相談できる体制を整えました。

高齢者虐待防止の業務を行う地域包括支援センターへの支援について、情報交換・研修事業などを実施していきます。〔地域包括ケア推進支援事業／健康福祉部長寿社会室〕

2. 県以外の多様な主体による取組状況（事例）

（※市町や、企業・団体等の地域の取組状況について、把握できるものの中から抽出しその中の事例を紹介。ある団体等の固有事例の紹介であり全体傾向ではありません。）

(1) 民間の取組事例（取組事例の紹介）

○【NPO・団体等】

（事例1）認知症の方の介護を行う当事者家族が悩みを抱え込まないように、交流会を開催したり、認知症の介護経験者による電話相談を行っ

ている団体があります。

(事例2) 伊賀市や名張市内でユニバーサルデザインの調査を実施し、実態把握している団体があります。

(事例3) 高齢者の生きがいつくりや見守りを目的に「いきいき広場」や「はつらつ塾」を開催している団体があります。

○【企業】

(事例1) ある新聞販売店や郵便事業者では、行政と連携し、配達の際、郵便物や新聞などが玄関などに放置されたままになっていないか、安否確認をすることで、高齢者が安心して暮らせる地域づくりに取り組んでいます。

(事例2) 高齢者の再雇用を積極的に進めている企業があります。

(事例3) 車椅子を使用する高齢者等に対する対応をスムーズに行うため、来客対応する従業員に介助セミナーを開催している企業があります。

(事例4) 接客業務や社会的貢献のために従業員を対象とした「認知症サポーター養成講座」を開催している企業があります。

(2) 市町の取組事例(取組事例の紹介)

○ 桑名市では、だれもが親しみやすく読みやすい啓発冊子として「高齢者の人権」をテーマとしたマンガを作成しています。

○ 松阪市では高齢者安心見守り隊、認知症サポーターと協働して、認知症に関する地域の相談窓口や、医療機関、支援情報などが掲載された「高齢者安心お助けマップ」を作成しました。

○ いなべ市、四日市市、御浜町、紀宝町では認知症地域支援体制構築等推進事業のモデル地域として、地域資源マップの作成、徘徊 SOS ネットワークの構築、高齢者見守りネットワークの構築、見守りサポーターの養成などを行いました。

■ 今後の取組方向(平成23年度以降の取組方向)

○ 高齢社会が進展していく中、介護や医療を必要とする状態となっても、住み慣れた自宅や地域で安心して暮らし続けることができ、人生の最期まで、個人として尊重される地域社会づくりを目指した取組を行います。

そのため、介護支援専門員等の介護サービス関係者が、介護サービスの利用者の視点に立った質の高いサービスを提供できるよう研修を実施します。

○ 今後、高齢者、特に75歳以上の高齢者の増加に伴い、認知症高齢者が急速に増加すると見込まれていることから、予防から医療・ケア・見守り相談といった総合的な支援体制を一層強化するとともに、引き続き若年性認知症の人等への支援に取り組めます。

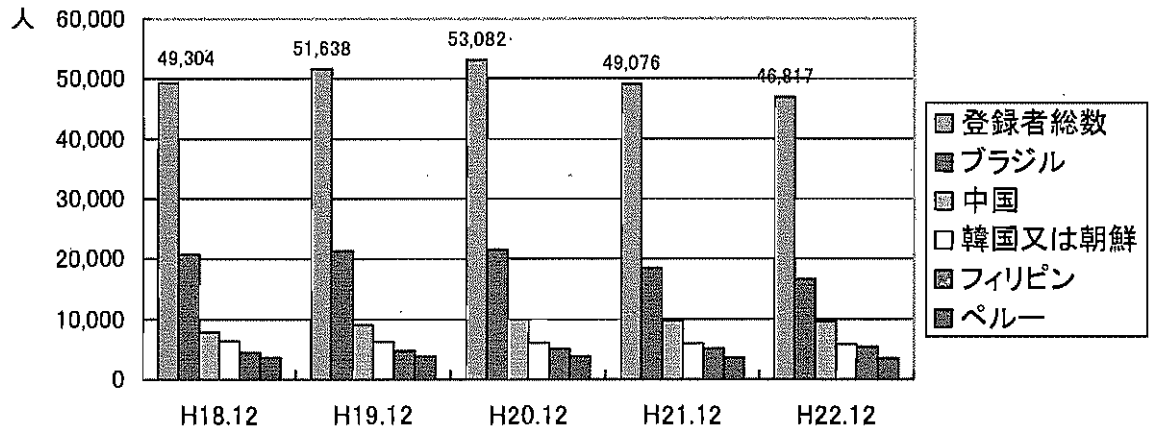
○ 高齢者虐待に対応するため、市町の相談体制の充実や虐待に対する適切な対応を行えるよう、研修等を通じて支援します。

○ 地域包括支援センターが地域ケア体制づくりの中核機関として、高齢者を様々な形で支援できるよう、地域包括支援センター連絡会議の開催や、介護予防ネットワーク形成力の向上に関する研修を実施していきます。

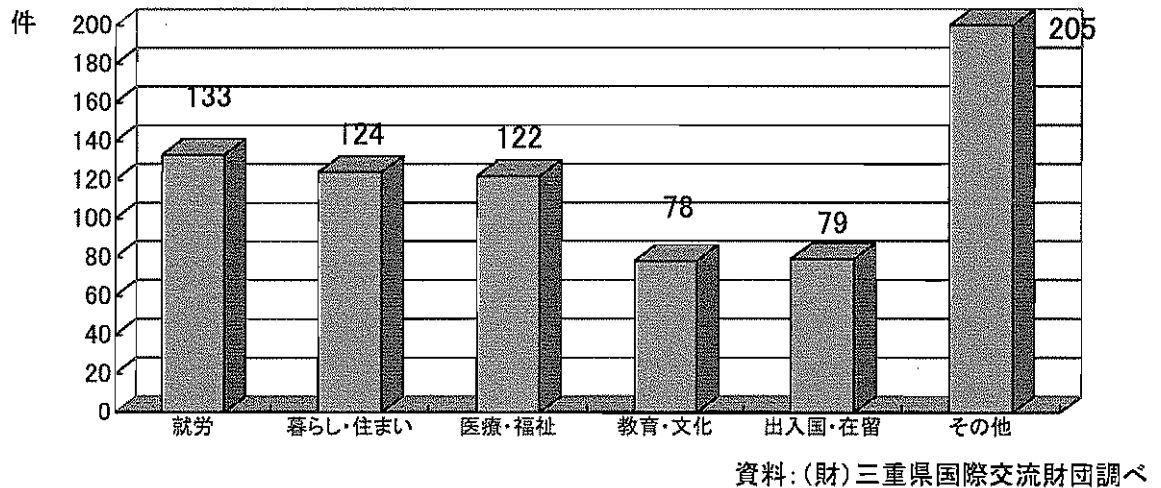
外国人

■ データからみた状況

【関連データ1】外国人登録者数の推移



【関連データ2】外国人相談件数（平成22年度）



データに関するコメント

【関連データ1】平成22年12月末現在の三重県の外国人登録者数は、46,817人（前年比△4.6%）で約2,000人減少となり、前年に引き続き減少しました。県内総人口に占める外国人の比率は、2.47%になりました（前年2.62%；全国第3位）。本県の外国人登録者数を国籍別にみると、ブラジルが16,651人で全体の35.6%を占め、以下中国、韓国又は朝鮮、フィリピン、ペルーと続いており、上位5カ国で87.4%を占めます。

【関連データ2】(財)三重県国際交流財団に委託し、実施している多言語による生活相談の平成22年度の相談受付は741件でした。相談内容はあらゆる分野にわたっており、その中でも「就労」、「暮らし・住まい」、「医療・福祉」に関する相談が半数以上と、上位を占める結果となりました。

【関係法令等の動き】

- 「出入国管理及び難民認定法（入管法）」の改正〔日系人の受入や研修制度など
在留資格の拡大（平成22年6月施行）〕
- 「国籍法」の改正〔日本国籍の取得要件の緩和（平成21年1月施行）〕
- 「出入国管理及び難民認定法（入管法）」の改正〔外国人登録法の廃止と在留
カードの発行（平成21年7月公布～3年以内に施行）〕
- 「住民基本台帳法」の改正〔外国人住民基本台帳の設置（平成21年7月公
布～3年以内に施行）〕
- 「外国人労働者の適正雇用と日本社会への適応を促進するための憲章」の策
定（平成20年1月）
- 「三重県国際化推進指針～多文化を共に生きる三重を目指して～」の策定（平
成19年3月）
- 「三重県国際化推進指針（第一次改訂）～多文化を共に生きる三重を目指し
て～」の策定（平成23年3月）

■ 現状と課題

【国連、国、他の都道府県の状況】

（※全体的な動向、注目すべき取組、法令・条例改正など）

- 国においては、平成18年12月25日に『生活者としての外国人』に関
する総合的対応策」をとりまとめ、各省庁において、緊密な連携・協力のも
と効果的な施策の実施に取り組んでいます。また、内閣府においては、平成
22年8月に、国としての体系的・総合的な方針として日系定住外国人施策
推進会議において、「日系定住外国人施策に関する基本方針」を策定し、平成
23年3月には、「日系外国人施策に関する行動計画」を取りまとめました。
- 東海地域3県1市では、経済を支える外国人労働者の適正雇用に関し、経
済界、企業グループ全体で取り組んでいます。
また、定住化、永住化が進む外国人労働者が日本社会に適応し、地域住民
と共生できるような環境整備などに、多くの企業が取り組む契機とするため、
経済団体の協力を得て、「外国人労働者の適正雇用と日本社会への適応を促進
するための憲章」を全国に先駆けて、平成20年1月21日に策定し、各企
業・事業者への周知と具体的な取組の促進をはかっています。
- 改正入管法及び改正住民基本台帳法が、それぞれ平成21年7月15日に
公布されたことに伴い、3年以内に外国人登録法が廃止されるとともに、外
国人住民台帳制度が発足することとなりました。

【三重県の状況】（平成22年度の取組状況）

1. 県の主な取組状況

（※行動プラン取組方向ごとに主な取組を記載。詳細は「県事業体系表進捗まとめ」を参照。）

（1）多文化共生社会における相互理解のための教育・啓発の推進

- ① 就業など日本社会への適応のため、外国人住民の間で日本語習得のモ

チベーションやニーズが高まっています。そのため、日本語支援ボランティアの育成とともに、地域で活動する日本語教室の専門性を高めるための研修を実施しました。

日本語学習者の多様なニーズに対応するため、引き続き人材育成に取り組むことが必要です。また、育成した人材が活動する場を提供していくことも必要です。〔日本語支援ボランティア育成事業／生活・文化部国際室〕

- ② 外国人住民の人権尊重と多文化共生社会づくりに向けた地域社会の意識啓発のため、市、民間団体などとの協働により、「三重県多文化共生啓発事業実行委員会」を組織し、多文化共生の推進を図るイベントを実施しました。

また、多文化共生啓発員を配置し、県内で実施される国際交流イベント等で、パネル展示や啓発活動を実施しました。

今後も、県が推進役となって、多様な主体の連携・交流をはかり、地域が主体的に取り組むための環境づくりを進めることが必要です。〔多文化共生啓発事業／生活・文化部国際室〕

(2) 外国人住民の社会生活における支援の充実

- ① 多文化共生社会づくりには、多様な主体間でコミュニケーションがとれることが重要であることから、FM放送による英語の行政・生活情報の提供（毎週土曜放送）を実施しました。

今後は、災害時等の緊急情報を含め、経済状況の悪化を受けて外国人住民支援のための各種取組が実施されていることから、こうした情報を迅速正確に提供していくことが必要です。〔多言語行政生活情報提供事業／生活・文化部国際室〕

- ② 三重県労働・生活相談室において、ポルトガル語、スペイン語通訳による相談に随時対応しました。外国人労働者に関する相談は年間で64件あり、うち外国人からの直接相談は48件でした。

平成21年度に発行した外国語（ポルトガル語・スペイン語・英語・中国語）版「働くルールブック」を活用するなど、今後も、外国人向け相談の効果的な広報、周知に努めていきます。

〔ライフ・ワークサポート三重推進事業（ポルトガル語・スペイン語通訳による相談等）／生活・文化部勤労・雇用支援室〕

- ③ 外国人の子どもの将来の自立に向けた支援のため、市町担当者とともに作成した、日本での職業を案内する多言語ツール「外国人の子どもに向けたキャリアガイド」、県内で働く外国人や大学生を取材し、モデルケースを紹介する「キャリアガイドDVD～可能性は無限大！～」が学校現場での進路案内に活用できるよう、教育委員会と連携して普及を行いました。

今後は、子どもたちの進路等は保護者の影響が大きいことから、保護者の教育に対する意識啓発を行う必要があります。〔外国人住民総合サポ

ート推進事業（キャリアガイド作成普及事業）／生活・文化部国際室]

(3) 外国人の権利擁護と社会参画の促進

- ① 経済環境の悪化により失職した外国人労働者のため、日本語教室を実施するとともに、NPO等の多様な主体のネットワークとノウハウを活用し、就業に結びつける取組を行いました。また、外国語対応のアドバイザーを設置し、外国人住民に必要とされる情報ニーズの把握や各種制度の説明会の開催などを行いました。[ふるさと雇用再生事業／生活・文化部国際室]
- ② 外国人児童生徒が、日本の学校生活に適応し、日本語で学ぶ力を身につけ、自己実現がはかれるよう、県内の7市において、「初期適応指導教室」を10カ所で開設し、日本語指導を行うとともに、進路ガイダンスを開催し、外国人児童生徒やその保護者に進路の情報を提供しました。また、教師用の「日本語指導の手引き」④—教科学習につながる教材と指導方法—を作成しました。

外国人児童生徒が増加し、在籍状況の広域化と流動化が進む中、多文化共生の視点に立った教育の充実をはかり、外国人児童生徒が日本語で学ぶ力を身につけられるよう一層支援する必要があります。また、就学の案内や教育相談への対応等の就学支援や進路選択の支援等の充実をはかる必要があります。[外国人児童生徒教育への支援事業／教育委員会小中学校教育室]

2. 県以外の多様な主体による取組状況（事例）

(※市町や、企業・団体等の地域の取組状況について、把握できるものの中から抽出しその中の事例を紹介。ある団体等の固有事例の紹介であり全体傾向ではありません。)

(1) 民間の取組事例（取組事例の紹介）

○【企業】

(事例1) ブラジル人が経営する企業では、CSRの一環として南米出身の外国人住民向けの多文化共生セミナーを開催し、外国人住民の自立に向けた啓発を実施しています。

○【NPO・団体等】

(事例1) 東日本大震災で被災した外国人を支援するため設置された「東北地方太平洋沖地震多言語支援センター」の活動に賛同し、協力するNPOがありました。

(事例2) 多文化共生社会づくりに資するため、市や県と連携して、日本語指導ボランティアの専門性向上のための研修を実施した団体があります。

○【学校】

(事例1) 国際交流イベント「国際交流フェスタ」を毎年開催している大学があります。2010年のフェスタでは、当該大学生の国際交流活動に加えて、小学生や高校生、地域の交流活動団体等の取組の発表会が行

われるとともに、留学生の歌や民族舞踊の披露やゲーム等を通じて参加者同士の交流がはかられました。

また、当大学では、公立学校からの要請に応じて、留学生が訪問し異文化を紹介する「グローバル・スタディ」を実施するとともに、学生ボランティアが、近隣の小学校において外国につながる学習支援を行うなど、さまざまな取組を行っています。

(事例2) さまざまな国籍の外国人生徒が、全体生徒数の10%を超える、ある県立高校では、校内の「外国人生徒支援委員会」において、外国人生徒への学習支援や進路面での支援を行うとともに、県、市、市商工会議所、国際交流協会等の参加を得て、外国人生徒の日本での生活に資する基本的知識の習得、就職面での進路保障のための支援を行っています。

(2) 市町の取組事例(取組事例の紹介)

○ 日本人住民と外国人住民が同じ地域の生活者としてともに暮らしている多文化共生社会づくりを推進するため、四日市市では平成22年5月に「四日市市多文化共生推進プラン」を、鈴鹿市では平成23年3月に「鈴鹿市多文化共生推進指針」を策定しました。

○ 鈴鹿市では、早稲田大学と協定を結び、「日本語教育支援システム」の構築を進めており、教育委員会内に「日本語教育支援システム・プロジェクト会議」を設置し、担当者の指導力向上と情報交換を目的とした「日本語教育担当者ネットワーク会議」の定例開催、日本語教育の具体的な実践のあり方についての協議、子どもの日本語力に応じたリライト教材の作成等を進めています。

なお、子どもの日本語力を把握するために、早稲田大学が開発したJSLバンドスケールを活用し、児童生徒一人ひとりの能力に応じた指導に努めています。

また、平成22年11月には、「鈴鹿市日本語教育フォーラム」を開催し、県内外への情報発信を行いました。

○ 津市では、「学校へ行こう in 津市」と題した就学・進学ガイダンスを開催し、市内の小学校及び中学校に在学している外国につながる子どもたちと保護者を対象として就学説明会、高校進学説明会を実施しました。

○ ニューカマーと呼ばれる南米日系人を中心とする外国人住民が多数居住する都市の行政及び国際交流協会により平成13年に設立された「外国人集住都市会議」では、外国人住民に係る施策や活動状況の情報交流や国、県及び関係機関への提言等を行っています。三重県でも、津市、四日市市、鈴鹿市、亀山市、伊賀市が加盟しています。

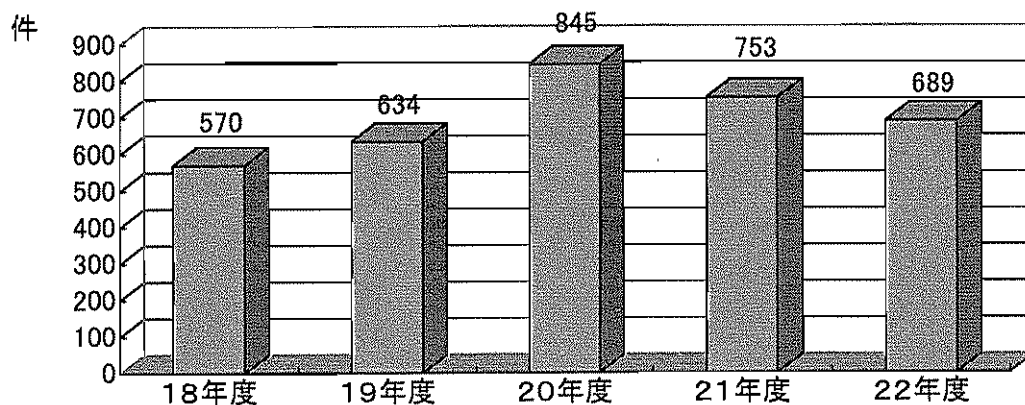
■ 今後の取組方向（平成23年度以降の取組方向）

- 外国人住民を取りまく課題を着実に解消するため、平成22年度に策定した「三重県国際化推進指針（第一次改訂）」に基づき、広域での多言語相談窓口の設置や法律などの専門相談に引き続き取り組むとともに、各種制度の説明会を県内各地で開催します。また、地域で活動する日本語教室の専門性を高める取組や、失業した外国人住民支援のため、NPOのネットワークやノウハウを活用し、日本語習得や就業を支援します。このほか、外国人住民への迅速・正確な情報提供のため、外国語ホームページの活用や地域に密着したNPOなどの活動を支援していきます。
- 外国人住民の生活支援は、市町の役割が大きなウエイトを占めることから、市町を中心とする取組を進めることができる環境づくりに向けて、引き続き市町との連携を深めていきます。

患者等 (患者の権利、HIV感染者・エイズ患者、ハンセン病元患者、難病患者 等)

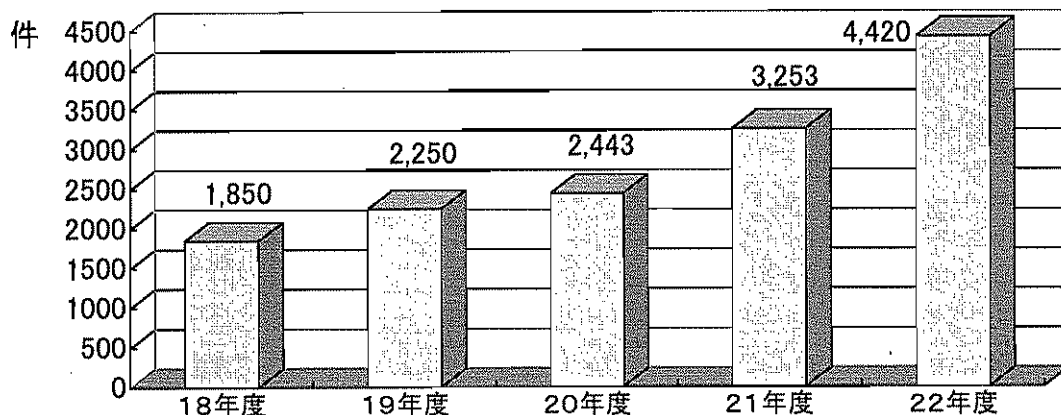
■ データからみた状況

【関連データ1】 医療相談件数の推移



資料：三重県調べ（健康福祉部医療政策室）

【関連データ2】 難病相談支援センター相談件数の推移



資料：三重県難病相談支援センター調べ

データに関するコメント

【関連データ1】 医療に関する県民からの相談に対応するため、医療相談の専門員を配置し、患者・家族と医療機関の信頼関係の構築を支援しています。県民の医療に対する関心の高さから、相談件数は、平成18年度以降、年間500件を超えています。

【関連データ2】 三重県難病相談支援センターでは、在宅難病患者及びその家族の療養上・日常生活の悩みや不安を解消するため、各種相談等を行っています。平成22年度は4,420件の相談が寄せられました。

【関係法令等の動き】

- 「らい予防法の廃止に関する法律」の制定（平成8年4月施行）
- 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」の制定（平成11年3月施行）
- 「がん対策基本法」の制定（平成19年4月施行）
- 「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（ハンセン病問題基本法）」の制定（平成21年4月施行）
- 「臓器の移植に関する法律」の改正（平成22年1月、7月施行）
- 「肝炎対策基本法」の制定（平成22年1月施行）
- 「がん対策推進基本計画」の策定（平成19年6月）
- 「三重県がん対策戦略プラン」（平成20年度～24年度）の改定（平成20年7月）

■ 現状と課題

【国連、国、他の都道府県の状況】

（※全体的な動向、注目すべき取組、法令・条例改正など）

- 法務省の人権擁護機関では、エイズ患者及びHIV感染者に対する偏見をなくし、理解を深めるよう、平成11年度から「HIV感染者等に対する偏見をなくそう」を人権週間（12月4日～10日）の強調事項として掲げるとともに、年間を通じて全国各地で、講演会や座談会の開催、テレビ・ラジオ放送、新聞・雑誌等による広報、啓発冊子等の配布、各種イベントにおける啓発活動を行っています。
- 厚生労働省では、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」の規定に基づき平成11年に作成された「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」（平成18年4月改正）により、患者等の人権を尊重し、総合的な対策を進めています。
- 国は、ハンセン病患者に対する長年の隔離政策についての誤りを認め、ハンセン病患者及び元患者の名誉回復と社会復帰のための施策を推進するため、「ハンセン病問題基本法」を施行しました。ハンセン病に関する偏見や差別の解消に向けた啓発を行うとともに、ハンセン病元患者への被害補償や里帰り等福利の増進に取り組んでいます。
- 「臓器の移植に関する法律」が改正され、遺族の承認による臓器提供や、15歳未満の脳死患者からの臓器提供が可能になりました。また、被虐待児からの臓器提供がされることのないよう、虐待が疑われた場合、移植医療従事者は必要な措置を講ずるものとなりました。

【三重県の状況】（平成22年度の取組状況）

1. 県の主な取組状況

（※行動プラン取組方向ごとに主な取組を記載。詳細は「県事業体系表進捗まとめ」を参照。）

（1）患者本位の医療体制づくりの推進

- ① 平成22年10月、『医療安全に向けた取り組み』をテーマに、医療従

事者等を対象とした研修会を開催しました。

医療相談窓口に寄せられた相談や苦情内容の傾向を整理し、患者の視点に立った医療の安全・安心に関する情報を関係機関に提供していく必要があります。〔患者本位の医療の促進／健康福祉部医療政策室〕

- ② 「三重県がん相談支援センター」において、がん患者およびその家族の悩みや不安などの相談に対応するとともに、県内の各がん診療連携拠点病院や患者会等との連携を進めました。また、サポーターやがん相談員への研修会を開催し、がん患者の支援体制の充実に努めました。

今後は、がん患者のみならず、広く県民に周知していくとともに、がん診療にかかる医療機関の情報等の提供体制を充実していきます。〔終末期医療（ターミナルケア）等の充実に促進／健康福祉部健康づくり室〕

（2）病気に対する正しい知識の普及・啓発活動の推進

- ① 世界エイズデー（12月1日）キャンペーンイベントとして、講演会、展示会、街頭キャンペーンを実施し、県民に対し正しい知識の普及・啓発を行い、エイズのまん延防止と患者・感染者に対する差別・偏見の解消をはかりました。

今後も、効果的な普及啓発活動をしていくことが必要です。〔エイズ対策事業／健康福祉部健康危機管理室〕

- ② 「みえ人権フォーラム」でのパネル展等を通じてハンセン病に対する正しい知識の普及・啓発に努めました。

ハンセン病元患者に対する差別は依然として残っており、引き続き、ハンセン病の正しい知識の普及・啓発に努めていく必要があります。〔ハンセン病に対する理解の促進／健康福祉部医療政策室〕

（3）医療・生活支援体制の充実

- ① 「三重県医療安全支援センター」において、医療に関する相談等に応じるとともに、医療従事者を対象とした講演会を開催しました。県民の健康や医療に対する関心はますます大きくなっており、相談員には、より高い医療に関する知識や相談に応じる技術が求められています。

また、医療相談を受けて、医療機関への指導が必要な案件にも、迅速かつ的確に対応できるよう、地域機関との一層の連携が必要です。〔医療安全支援事業／健康福祉部医療政策室〕

- ② 「三重県難病相談支援センター」において、在宅難病患者等の相談・支援、地域活動の促進及び就労支援などを行い、難病患者及びその家族の療養上・日常生活の悩みや不安解消に努めました。

今後は、市町が難病対策の取組に理解を深めてもらうよう働きかけていく必要があります。〔難病在宅支援事業費（難病在宅ケア事業）／健康福祉部健康づくり室〕

2. 県以外の多様な主体による取組状況（事例）

（※市町や、企業・団体等の地域の取組状況について、把握できるものの中から抽出しその中の事例を紹介。ある団体等の固有事例の紹介であり全体傾向ではありません。）

(1) 民間の取組事例(取組事例の紹介)

○〔NPO・団体等〕

(事例1) ホームページに「性教育(HIV・性病)」に関する情報を提供して、社会啓発を行っている団体があります。また、当団体では県民を対象とした電話による医療相談も実施しています。

(事例2) 「医療通訳ボランティア養成研修」を実施して、外国人患者の人権に配慮した医療通訳のノウハウについて研修を行っている団体があります。

(事例3) ハンセン病の元患者や識者等によって平成21年に設立された県内の団体が、平成22年12月にハンセン病回復者の絵や写真等を展示する作品展や、ハンセン病問題の真の解決を目的としたシンポジウムを開催しました。

(事例4) 三重県難病相談センターでは、県内の18の疾患団体で構成されるNPO法人「三重難病連」と共催して、希少・難病性疾患を一般の人に広く知ってもらうためのイベント「レア・ディーズ・デイ 2011 in Mie」を平成23年2月に開催し、パネル展示や交流会、インターネットによる東京会場との意見交換等を実施しました。

○〔医療機関〕

(事例1) 県内のがん診療連携拠点病院が主体となって、市民公開講座を開催するなどの取組が見られるほか、相談窓口等を設置するなどの取組が進んでいます。

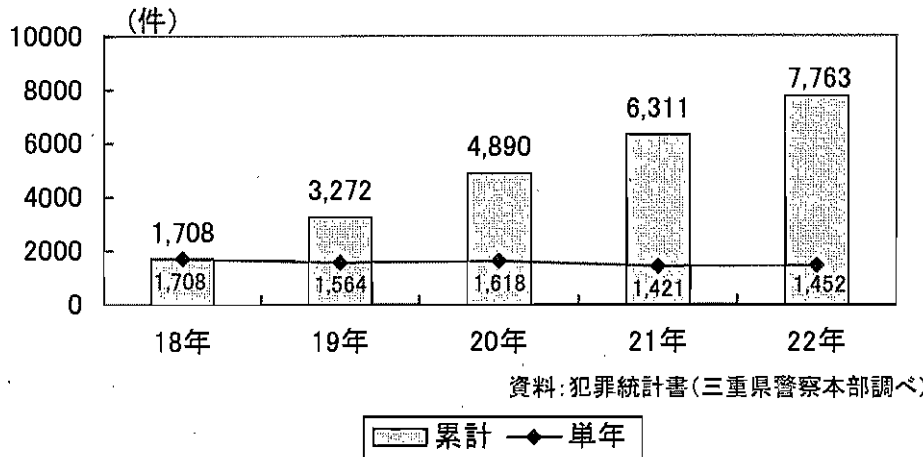
■ 今後の取組方向(平成23年度以降の取組方向)

- 関係機関との連携強化をはかりながら、患者及びその家族の療養上の不安を解消するため、難病についての正しい知識の普及啓発を行っていきます。また、相談支援や情報提供を行い、患者の在宅療養生活を支援していきます。
- 医療安全に関しては、医療相談機能の充実をはかるとともに、相談事例の分析を行い、医療相談に寄せられた情報から得られた患者ニーズを、医療機関にフィードバックしていきます。
- がん対策については、県内の拠点病院を中心として、がん医療水準の向上をめざします。また、患者の立場に立った医療を推進するために、さまざまな機会をとらえた啓発活動を実施します。
- ハンセン病の元患者は、生活及び医療が保障され安心して暮らせることを願っており、地域における偏見・差別を解消するため、病気に対する正しい知識の普及・啓発活動を推進します。
- エイズに対する関心が薄れていますが、昨年1年間に報告された患者・感染者数は依然高い水準にあります。今後も引き続き、エイズに関する予防啓発、相談・検査、医療体制を強化する取組を進めていきます。

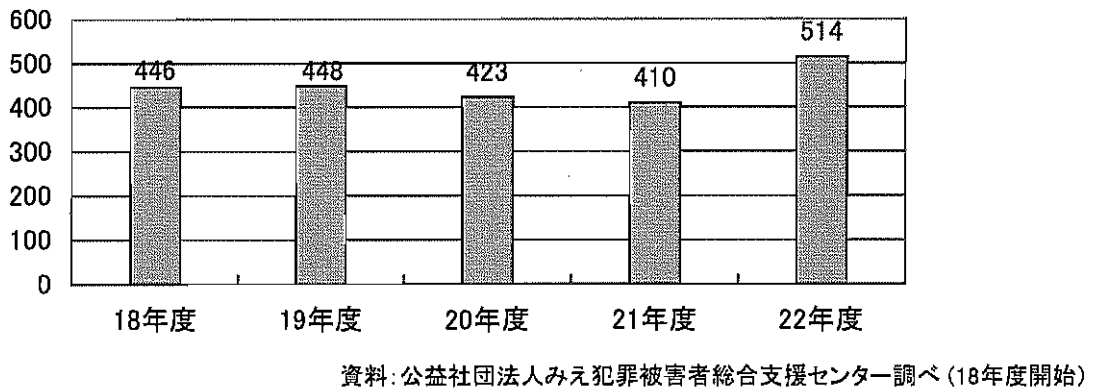
犯罪被害者等

■ データからみた状況

【関連データ1】県内の要支援犯罪件数



【関連データ2】公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センターへの相談件数



データに関するコメント

【関連データ1】

犯罪の被害に遭った人が受けた被害から回復するには長い年月を必要とすることから、支援が必要と思われる人の数は累計で考える必要があります。また、支援が必要な方は、被害者本人だけでなく家族や親族にも及ぶため、当データより多く存在する可能性があります。

【関連データ2】

公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センターは、犯罪被害者の相談や支援を行う民間団体として平成18年に設立され、平成19年4月には三重県公安委員会から犯罪被害者等早期援助団体の指定を受けました。また、平成21年10月28日には、法人制度改革以後、県内初となる公益社団法人の認可を受けました。平成22年度の相談件数は104件（25.4%）増加し、県内の相談ニーズは多くあるものと考えられます。

【関係法令等の動き】

- 「犯罪被害者等基本法」の制定（平成17年4月施行）
- 「犯罪被害者等基本計画」の閣議決定（平成17年12月）
- 「刑事訴訟法」の改正〔刑事裁判への被害者参加制度の創設（平成19年12月施行）〕
- 「民事訴訟法」の改正〔民事裁判への遮蔽措置・ビデオリンク等の導入（平成20年4月施行）〕
- 「更生保護法」及び関係法の改正〔少年事件における仮釈放の際に被害者の意見を聴取するなどの追加（平成20年6月施行）〕
- 「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」の改正〔法律の題名の改正・給付金の上限及び最低額の増額（平成20年7月施行）〕
※「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」に題名を改正
- 「犯罪被害者等の支援に関する指針」の策定（平成20年10月）
- 「犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続きに付随する措置に関する法律」の改正〔公判記録の閲覧・謄写要件の緩和、損害賠償命令制度（平成20年12月施行）〕
- 「刑事訴訟法」の改正〔殺人罪など凶悪事件の公訴時効を廃止（平成22年4月施行）〕
- 「第2次犯罪被害者等基本計画」の閣議決定（平成23年3月）

■ 現状と課題

【国連、国、他の都道府県の状況】

（※全体的な動向、注目すべき取組、法令・条例改正など）

- 平成17年4月の犯罪被害者等基本法の施行により、国においては、裁判制度や給付金の見直しなど、犯罪被害者等の権利や利益を保護するための制度改正が行われました。
また、刑事訴訟法の改正に伴い、刑事裁判への被害者参加制度が創設され、平成19年12月から施行されています。
- 各都道府県においては、従来、警察が行ってきた犯罪被害者支援について、警察を中心に行政や民間団体など関係機関が連携して行うための枠組みづくりや県民への啓発などが行われてきています。

【三重県の状況】（平成22年度の取組状況）

1. 県の主な取組状況

（※行動プラン取組方向ごとに主な取組を記載。詳細は「県事業体系表進捗まとめ」を参照。）

（1）犯罪被害者等の権利や利益の保護をはかるための総合的な施策の推進

- ① 公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センターに対して、財政的及び人的支援を行うとともに、事業についても積極的な支援を行いました。

今後、センターの周知が進むにつれ、相談や直接支援業務が多くなっていくことが予想されることから、被害者支援活動の中核としてセンターが活動できるように関係機関、地域社会との交流を進め、社会全体で犯罪被害者を支えていく環境をつくる必要があります。〔公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センターへの支援事業／警察本部広聴広報課〕

- ② 事件・事故の被害者やその家族に対し、自助グループの紹介や活動内容の説明等を行いました。また、自助グループの会合等へ参加し、意見や要望を聞き、被害者支援の施策に取り組みました。

今後も、自助グループとの連携をはかり、活動内容等を広報するとともに同じ境遇の方が話し合える環境をつくっていく必要があります。〔自助グループ等民間団体への情報提供等／警察本部広聴広報課〕

- ③ 犯罪被害者等のニーズと行政サービスや警察の支援をスムーズにつなぐため、犯罪被害者等への支援に有効な県の施策をまとめた冊子「犯罪被害者等支援関連事業」の見直しを行い、県の各部局をはじめ市町・関係機関に配布しました。

各種制度等が年々変わっていくことから、今後も継続して関連施策を把握することが必要です。〔関連事業（企画調整費）／生活・文化部交通安全・消費生活室〕

（2）犯罪被害者等の人権問題について幅広い啓発活動の推進

- ① 県民への啓発活動として、公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センターと警察、県・市町等が連携し、一行詩「い・の・ち」の募集や犯罪被害者週間（11月25日～12月1日）におけるイベント「犯罪被害者支援を考える集い」を開催しました。

また、県内の中学校、高等学校の生徒及び教職員を対象に「命の大切さを学ぶ教室」を開催し、犯罪被害者遺族による講話を行うなど、犯罪被害者支援に対する理解と共感の増進に努めました。

犯罪被害者の心情等については、まだ十分に理解されていないことから、一層工夫した啓発活動を行い、被害者支援意識の高揚をはかる必要があります。〔犯罪被害者支援及び相談業務の充実／警察本部広聴広報課〕

- ② 犯罪被害者等がおかれている現状と支援の必要性及び支援体制を広く知ってもらうため、啓発用パンフレットを作成し、警察・市町及び関係機関を通じて配布しました。また、被害者等と接する機会の多い市町担当者等を対象に、犯罪被害者遺族を講師に招き研修会を実施しました。今後とも、さまざまな観点から犯罪被害者等の人権に関し、県や市町担当者をはじめ職員の理解を深めることが必要です。〔関連事業（企画調整費）／生活・文化部交通安全・消費生活室〕

（3）犯罪被害者等に対する精神的ケアをはじめとする支援

- ① 公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センターは、被害者本人や遺族、家族等からの総合相談窓口として、専門のスタッフを配置しているほか、

臨床心理士等によるカウンセリングを行っています。

県では当センターに対して各種の支援を行い、センターの相談・支援機能の充実をはかっています。〔犯罪被害者支援及び相談業務の充実／警察本部広聴広報課〕

- ② 福祉、教育、警察の三者が連携し、関係機関からの相談について7件のコーディネートを実施しました。児童虐待等に対応していくため、引き続き、多様な機関による連携が必要です。〔みえ少年総合相談【再掲】／健康福祉部こども局こども家庭室、教育委員会生徒指導・健康教育室、警察本部少年課〕

2. 県以外の多様な主体による取組状況（事例）

（※市町や、企業・団体等の地域の取組状況について、把握できるものの中から抽出しその中の事例を紹介。ある団体等の固有事例の紹介であり全体傾向ではありません。）

（1）民間の取組事例（取組事例の紹介）

○〔NPO・団体等〕

（事例1）公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センターは、犯罪被害者支援チャリティコンサートなどの啓発事業を実施するなど、犯罪被害者支援の中心的な役割を担っています。また、支援の中心となるボランティア支援員については、「ボランティア支援員の養成講座」及び「同継続研修会」を開催し、相談機能の充実に努めています。

（事例2）県内の6大学が連携して、理不尽に命を奪われた人々やその家族の人権を訴え、生命の尊さを伝える「生命のメッセージ展 in みえ」を鈴鹿市で開催しました。

（2）市町の取組事例（主な取組事例の紹介）

- 鳥羽市、志摩市では、職員等に対して犯罪被害者の心情等に対する理解を深めるための研修会が開催されました。

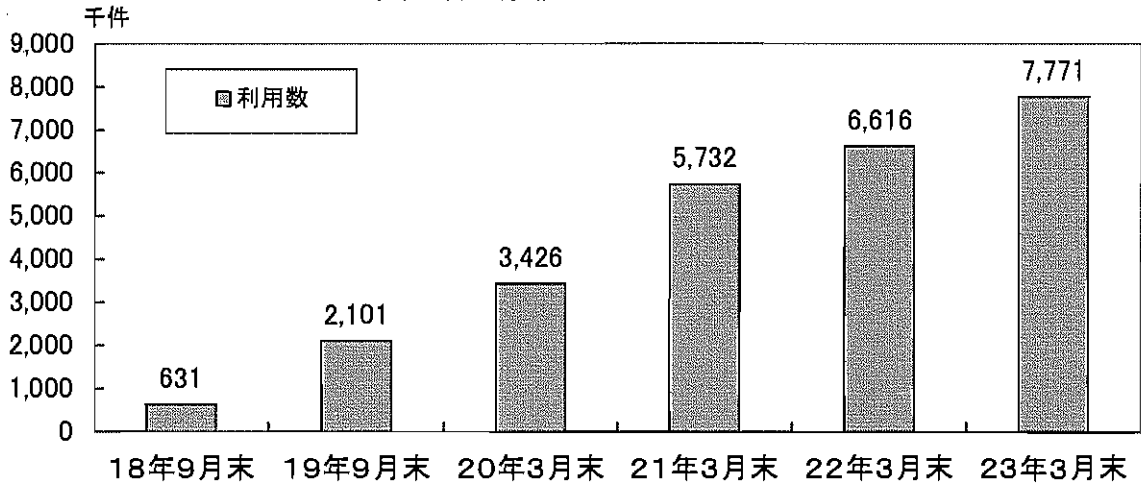
■ 今後の取組方向（平成23年度以降の取組方向）

- 地域で孤立し悩んでいる犯罪被害者を支援するため、拠点施設である公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センターにおいて、さまざまな制度や支援策について情報提供を行います。
- 地域において犯罪被害者が偏見などの被害を受けず、身近な方々が被害者を支援する社会となるには、地域の住民が犯罪被害者の心情等を理解することが重要なことから、さらに効果的な啓発手法の検討を行っていきます。

インターネットによる人権侵害

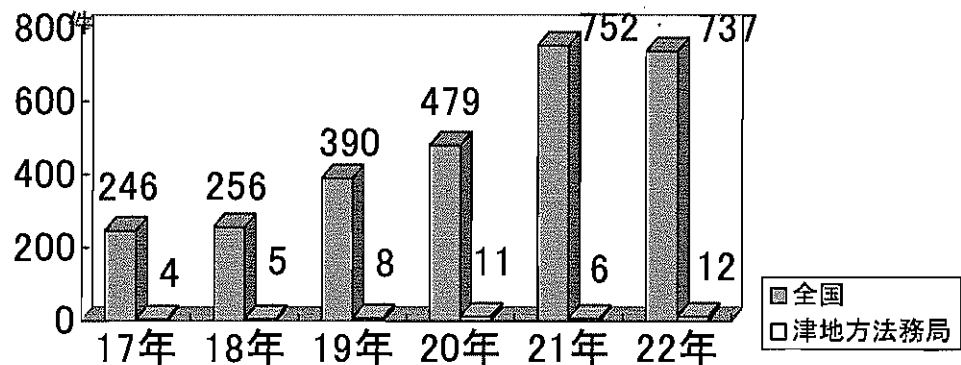
■ データからみた状況

【関連データ1】 携帯電話・PHS事業者各社のフィルタリングサービス利用数の推移



資料：電気通信事業者協会公表資料

【関連データ2】 インターネットによる人権侵犯事件（プライバシー）
法務局人権侵犯事件の受理件数（総数）



資料：「法務局及び地方法務局管内別人権侵犯事件の受理及び処理件数」法務局

データに関するコメント

【関連データ1】 有害情報への取組として、有害サイトアクセス制限サービス（フィルタリングサービス）の利用状況が社団法人電気通信事業者協会から公表されています。18年9月末の利用数に比べて、23年3月末の利用数は1.0倍以上になっています。

【関連データ2】 インターネットによるプライバシーに関する人権侵犯事件は、全国的に増加してきましたが平成22年は減少しました。なお、三重県内（津法務局管内）における受理件数は平成21年に減少しましたが平成22年は再び増加しています。

【関係法令等の動き】

- 「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）」の制定（平成14年5月施行）
- 「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」の改定（平成20年6月）
- 「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」の制定（平成21年4月施行）
- プロバイダ責任制限法「名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン」の改定（平成16年10月）
- プロバイダ責任制限法「発信者情報開示関係ガイドライン」の策定（平成19年2月）
- 「ホットライン運用ガイドライン」の改定（平成20年3月）

■ 現状と課題

【国連、国、他の都道府県の状況】

（※全体的な動向、注目すべき取組、法令・条例改正など）

- 総務省では、「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会」において、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」の成立・施行後の青少年のインターネット利用をとりまく状況を分析し、各関係者によるこれまでの取組を検証した上で、更なる取組の在り方を検討し、平成23年2月に「中間報告書」が取りまとめられました。
法務省は、インターネット上の人権侵害事案に対しプロバイダ責任制限法「名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン」に法務省の人権擁護機関による対応指針が盛り込まれたことも踏まえ、削除要請などの対応を行っています。
- 都府県・政令市で構成する「全国人権同和行政促進協議会」において、同和問題に関する差別表現に係る削除依頼の判断基準の検討を踏まえ、平成19年度より全国的な差別表現の掲載のあったプロバイダ・インターネットサイト等への削除依頼が行われました。
- 携帯電話・PHS事業者が加盟する（社）電気通信事業者協会は、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」への対応として、「安全に安心して携帯電話を利用できるサービスの普及促進」と「携帯電話を使う際のマナーやトラブルへの対処方法の啓発」を取り組むため、「青少年への携帯電話等フィルタリングサービスの加入奨励に関する指針」を平成22年4月に策定しました。

【三重県の状況】（平成22年度の取組状況）

1. 県の主な取組状況

（※行動プラン取組方向ごとに主な取組を記載。詳細は「県事業体系表進捗まとめ」を参照。）

(1) インターネット上での差別事象・人権侵害の状況把握と対応のための体制づくり

- ① インターネット掲示板上の県内同和問題に関する差別的な書き込みを中心にモニタリングを行い、差別表現の早期把握と拡大防止に努めました。また、人権侵害に関わる書込を発見した場合は、県内に関わる事象は津地方法務局、他府県に渡るものは全国人権同和行政促進協議会へ通報し、削除に向けた取組を進めています。

「ネットモニターボランティア養成講座」を開催し、ネットモラルやメディア・リテラシーの啓発を行うとともに、ネットモニター等の活動を行うグループづくりのキーパーソンとしての役割を担う人材の養成に取り組みました。これにより幅広い分野における差別的書き込みに対するモニタリング体制の整備を図りました。

[インターネット人権モニター事業／生活・文化部人権センター]

- ② 市町・県民等からの情報提供・相談に対応できるよう、(財)反差別・人権研究所みえと連携し、情報収集と具体的な対応に努めています。

また、県内の市町で構成する三重県人権・同和行政連絡協議会に対しても取組の推進を働きかけています。[インターネット人権モニター事業／生活・文化部人権センター] [関連取組(企画調整費)／生活・文化部人権室]

(2) インターネット上での人権問題及び適正な利用に関する啓発と教育の推進

- ① 啓発パンフレット「正しく知って、楽しく使おうインターネット」等を活用した啓発・各種講座において、インターネットの適正な利用とメディアへの接し方等のテーマ設定等、教育・啓発・広報活動に取り組みました。

今後とも、インターネットや携帯サイトにおける人権侵害に対しては、メディア・リテラシー教育や啓発が重要となっています。[インターネット人権モニター事業・みえ地域相談ネットワーク事業／生活・文化部人権センター]

- ② 児童生徒のインターネットモラルを育成するため、人権学習教材「わたし かがやく～みんなで学ぼう ネットモラル」を活用した教職員研修会の助言や保護者・住民向けの学習会の取組を支援しました。今後も、児童生徒が人権感覚とメディアリテラシーを養い、インターネット等の適正な利用が行えるよう学習を深めていくことが重要となっています。[広報研究事業／教育委員会人権教育室]

- ③ 子どもや若者を守る立場にある大人(各PTA、育成団体関係者等)を対象とした研修会に、担当職員を派遣しインターネットの安全な使用方法について啓発を行ったり、ネット研究の専門家を招いた講演会を開催し、多くの保護者や住民の参加がありました。

子どものネット被害の未然防止に向けて、今後も研修会等を開催し、

啓発に努め、社会全体でネットモラルの醸成を図ることが大切です。

[青少年ネット被害・非行防止事業／健康福祉部こども局こども未来室]

- ④ 全庁的な体制として、教育委員会、こども局など関係部局でインターネット利用に伴う情報共有と連携のため、副知事をトップとする「県こども・青少年施策推進本部」を設置し、更に効果的・効率的な推進に向け取り組んでいます。[関連取組（庁内体制づくり）／健康福祉部、教育委員会、生活・文化部 他]
- ⑤ 公立の全小中学校、県立学校を対象として、学校非公式サイト現状把握や、ネットに依存する児童生徒の課題分析などを進めました。また、保護者による「ネット啓発チーム」を養成し、県内各地でネット啓発講座を開催するなど、学校・家庭・地域が協働して子どもを見守る体制の構築に努めました。[学校非公式サイト対策推進事業／教育委員会生徒指導・健康教育室]

2. 県以外の多様な主体による取組状況（事例）

（※市町や、企業・団体等の地域の取組状況について、把握できるものの中から抽出しその中の事例を紹介。ある団体等の固有事例の紹介であり全体傾向ではありません。）

（1）民間の取組事例（取組事例の紹介）

○【企業】

（事例1）総務省等による啓発活動「e-ネットキャラバン」が全国で実施されていますが、県内でも複数の情報通信事業者等における啓発講師の派遣により、インターネットの安心安全利用を目的とした講習会を開催しており、保護者・学校関係者など多くの参加がありました。

○【NPO・団体等】

（事例1）インターネット掲示板の差別書込に対し、削除要請活動に取り組んでいる団体等があります。これらの取組により、削除ルールを示している掲示板においては、掲示板管理者による削除も進んでいます。また、当団体が主催して、県内自治体・教育委員会、企業、警察本部の参加による「研究会」を開催し、情報の共有や連携に向けた話し合いを行うほか、人権問題に関する情報発信、教材テキストとして、インターネットをテーマとしたテキストの発行を行いました。

○【住民組織】

（事例1）四日市市のあるPTAの家庭教育講座でケータイ安全教室が開催されました。授業参観後の懇談会でもPTAが企画し、「インターネット上の人権侵害」を取り上げ、活発な議論がなされました。

（2）市町の取組事例（取組事例の紹介）

- インターネット上の人権侵害に対応するため、伊賀市・名張市の2市、伊賀県民センターで構成する「伊賀地区における部落差別をはじめとするあらゆる差別撤廃に関する連絡協議会」において、平成19年7月か

ら引き続き「伊賀地域インターネット差別表現書き込み分析調査研究事業」に取り組んでおり、共同のモニタリングで大きな成果を挙げています。

- 津市では、小中学校に関係するインターネット掲示板や携帯電話の携帯サイトに書き込まれた特定個人への誹謗中傷や人権侵害に係る書き込みを定期的にパトロールして発見し、学校と連携して管理者に削除を求める取組を勧めています。
- 鈴鹿市では、地区別人権尊重まちづくり講演会のなかで、「携帯電話と子どもたち」というテーマで、講演会を実施しています。

■ 今後の取組方向（平成23年度以降の取組方向）

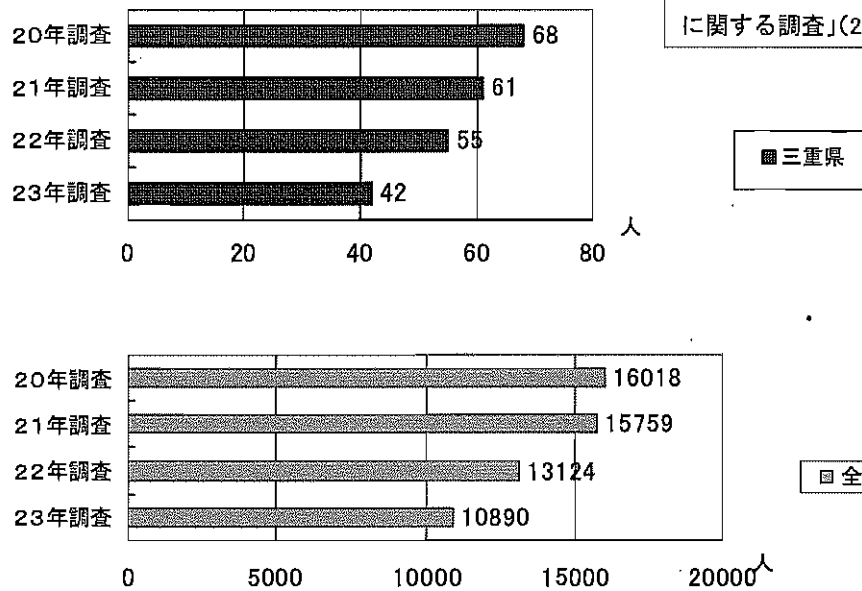
- 差別的な書き込みについてのモニタリングは、対象の変化に対応し早期発見・早期広がり防止・早期削除活動に努めます。
ネットモニターボランティア養成講座は、昨年度に引き続き新規の人材養成を行うとともに、養成講座終了者との連携及びモニタリングネットワークの充実を図ります。
- インターネットと人権に関する教材を、すべての小中学校、県立学校で活用するとともに、保護者等の参画も得ながら、児童生徒のネットモラルの育成に取り組めます。
- インターネットや携帯電話の安全な使用方法について、保護者や住民に幅広く啓発を行うため、市町の関係機関や育成団体等参加対象者を広げた市町単位での研修会を実施します。
また、居住地域を中心に、ボランティアとして啓発活動等を行う人材の育成を図る講座を実施し、ネット被害から子どもや若者を守る取組を進めます。
- 児童生徒に関わるサイトのネット検索・監視等を継続し、学校における教育・啓発を支援するための資料や体制を整えるとともに、「ネット啓発チーム」に大学生ボランティアを加えて、活動をより充実させ、学校・家庭・地域が協働して子どもを見守る体制の構築をめざします。

さまざまな人権課題

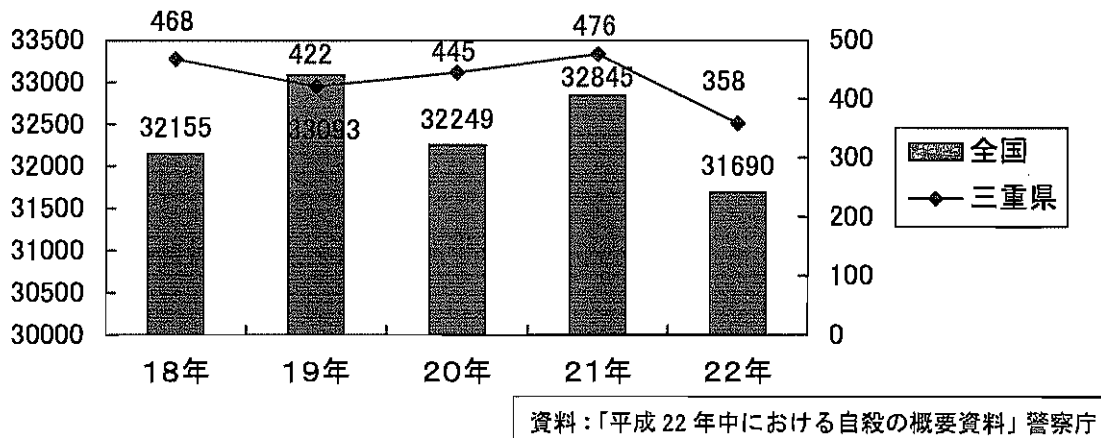
(アイヌの人びと、刑を終えた人・保護観察中の人等、性的マイノリティの人びと、ホームレス等)

■ データからみた状況

【関連データ1】 ホームレス数の推移



【関連データ2】 全国および三重県における自殺者数の推移



データに関するコメント

【関連データ1】平成23年1月に実施した全国のホームレスの実態に関する全国調査によると、全国のホームレス数は合計10,890人であり、22年調査と比較すると、2,234人減少しています。なお、三重県においては42人となっており、22年調査と比較すると13人減少しています。

【関連データ2】全国の自殺者は年間3万人を超える水準で推移しています。平成22年中における自殺者の総数は、31,690人で、前年に比べ、1,155人減少しました。三重県の自殺者数は前年より117人減って、減少率は全国でもっとも高くなっています。

【関係法令等の動き】

- 「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律（アイヌ文化振興法）」の制定（平成9年7月施行）
- 「ホームレスの自立の支援に関する特別措置法（ホームレス自立支援法）」の制定（平成14年8月施行）
- 「自殺対策基本法」の制定（平成18年10月施行）
- 「更生保護法」及び関係法の改正（平成19年6月、保護観察対象者の生活実態把握が確実にできるよう対象者に義務を課した）
- 「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」（平成16年7月施行）の改正（平成20年6月）
- 「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」衆参両院で採択（平成20年6月）
- 「いのちを守る自殺対策緊急プラン」の策定（平成22年2月）
- 「三重県自殺対策行動計画」の策定（平成21年3月）

■ 現状と課題

【国連、国、他の都道府県の状況】

（※全体的な動向、注目すべき取組、法令・条例改正など）

- 【アイヌの人びと】平成20年6月に「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が国会で採択され、内閣において「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」により、アイヌの人たちの歴史や文化、生活の現状、今後のアイヌ政策のあり方などについての議論が重ねられました。平成21年7月にまとめられた報告書を受け、アイヌの人々の意見等を踏まえつつ総合的かつ効果的なアイヌ政策を推進するため、平成22年1月から「アイヌ政策推進会議」が開催されています。
- 【刑を終えた人・保護観察中の人等】厚生労働省では、平成21年度に「地域生活定着支援事業」を創設し、高齢又は障害を有するため福祉的な支援を必要とする矯正施設退所者について、退所後直ちに福祉サービス等（障害者手帳の発給、社会福祉施設への入所など）につなげるための準備を、保護観察所と協働して進める「地域生活定着支援センター」を各都道府県に整備することにより、その社会復帰の支援を推進することとしています。
宮城県では、性犯罪前歴者やDV加害者に対して、衛星利用測位システム（GPS）の常時携帯を義務付ける条例制定の検討を行っています。
- 【性的マイノリティの人びと（注）】性同一性障がいに関しては、「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され一定の条件を満たすものについては、審判を受けることができるようになりました。また、平成20年6月、同法律の改正があり、戸籍変更ができる特定の条件が「現に子がないこと」から「未成年の子がないこと」に緩和されました。
平成22年には埼玉県と鹿児島県の公立小と鹿兒島県の公立中が在校生に学校生活上の性別変更を認めています。また、文部科学省が性同一性障がいの児童・生

徒について、都道府県教委などに対し、教育相談を徹底し本人の心情に十分配慮した対応をするよう通知するなど、性同一性障がいに対する理解が求められています。

- 【ホームレス】平成14年8月、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」が制定され、同法に基づき平成15年7月に「ホームレスの自立支援等に関する基本方針」が策定されました。なお、平成19年1月に行われた実態調査の結果を踏まえ、平成20年7月に同基本方針の見直しが行われました。また、同方針に基づき実施される施策の効果を継続的に把握するための「ホームレスの実態に関する全国調査」が毎年1月に実施されています。
- 【自殺対策】国は、「自殺対策基本法」に基づき、平成19年6月に「自殺総合対策大綱」を策定し、平成20年10月には「自殺対策加速化プラン」を策定しました。さらに、平成22年2月には当事者本位の施策の強化を図るため「いのちを守る自殺対策緊急プラン」が策定されました。

【三重県の状況】(平成22年度の取組状況)

1. 県の主な取組状況

(※行動プラン取組方向ごとに主な取組を記載。詳細は「県事業体系表進捗まとめ」を参照。)

(1) 多様な人権課題の現状と課題認識のための取組

- ① インターネット掲示板の差別的な書き込みのモニタリングを行い、差別表現の早期把握と拡大防止に努めるとともに、関係部局への通報等により対応しました。〔インターネット人権モニター事業／生活・文化部門人権センター〕
- ② 人権施策に関する年次報告において、人権をめぐる社会の状況を把握し、現状への理解と課題認識を深めるため、各市町及び県内60の企業、NPO・団体等を訪問し、データの収集・分析を行いました。今後も、民間の取組等の幅広い情報収集が必要です。〔人権をめぐる状況把握／生活・文化部門人権室〕

(2) 人権課題の正しい理解のための啓発活動

- ① すべての小中学校及び県立学校等に配付した人権学習教材「わたしがやく」が授業で活用されるよう、教職員対象に4回の連続講座を実施しました。また、人権教育の今日的な課題と情報をホームページで発信しました。今後は、カリキュラム作成や教材開発に関する情報を教職員に発信し、授業内容の充実を図る必要があります。〔広報研究事業【再掲】／教育委員会人権教育室〕
- ② 人権問題への正しい理解、人権尊重の思想を広く定着させるため、企画パネル展、人権フォトコンテスト、人権フォーラムを実施しました。また、人権問題の解決をめざし、人権課題毎に4コマ漫画を使用した啓発パンフレット「コッカラ2」の配布を行いました。効果的に啓発を進めるためには、市町や多様な主体との連携が必要です。〔人権啓発事業／生活・文化部門人権センター〕

③ 突然亡くなった大切な人に対する哀しみや深い思いを語り合える場として、自死遺族の集いを6回開催し、自死遺族の心のケアを行うとともに、自殺に対する関心を高めることができました。

今後は、地域において、自殺未遂者や自死遺族等に対し適切な支援が提供される体制を整備していく必要があります。〔地域自殺対策緊急強化事業／健康福祉部健康づくり室〕

(3) 人権侵害を受けた人に対する対応のための取組

① 三重県人権センターにおいて、人権に関する相談機能の充実をはかるとともに、関係機関と連携しながら適切な対応に努めました。

また、人権に係わる各機関相談員の資質向上とさまざまな人権課題への相談機能を強化するため、相談員スキルアップ講座（16講座、801名参加）を開催しました。

今後も、相談員のスキルアップと他の相談機関との連携が必要です。〔人権相談事業・みえ地域人権相談ネットワーク事業／生活・文化人権センター〕

② 人権侵害（差別事象）が発生した学校では、その学校が主体的に課題解決をはかれるように指導・助言を行いました。今後も、学校における人権侵害（差別事象）の実態を的確に把握し、未然防止のための取組を強化するとともに、適切な課題解決ができるように指導・助言をすることが必要です。〔人権教育活動事業／教育委員会人権教育室〕

2. 県以外の多様な主体による取組状況（事例）

（※市町や、企業・団体等の地域の取組状況について、把握できるものの中から抽出しその中の事例を紹介。ある団体等の固有事例の紹介であり全体傾向ではありません。）

(1) 民間の取組事例（取組事例の紹介）

○〔NPO・団体等〕

（事例1）県内で自殺死亡率の高い東紀州地域において、自殺を考えている人等に感情面での支えを提供することを目的とし、「死にたい」という気持ちに耳を傾けるボランティア団体があります。

（事例2）出所後、行き先のない高齢受刑者及び受刑者の雇用と居場所の確保を目的に活動している団体があります。

（事例3）年に1度、研究大会を開き、教職員や自治会、社会教育団体・市民活動団体に広く参加を呼びかけるとともに、全体会ではアイヌ問題や貧困問題、ハンセン病など同和問題をはじめとする様々な人権課題を通して、みんなで考え合える機会を続けている団体があります。

（事例4）経済的な問題を抱える失業者や非正規労働者を支援しようと、県内の弁護士や社会福祉士が市民団体を立ち上げ、それぞれの分野の専門家が連携することにより、幅広い支援を目指しています。

(2) 市町の取組事例（取組事例の紹介）

○いなべ市では、自殺予防対策として、広報紙・ホームページで生きやす

くなる情報の提供を行ったり、電話による相談窓口を毎週定期的に設置しています。また、人権連続講座等で「自死対策」や「反貧困」をテーマにした講演会を開催しました。

- 松阪市では、アイヌ民族の理解を深めるために、アイヌ民族との交流や講演会の開催、啓発冊子や教材の作成等に取り組むなど、人権教育・啓発の推進をはかっています。また、松浦武四郎記念館では、小・中・高校、公民館、自治体などの人権研修を積極的に受け入れ、アイヌ民族の歴史や文化の紹介に努めています。
- 市町が実施する住民向けの講演会や講座、職員向けの研修会などにおいても、「性的マイノリティの人々」や「貧困問題」などさまざまな人権課題をテーマに開催されることが増えています。

■ 今後の取組方向（平成23年度以降の取組方向）

- 多様化する現代社会においては、「三重県人権施策基本方針」に示した課題のほかにもさまざまな人権課題が存在します。今日の厳しい社会情勢の中、貧困や格差の問題、雇い止め等労働者をめぐる問題、また、年間3万人を超える自殺者やその家族への対応など、新たに発生する課題も含めて、人権に関する課題をしっかりと見据え、さまざまな人権課題に対して的確な状況把握に努めます。
- 今後とも人権関連諸施策を推進する中で、人権をめぐる社会の動向を把握し、現状への理解と課題認識を深めるとともに、幅広く、啓発・広報に努めます。

注) 性的マイノリティのふびと
生物学的な性（からだの性）と性の自己認識（こころの性）が一致しない性同一性障がい者、人の性愛がどういう対象に向かうのかを示す性的指向にかかる同性愛者、先天的に身体上の性別が不明瞭な方などをいいます。

2011（平成 23）年度版
人権が尊重される三重をつくる行動プラン年次報告

2011（平成 23）年 10 月発行

三重県 生活・文化部 人権室
〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地
TEL 059-224-2278 FAX 059-224-3069
E-mail jinken@pref.mie.jp